

倉敷の歴史

第23号

2013年3月

論文

- 初代徳島藩主書状から見える慶長～元和期の池田家の構造 …内池 英樹 (1)
- 玉島石工 安田屋新蔵とその狛犬 ……………藤原 好二 (18)
- 瀬戸内児島の鯛網漁考 ……………太田 健一 (31)
- 倉敷市域における武術流派竹内流の系譜 ……………足立 賢二 (48)

聞き書き倉敷の歴史

- 林源十郎商店記念室づくりにたずさわって ……………土岐 隆信 (64)

史料紹介

- 倉敷代官支配の小豆島における不動尊紛失をめぐる訴訟史料 …山本 太郎 (74)
- 「安原太郎日記」について ……………前田 昌義 (84)

史料群紹介

- 倉敷市所蔵岡山藩家老天城池田家家臣平山家文書 ……………畑 和良 (94)

アラカルト

- 徳富蘆花夫妻と養父ヶ鼻 ……………大島 崇雄 (109)

報告

- 平成23年度歴史資料講座 …………… (112)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 …………… (113)

初代徳島藩主書状から見える慶長・元和期の池田家の構造

内 池 英 樹

はじめに

岡山藩池田家は、寛永九年（一六三二）の池田光政の入部以降幕末に至るまで、備前国全域と備中国の一部を領有した。同家については、池田光政治世期を中心にしながら、光政の「名君」論や家臣団構造、軍役や地方支配の実態等について、数多くの研究成果が発表されている⁽¹⁾。しかし、岡山藩池田家を分析するためには、光政以前の主従関係の編成過程の検討も必要ではないかと筆者は考えている⁽²⁾。

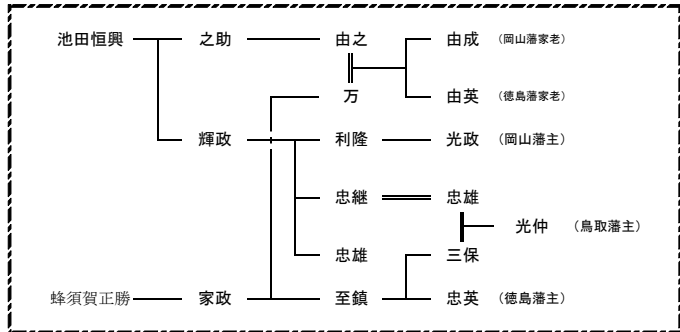
近世初期の大名と家臣団との主従関係については、福田千鶴氏が、「御家騒動」という主君と家臣との対立状況の分析を通して、主君としての資質や政治的・軍事的能力の有無が、主君と家臣との主従関係を成立させるた

めの重要な要件であったことを明らかにした⁽³⁾。

また、池田家については、柴田一氏が光政期の六つの家老家が有力な家臣であり、將軍の目見えを許され、大名と同様に証人として江戸に人質を差し出す陪臣証人だったことを指摘した。さらに、重臣と近世出頭人との対立構図も明らかにして、特に慶長一八年（一六二三）の池田輝政死去の際に起きた若原右京亮退去も、「御家騒動」であったとしている⁽⁴⁾。

柴田氏の労作は、光政以前の池田家の主従関係の編成を考える上で貴重な成果である。しかし、『池田家履歴略記』（『略記』と省略）や『備陽記』等の近世編纂物や、家臣の由緒を記した「奉公書」等の寛永以降に成立した史料に基づいた考察であることから、同時代史料による検証が必要ではないかと考えた。

人物関係図



※ () 内は、寛永9年以降の立場を示している。

そこで、本稿では、同時代史料に近いものを用いて、慶長・元和期の池田家の分析を試みたい。主に使用する史料は、国文学研究資料館阿波国蜂須賀家文書『至鎮様御代草案』『至鎮様御代旧記』⁽⁵⁾『至鎮様御代旧記帳』である。本史料は、初代徳島藩主蜂須賀至鎮^{よしづけ}から老中や大名、その家臣たちに出した書状の草案をまと

至鎮は、蜂須賀正勝の孫で、関ヶ原の戦いでは所領を豊臣家に返却し剃髪した父蓬庵（ほうあん）（蜂須賀家政）に代わり、

徳川方へ参加した。豊臣家から徳川家へと權力の中心が切り替わる場面を乗り切った至鎮は、大坂の陣などで活躍し、淡路国を含めた徳島藩二五万七〇〇石の大名となっていく。また、藍の栽培を奨励する等の内政の充実に努め、蜂須賀家による阿波・淡路国支配の基礎を確立した人物である。至鎮姉が池田輝政の甥池田出羽守由之⁽⁷⁾の妻に、至鎮娘も池田忠雄の妻となっており、池田家と蜂須賀家とは二重の姻戚関係で結ばれていた（人物関係図参照）。蜂須賀家は、池田家以外にも、井伊家や小笠原家等を含めた大名家や公家との婚姻を重視しており、交際の輪を広げていた。⁽⁸⁾

使用する史料が「草案」であることから、実際に宛先に届けられたのか、文章がこの通りに書かれていたのか等、すべてを一次史料と同様に取り扱うことは難しい。しかし、至鎮の視点からということと、「草案」であるということの制約は生じるが、そのことに留意しつつ分析を試みた。⁽⁹⁾

以下、至鎮から池田家へ書状がまともに出されている。池田輝政が死亡した慶長一八年（一六一三、第一章）と、池田由之が死亡した元和四年（一六二八、第二章）に分けて、

述べていくことにする。

一 慶長一八年の至鎮書状から見える池田家

まず、『当代記』『駿府記』等を元に確認してみよう(表1)。慶長一八年一月

表1 池田輝政死亡後の動きについて

月 日	内 容
1月25日	池田輝政が「俄発病、吐血中風」と伝えられる状況で死亡する。
1月29日	家康へ輝政が1月24日に危篤になった連絡が入る。直後に、死亡の連絡も入る。
4月27日	姫路へ派遣されていた村越茂介・安藤対馬守が家康の元へ帰着し、輝政の治世や若原右京亮・中村主殿助の悪政を報告される。
6月6日	家康・秀忠によって、播磨は利隆へ、備前は忠継へ与えられる。
8月21日	返礼として、駿府に利隆と忠継がそろって訪問する。

〔典拠〕『駿府記』『当代記』より作成。

二五日に輝政が死亡した⁽¹⁾後、八月二日に池田利隆・忠継兄弟が、駿府にいた家康へ返礼に行くまでの間は、家康による池田家への差配が行われていた。しかし、家臣団の再編成については、それ以降に決着しており、少なくとも九月末の時点で正式に決まり、池田家内外へ周知された⁽¹²⁾ようである。

表2 慶長18年10月8日付け蜂須賀至鎮書状一覧

No.	宛	先	人	物	敬称	敬称2	書止文言	内	容	備	考
1	武蔵守		池田利隆		様	人々中	恐惶謹言	姫路への赴任に対する祝意		当主	
2	左衛門督		池田忠継		様	人々中	恐惶謹言	岡山への赴任に対する祝意		当主	
3	池 羽州		池田由之		様		恐惶謹言	武蔵守姫路への赴任について		利隆家臣	
4	本 勘解由		本須勘解由		様		恐惶謹言	武蔵守姫路への赴任について		利隆家臣	
5	荒尾但馬				様		恐々謹言	左衛門督岡山への赴任について		忠継家臣	
6	同 志摩守				様		恐々謹言	左衛門督岡山への赴任について		忠継家臣	
7	津田将監				様		恐々謹言	左衛門督岡山への赴任について		忠継家臣	
8	若 右京		若原右京		さま		恐惶	武蔵守と左衛門督がそれぞれ姫路・岡山への赴任に対する祝意と若原の移動先について		利隆家臣	
9	中 隼人		中村隼人		さま		恐惶	武蔵守と左衛門督がそれぞれ姫路・岡山への赴任に対する祝意と中村の移動先について		利隆家臣	
10	宮内少輔		池田忠雄		様		恐惶	先日の馳走に対する謝辞		当主	
11	乾 平右		乾平右衛門		さま		恐々	先日の馳走に対する謝辞		忠雄家臣	
12	天野四郎右衛門				殿		恐々	先日の馳走に対する謝辞		忠雄家臣	
13	土肥権右衛門				殿		恐々	先日の馳走に対する謝辞		忠雄家臣	
14	石原市左衛門				さま		恐々	左衛門督と共に岡山に参られる事への祝意		利隆家臣	
15	池 出羽守		池田由之		様	人々中	恐々謹言	美作守病中についての見舞い		利隆家臣	

〔典拠〕『至鎮様御代草案 慶長十四～十八』より、それぞれ掲載順に作成した。

家臣団再編が決まった後の一〇月八日に、至鎮から池田家中に宛てて、跡目相続等に関して一五通の書状が出された(表2)。それらを整理すると、利隆・忠継・忠雄ら「当主」に宛てたものと、利隆・忠継・忠雄の「家臣」

に宛てたものの、「その他」の七つに区分できる。

「当主」である利隆・忠継に宛てた表2―1、2のうち、利隆宛のものには姫路への赴任、忠継宛のものには岡山への赴任に対する祝意が述べられていた。また、忠雄宛の書状は一〇月上旬に忠雄の居城（淡路国由良城）へ、至鎮が訪問した際の謝辞となっていた（表2―10）。

次に、利隆・忠継・忠雄の「家臣」に宛てたもので、利隆家臣の場合は、表2―3、4の由之と本須勘解由が宛先となっていた。

〈史料一〉

武蔵守様姫路へ被成御移候由目出度存、早々以参上

御祝儀可申上候処、先不取敢以使者申上候、可然様御取成所仰候、何様以参重疊御祝儀可申上候、次、

二三日已前由良へ御見舞申候、御有付之躰候条、珍重存事候、猶此者申合候、恐惶謹言

十月八日

（池田由之）
池田羽州様

（本須勘解由）
本須勘解由様 別紙 同人

文末から、本来は二通出されたものを、後世の編集により、同文のところはそのままにして、宛先だけを並べ

たものと考えられる。本須は、輝政の小姓役で一五〇〇石を拝領していて、輝政側近の一人である。¹³ 〈史料一〉からは、利隆の跡目相続に対する祝意とともに、数日前に淡路国由良城へ至鎮が訪問したことが明らかになる。

また、至鎮から由之への書状（表2―15）だが、公的に出された表2―3（前掲〈史料一〉）のものと異なり、「美作守殿御所旁此頃いか、無御心元存候」とあり、由之弟元信の病中を案じるものとなっている。特記事項がないことから、義兄由之への私信と考えて良い。また、一〇月八日に公私二通の書状が出されている点から、至鎮が由之を別格扱いにしていたことが見えてくる。

忠継家臣の場合には、表2―5、6、7にあるように、荒尾但馬守ら重臣四名へ宛てて出されていて、利隆家臣への書状と大差ない内容のものが届けられている。ただし、荒尾但馬守・荒尾志摩守には鷹が一羽ずつ贈られており、二人は忠継家臣の中でも扱いが異なっていた。

忠雄家臣宛の書状の内容は、表2―11、12、13にあるように、主に一〇月上旬に淡路国由良城へ至鎮自身が来訪した際のお礼である。忠雄への書状には謝辞だけだが（表2―10）、乾や天野・土肥へは酒を飲んで大酔いした

ことの詫びが添えられており、〈史料一〉にあるような淡路と阿波の連携を垣間見ることもできる。⁽¹⁵⁾

以上、三家の家臣に出された書状を見ると、忠雄家臣と至鎮の距離の近さが見えてきた。また、忠継家臣の中でも荒尾氏二名への扱いの違いも注目したい。

「その他」は、表2―8、9の若原右京と中村隼人への書状である。

〈史料二〉

其已後は以書状も不申承無音申候、然は武州様・^(池田利隆)
左衛門督様、姫路・岡山へ被成御移候由、尤目出度

奉存候、何様緩々と遂祇候、御祝儀可申上候条、期其節候、随而貴様御事如前姫路ニ御住宅候哉、又備前へ御越ニ候哉、無御心元候、雖無差儀候為御見舞令啓候、若備前などへ御引越候ハ、拙子式相応之御用可蒙仰候、不可存疎意候、御息大学殿へ以別紙可申候へとも同前候之条、可預御心得候、恐惶

十月八日

御使儀左衛門

若原右京亮
(中村隼人)⁽¹⁶⁾
中隼人さま

まず、輝政出頭人の若原右京亮と中村主殿助の息子隼

人だが、この二人は、利隆家臣でも忠継家臣でもない扱いで、至鎮が書状を出している点に注目したい。

若原と中村は、池田輝政の出頭人として活躍していた人物であるが、輝政の死亡後、池田家から追放されてしまふ。その間の詳しい経緯は、これまで『略記』等からの情報でしか述べられてこなかった。⁽¹⁷⁾

『駿府記』によれば、家康の使者として姫路に派遣されていた村越茂助と安藤対馬守が、四月二七日に駿府に帰還した際、村越と安藤から家康に対して、中村と若原の仕置きが悪かったこと、中村は病死しているため、若原に対して罪を問うべきであることが報告されている。⁽¹⁸⁾ その報告を聞いた家康が、若原に対して怒っており、その際に中村・若原の池田家からの追放はほぼ決定したと考えて良い。実際には、四月よりも随分後になって、家康によって追放されるが、至鎮は二人がどこへ移動するのかを気にかけている。備前国に行くのであれば、至鎮が何らかの支援を考えていることすら記されている。若原の息子へも書状を出すことが述べられており、親しい間柄であったことが考えられる。

もちろん、この書状だけで若原らが他の大名から同様

の評価を受けていたと考えたり、至鎮自身がこのように本心から考えたりしていたかどうかについては、慎重に検討していくべきである。書き出しの部分に、最近は書状のやりとりも行っていなかったことが添えられていることも、慎重な検討を必要とする部分である。

ただし、慶長一四年（一六〇九）一〇月頃にも中村に宛てた至鎮書状が数通あることから、輝政出頭人として他の大名と直接やりとりをしていたことは間違いない¹⁹。これらのことを踏まえると、『略記』等の近世編纂物を無批判に用いて、慶長・元和期の池田家中を論ずることに無理があるように感じられる。今後、さらなる資料収集を行いながら、若原や中村ら輝政の出頭人に対する評価を再検討していく必要があるのではないだろうか。

以上、至鎮書状から見た輝政死亡直後の池田家は、利隆・忠継・忠雄ら三人の「当主」と、それぞれの「家臣」に分かれていた。その中でも、由之は利隆家臣の中心として、また至鎮の義兄として音信を蜂須賀家と取り合う関係であったことも見えてきた。由之と至鎮との関係は、次の事例からも指摘できる。

慶長一八年十一月一日付けで、「坪宗兵」が前野久右

衛門を池田家に再度召し抱えるように依頼した際に、至鎮は、利隆へ直接理を言うことが難しいが、「幸彼御家老ニ池田出羽守殿拙子縁者故別而申談」ずると述べている²⁰。また、同日付で由之に対して、前野久右衛門を池田家に以前の通り召し抱えるように依頼している²¹。

このように、利隆の当主としての位置は確かになっているが、利隆への依頼が難しい場面でも、由之に話を通せば池田家で理解が得られることも示している。また、利隆が元和二年（一六二六）に死去した際にも、光政が間違いない跡目を継ぐために由之らが動いていることに対して、祝意やねぎらいを述べた書状を遣わしている²²。

次の章では、光政家臣の中核として至鎮から認識されていた由之が、元和四年（一六二八）に死亡した時を取り上げる。

二 由之死亡後の至鎮書状から見える池田家

利隆・光政のもとで池田家を支えてきた由之が、元和四年三月上旬に不慮の死を遂げた²³。由之は、当時九歳だった池田光政の重臣で、備前国から伯耆国・因幡国に領地替えされた光政にとって重要な支えとなっていた。由之

表3 池田由之死去に伴う蜂須賀至鎮書状一覧

No.	日付	宛 先	内 容	備 考	巻 頁
1	3月12日	池田忠雄	由之死去について。	私力落すと、蓬庵も迷惑	上 9
2	3月14日	堀尾清盛、水野五左衛門	由之死去について。		上 5, 6
3	3月14日	本須勘解由	由之死去について。		上 6, 7
4	3月14日	池田鶴松	由之死去について。		上 8
5	3月14日	日置豊前	由之死去について。	池田家メインと認識	上 7, 8
6	3月14日	池田主計	由之死去について。	絶語	上 8, 9
7	3月16日	荒尾但馬	由之死去について。		上 9, 10
8	3月16日	津田将監	由之死去について。		上 10
9	3月16日	渡瀬加賀守	由之死去について。		上 10
10	3月16日	土井利勝、酒井忠世、本多正純、安藤対馬	由之死去について。		上 12, 13
11	3月28日	土井利勝	主計、鶴松の身上のこと。		上 15
12	3月28日	本多正純、酒井忠世、酒井対馬	主計、鶴松の身上のこと。		上 15, 16
13	3月28日	寺田与左	主計、鶴松の身上のこと。		上 16, 17
14	3月28日	池田主計	由之のことを老中に伝えた旨。		上 18
15	閏3月25日	池田鶴松、美作	由之のことが上聞されたことを、津田将監から聞いたこと。		上 39
16	4月13日	池田鶴松	老中からの返書の写しを送ること、主計は江戸にいて、上様が懇ろに由之について聊ったといふこと。		上 56, 57
17	4月13日	池田美作	主計が江戸にいて幸いであること、至鎮も江戸に向かっていること。		上 57, 58
18	4月13日	水野五左衛門、堀見次左衛門、吉田清九郎	主計が江戸にいて幸いであること、至鎮も江戸に向かっていること。		上 57, 58
19	4月20日	池田鶴松	端午の祝儀、本日京都を発ち江戸へ向かうこと。		上 74, 75
20	5月5日	酒井忠世	饗宴客のお礼。		上 120, 121
21	5月5日	安藤対馬	端午の祝儀到来のこと。		上 109
22	5月6日	土井利勝	8日に御茶を下されることへの謝意(安藤帯刀・成瀬隼人も同席)。		上 122, 123
23	5月7日	土井利勝	8日に土井利勝との同席への謝意。		上 136
24	5月7日	安藤帯刀	8日に土井利勝との同席への謝意。		上 137
25	5月7日	成瀬隼人	8日に土井利勝との同席への謝意。		上 137, 138
26	5月8日	土井利勝	今朝の御茶のお礼。		上 140, 141
27	5月10日	津田将監	先刻の訪問と、荒尾但馬守書状への謝		上 152, 153
28	5月15日	土井利勝	鯛1折のお礼。		上 164, 165
29	5月17日	池田忠雄	近日中へ江戸へ来着のことについて。		上 170
30	5月17日	荒尾但馬	忠雄に供して江戸へ来着のこと、輝澄・政綱下向のこと。		上 171
31	5月19日	池田忠雄	鯛のお礼。		上 175
32	5月20日	池田忠雄	先ほど面会したことのお礼。		上 181
33	5月20日	池田政綱	先ほど面会したことのお礼。		上 181
34	5月20日	池田輝澄	先ほど面会したことのお礼。		上 182
35	5月24日	土井利勝	豚俵遣上の件。		上 242
36	5月24日	酒井忠世	鮓1本へのお礼。		上 289, 290
37	5月25日	長坂三郎左衛門	池田主計殿身上について、宮内と話す。		上 294
38	5月26日	池田政綱、輝澄	自分の贈れ物について。		上 302, 303
39	5月27日	安藤対馬、井上主計	徳島酒大樽と御茶湯炭1箱遣上について。		上 312
40	5月27日	酒井忠世	徳島酒大樽と御茶湯炭1箱遣上について。		上 313
41	5月27日	本多正純	徳島酒大樽と御茶湯炭1箱遣上について。		上 311
42	5月29日	長坂三郎左衛門	自分の贈れ物について。		上 324
43	6月1日	本多正純	お見舞いに対するお礼。		上 329
44	6月1日	荒尾但馬	昨日の忠雄のお見舞いのお礼。		上 329, 330
45	6月1日	池田政綱	馬・太刀代等へのお礼。		上 335
46	6月1日	池田輝澄	馬・太刀代等へのお礼。		上 335, 336
47	6月1日	池田忠雄	お見舞いの書状へのお礼。		上 336, 337
48	6月2日	安藤対馬	お見舞いの品へのお礼。		上 341
49	6月4日	酒井忠世	お見舞いの書状へのお礼。		上 352, 353
50	6月6日	池田忠雄	先ほど面会したことのお礼。		上 225
51	6月7日	安藤対馬	お見舞いの品へのお礼。		上 367
52	6月7日	長坂三郎左衛門	池田主計のことが、いまだ落着いていないこと。		上 368-370
53	6月12日	池田忠雄	至鎮の贈れ物に対する見舞いのお礼。		上 230
54	6月16日	酒井忠世	お見舞いの品へのお礼。		上 409, 410
55	6月17日	池田忠雄	6/24に会うことについて。		上 236
56	6月17日	寺田与左	池田主計の跡目相続について、土井利勝が念頭に入れてくれていることを、至鎮が喜んでいること。	拓植半左衛門が代筆	上 411, 412
57	6月19日	池田忠雄	6/24に会うことについてと小笠原老破守の同席について。		上 415
58	6月20日	荒尾但馬	贈答の品へのお礼。		上 417, 418
59	6月22日	土井利勝	6/25～7/1の間に、本多・安藤らと来臨して欲しい、委細は拓植から口上申し上げる。		上 422, 423
60	6月22日	土井利勝	来臨してくださることへのお礼。		上 427, 428
61	6月23日	丹羽長重	忠雄への訪問について。		上 435
62	6月23日	池田忠雄	丹羽五郎左と24日に尋ねる旨。		上 436

63	6月23日	池田忠雄	明朝の訪問について。		上	436,437
64	6月24日	池田忠雄	お茶と道具の拝覧への感謝。		上	241,242
65	6月26日	池田光政	睡れ物見舞いへのお礼。		上	441
66	6月26日	池田光政	お見舞いへのお礼。		上	441
67	6月28日	長坂三郎左衛門	主計のことは、まだ決まらず。		下	14, 15
68	6月29日	池田忠雄	蓬庵からの手紙を渡す。		下	16
69	6月29日	池田光政	近況連絡。		下	30, 31
70	7月2日	長坂三郎左衛門	主計跡目に関する書状を老中へ渡すことについて。	先度ニ如申上、池主計殿之儀ニ付、急度御年寄衆へ御状被進可然奉存候。	下	27, 28
71	7月2日	小倉忠右	先日以降宮内殿への不参についてのお詫。		上	251
72	7月2日	丹羽長重	丹羽娘婿いへのお見舞いと、宮内も心配していることについて。		上	251,252
73	7月2日	池田忠雄	丹羽への訪問延期について。		上	254,255
74	7月2日	池田忠雄	丹羽五郎左との4日の面会について。		上	252,253
75	7月2日	丹羽長重	4日の訪問について。		下	22, 23
76	7月3日	池田鶴松	主計の扱いについて。	鶴松から池田美作へ伝える。	下	32
77	7月4日	池田忠雄妻	書状へのお礼。		下	36, 37
78	7月7日	酒井忠世	贈答の品へのお礼。		下	43
79	7月8日	長坂三郎左衛門	何ら変化がない。		下	48, 49
80	7月11日	池田忠雄	雅楽と一緒に面会することについて。		下	55
81	7月13日	荒尾但馬	面会について。		下	59
82	7月13日	小倉忠右	伊達美作のこと。		上	256,257
83	7月15日	池田輝澄	書状へのお礼。		下	63, 64
84	7月15日	池田政綱	書状へのお礼。		下	64
85	7月15日	長坂三郎左衛門	忠雄を同道して、酒井忠世へ依頼。		下	65, 66
86	7月16日	安藤対馬	贈答の品へのお礼。		下	67
87	7月19日	酒井忠世、安藤対馬、酒井備後	開茶の依頼と土井とのことについて。		下	79, 80
88	7月20日	長坂三郎左衛門	御内書が出されるということについて。	睡れ物が治ったことについて	下	81
89	7月21日	蓬庵	睡れ物が治ったことについての御内書写		下	86
90	7月21日	松平美作守	何なの打ち合わせについて。		下	88
91	7月21日	松平美作守	面会のお礼。		下	90
92	7月21日	近藤用政	居幡に行く前に面談したこと。		上	262
93	7月23日	土井利勝	屋敷拝顔のお礼。		下	97, 98
94	7月23日	安藤対馬	明日面会について。		下	99
95	7月23日	酒井忠世	明日面会について。		下	103
96	7月24日	酒井忠世	24日の来臨のお礼。		上	264
97	7月24日	安藤対馬	24日の来臨のお礼。		上	264
98	7月24日	土井利勝	24日の来臨のお礼。		上	264,265
99	7月24日	池田忠雄	できれば来臨願いたいこと。		上	265
100	7月25日	池田忠雄	忠雄の来臨について。		下	111
101	7月25日	長坂三郎左衛門	近況連絡。		下	112
102	7月27日	松平左近	7/26に忠雄に会ったことについて。		下	129,130
103	8月4日	長坂三郎左衛門	池田主計のことは油断できない、蓬庵からも雅楽・大炊へ呼びかけてほしい。		下	171-173
104	8月7日	本多正純	贈答の品へのお礼。		下	186
105	8月7日	池田輝澄	柿の贈答について。		下	187,188
106	8月12日	長坂三郎左衛門	池田主計のことは、不明。		下	202
107	8月13日	土井利勝	茶湯箱つと鯛100匹。		下	210
108	8月13日	溝口五右衛門	白樺への礼。由之跡目のことについて、協力してくれたことについての謝辞。		下	211,212
109	8月13日	本多正純	徳島より取り寄せた板の贈呈について。		下	207
110	8月14日	土井利勝、本多正純、酒井忠世、安藤対馬	蓬庵から池田主計のことを依頼。	※当史料の日付のみ到来日を示す	下	218,219
111	8月17日	伊達忠宗	忠雄と共に招待されたことへのお礼。		下	229
112	8月18日	池田忠雄	8/21か22の開茶の誘い。		下	230
113	8月18日	稲田八郎右衛門	近況連絡。	蓬庵へ	下	231
114	8月21日	長坂三郎左衛門	池田主計に関する蓬庵書状に対して、返事が来る旨を土井より聞いたこと。		下	249-251
115	8月22日	土井利勝	書状へのお礼。		下	171-173
116	8月23日	池田忠雄	今月毎日へ来臨についてのお礼。		下	264,265
117	8月24日	池田忠雄	松平重直の来訪が28日夜になったことについて。		下	266,267
118	8月25日	池田忠雄	昨日の来訪のお礼。		下	305,306
119	8月25日	長坂三郎左衛門	酒井から返報。		下	267,268
120	8月26日	酒井忠世	贈答の品へのお礼。		下	272,273
121	8月27日	松平重直	贈答の品へのお礼。		下	277,278
122	8月28日	松平重直	来訪へのお礼。		下	281
123	8月29日	本多正純	贈答の品へのお礼。		下	281
124	8月29日	池田忠雄	明後日の来訪について。		下	282
125	8月30日	土井利勝	贈答の品へのお礼。来月上旬の来訪の要請。		下	286,287
126	9月1日	池田忠雄	昨日の面会のお礼。		下	290
127	9月3日	土井利勝	昨日のご来臨のお礼。		下	336,337
128	9月4日	池田忠雄	重臨祝儀のお礼。		下	342,343
129	9月5日	土井利勝	重臨祝儀のお礼。		下	344
130	9月5日	酒井忠世	重臨祝儀のお礼。		下	344
131	9月7日	池田光政	重臨祝儀のお礼。		下	348
132	9月8日	池田忠雄	招待へのお礼。		下	349,350

133	9月8日	安藤対馬	重福祝儀のお礼		下	350
134	9月9日	荒尾但馬	先刻の訪問のお礼		下	353
135	9月12日	長坂三郎左衛門	居崎出入りについて		下	361-363
136	9月13日	酒井忠世	贈答品への添え状		下	369
137	9月14日	本多正純	来訪のお礼と再度面会したい旨		下	372
138	9月14日	長坂三郎左衛門	主計が由之の跡をうけたこと	忠雄・荒尾但馬も動いた	下	374
139	9月14日	池田美作守、池田鶴松	主計が由之の跡をうけたこと		下	374
140	9月15日	酒井忠世	主計跡目のお礼		下	377
141	9月15日	長坂三郎左衛門	主計が由之の跡をうけたこと		下	381,382
142	9月16日	日置豊前	主計が由之の跡をうけたことのお礼		下	385
143	9月18日	土井利勝	贈答品へのお礼		下	387,388
144	9月20日	池田主計頭	無事の帰国と跡目相続の祝意		下	394
145	9月20日	池田美作、鶴松	主計跡目相続の祝意		下	395
146	9月20日	日置豊前	主計跡目相続の祝意	日置からの指南を求める	下	395
147	9月21日	池田輝興、池田政綱	贈答品への添え状		下	410
148	9月22日	酒井忠世	ご厚情のお礼		下	309
149	9月23日	荒尾内匠	贈答品への添え状		下	413
150	9月29日	池田忠雄	9/28の来訪へのお礼		下	423
151	10月1日	荒尾但馬	先日の来訪のお礼と、明日忠雄ととも の来訪を待っていることについて		下	424,425
152	10月1日	土井利勝、酒井忠世、本多正純	徳島からの春の添え状		下	425
153	10月1日	池田輝興、池田政綱	明日の来属の為に来訪した事へのお 礼と、来属を待っている旨について		下	425,426
154	10月1日	長坂三郎左衛門	近況連絡		下	426
155	10月3日	池田忠雄	ご来臨のお礼		下	375
156	10月3日	池田輝興	ご来臨のお礼		下	315,316
157	10月3日	池田政綱	ご来臨のお礼		下	316
158	10月4日	土井利勝	8～12日の間に囲茶をしたい旨(酒井忠 世、安藤対馬も)		下	432
159	10月4日	土井利勝	8～12日の間に囲茶をしたい旨(酒井忠 世、安藤対馬も)		下	433
160	10月6日	土井利勝	9日朝に来訪されることについて		下	437
161	10月6日	酒井忠世、安藤対馬	9日朝に来訪されることについて		下	437,438
162	10月6日	本多正純	贈答品へのお礼		下	438

〔典拠〕『至鎮様御代草案 元和四 上・下』より作成。

の死亡は、至鎮に非常な衝撃を与え、三月一二日に池田忠雄へ宛てて、「池羽州仕合誠不慮之儀可申上様も無御座候」と突然の訃報に接した驚きを表現し、「蓬庵迷惑仕義、私力落」と至鎮や至鎮の父蓬庵が落胆していることを伝えている(表3-1)。「御使札参拝見」とあり、由之の死亡直後に忠雄から至鎮に使者が立てられたのだろう。

この日をきっかけにして、九月中旬に由之長男の主計(後の池田由成)の跡目相続が認められるまで、把握できる限りでは直接的・間接的に関係する書状が一六二通確認できた(表3)。四月下旬から江戸にいた至鎮は、老中土井利勝や酒井忠世らにも積極的に働きかけている。

由之の死亡直後にあたる三月一四日には、主計や由之次男鶴松(後の池田由英)²⁴等に宛てて五通の書状が出されている(表3-2-6)。それらは、いずれも由之の不慮の死を悼むと共に、主計や鶴松の今後を頼み入る内容になっている。その中でも、光政家臣の唯一の柱石となった日置忠治には、「偏奉頼候」と他にはない文言が加わった上に、光政へも至鎮の考えを伝えるように依頼している。

忠治への一通は、伯耆国・因幡国の池田家を、由之や忠治ら重臣が差配していたことを明らかにしてくれる。また、由之の跡目が、単なる重臣の跡目相続とは異なることをも示している。

三月一六日に、至鎮は次の書状を老中に出している（表3―10）。

〈史料三〉

態以飛札申上候、然は池田出羽守不慮之仕合御座候て相果申候、連々被懸御目候条、不便ニ可被思召と奉存候、私迷惑之段可被成御推量候、指義にて無御座候得共、如此御座候、恐惶

三月十六日

（利勝）

土井大炊様

（忠世）

酒井うた様

（正純）

本多上野様

（重信）

安藤対馬様

文面は短い、他家の重臣である由之の死去について、老中に連絡しており、最初から至鎮が由之の後継問題を重視していたことは明らかである。〈史料三〉の一二日後に、土井と酒井以下三名宛に次の書状が出された（表

3―11、12）。

〈史料四〉

態以使者申上候、然は先書にも如得御意、池田出羽守不慮ニ相果被申候、息主計・鶴松未若年ニ御座候故、計方も無御座躰可被成御推量候、私別而迷惑不過之候、出羽守ニ連々被懸御目候条、彼兄弟之者身上之義御引立被成候ハ、於蓬庵・私可忝候、偏奉頼外無他存候、出羽私縁類之義御存知之御事ニ候条、不顧思惟如此御座候、委曲寺田殿迄申達候、恐惶

三月廿八日

土井大炊様

人々中

〈史料四〉には池田主計と鶴松の二人が若年のため、どのように跡目依頼をしていけばよいかわからないので、「出羽私縁類」であることから、立場も顧みず跡目相続の依頼をしたと書かれてある。文中の寺田殿は、土井家重臣寺田与左衛門で、寺田宛書状にも〈史料四〉とほぼ同義のことが書いてあった（表3―13）。これ以降、由之跡目に関する取次は、土井となっていた。

鶴松宛て閏三月二五日、四月一三日書状（表3―15、

16) により、由之の死去が將軍秀忠の耳に入ったことや、江戸に到着した主計に対して秀忠から懇ろな弔いの言葉があつたことがわかる。

四月下旬に江戸へ下向した至鎮は、五月八日の土井利勝との面会を手始めに、土井や酒井への進物献上を行っている。五月下旬から至鎮自身に腫れ物ができた模様で、書状による依頼は一時中断するが、見舞いに訪れた老中に対し、至鎮の跡目相続の依頼は続く。六月七日の蓬庵付き家臣長坂三郎左衛門宛書状には、「先度申上候池主計殿之義いまた何とも不致落着候、被 仰出様も御座候ハ、急度可申上候」と書き記してある(表3—52)。

六月中旬以降、体調が良くなった至鎮は、池田忠雄と頻繁に面談したり、七月一日には同道して酒井と会ったりしている。当時、一四歳の忠雄が池田家惣領であったが、実際には至鎮や蓬庵、そして書状には度々は出てこないが荒尾但馬守らと連携していた。

七月二四日にも土井、安藤、酒井と茶会を催しているが、その際にも跡目相続決定の連絡がなかったのだろう。至鎮は、自分だけでは不十分だと思ったのだろうか。父蓬庵に対して、次のような書状を八月四日に送った(表

3—103)。

〈史料五〉

(前略)

一池田主計殿義未何とも被仰出無御座候、度々如申上私義聊不存油断候、先書ニも言上候貴公様より雅楽殿・大炊殿へ御状被進可然存候、御両殿も別而貴様被入御心様ニ内々思召義ニ候条、弥急度御状可被進候、奉待候

(後略)

老中から好意的な対応がありながらも、跡目相続の決着を迎えるまでには至らなかった。至鎮は、自分だけでは不十分であると思い、蓬庵から老中たちへ書状を出すように進言している。

蓬庵からは、七月一六日付けで、老中に対して次の書状が出された(表3—110)。

〈史料六〉

付箋

蓬庵様御書

御用繁中へ得尊意儀雖無御心元奉存候、如此御座候、仍池田主計殿義別而御懇之被加御詞外聞実儀

忝仕合ニ御座候条、愚老方より御礼申上候へと御度々申越候、其身儀は不及申上、於私父子忝奉存候、何も阿波守可得貴意候、恐惶

七月十六日 蓬庵

蓬庵様 土井大炊様

御状之写 本多上野様

八月十四日ニ 酒井雅楽様

江戸へ参 安藤対馬様

〈傍線は筆者が便宜上付した〉

傍線部の部分は、本来の書状では書かれず、『草案・元和』を編集する際に追記したものであらう。〈史料六〉は、八月一四日に江戸に届いた老中宛の蓬庵書状の写しである。蓬庵は、①池田主計跡目相続に対する老中らの好意的な対応への謝辞、②至鎮から老中に対して礼を述べるよう度々申し越していたことを書いている。

〈史料六〉からは、〈史料五〉以前に、至鎮から蓬庵に對して老中への働きかけを依頼していたことが推定できる。すなわち、蓬庵・至鎮親子は、緊密に連携を取りながら、主計跡目相続の運動を行っていたのである。

このような蜂須賀家の後押しもあってか、八月二一日

付けの長坂宛書状には、阿波国での大水被害に関する帳面を幕府に提出する際に、土井から返事がある旨が記されている。⁽²⁵⁾八月二五日付けの長坂宛書状からも、老中から蓬庵への返書があるだろうと、至鎮が考えていることが読み取れる。⁽²⁶⁾

跡目の正式決定は、九月一三日であつた(表3―136)。

〈史料七〉

付箋

蓬庵様江

尚々荒尾但馬別而肝煎被申候条、是又御状可被遣候、

急度言上仕候、然は池田主計殿羽州跡職無相違被仰付旨昨日被仰出、今日被致御目見即御暇被遣候、剩御馬など拝領にて無残所仕合ニ御座候、於様子は可被思召御心安候、此由宮内殿別而御肝煎被成候、御礼状被進可然奉存候、大炊殿・雅楽殿色々御取成之由ニ候条、急度御使者にて御礼状被進可然候、五三日中ニ主計殿可在御帰国由ニ候、猶々御年寄衆へ御礼之義早々可然奉存候、次、定而其元より伯州へ御飛脚にても可被遣候条、此状被遣可被下候、猶重而

可申上候、恐々

九月十四日

長坂三郎左衛門殿

〈傍線は筆者が便宜上付した〉

〈史料六〉と同じく、『草案・元和』を編集する際に、この書状が長坂宛ではあるが、実際には蓬庵に向けて送られたことを追記している。尚々書きにあるように、至鎮は、池田忠雄重臣の荒尾但馬守の働きも、主計跡目相続につながったと認識している。

同じ九月一四日に、鶴松と由之弟・美作守に書状が出され、主計が跡目を認められたことについて記され、「各御大慶察入候、拙者迄同前之御事」と、念願の跡目相続を喜んでゐる（表3—139）。

同日に酒井から至鎮にも書状が届き、翌一五日に、次のように酒井へ対して礼を述べている（表3—140）。

〈史料八〉

貴墨忝致拜見候、如來命池田主計殿仕合能御礼被申上候段、於私式忝次第二御座候、昨日為御礼致伺公候得共、就御他出不遂面上候、何様重而期参拝之時存候、恐惶

九月十五日

酒井雅楽様

貴報

九月一六日には、前日に來訪した日置忠治に宛てて、〈史料九〉のように、主計への「御懇情」に謝意を示すとともに、番大膳らにも祝意を示している（表3—142）。

〈史料九〉

尚々此中は参候て可申承を非其儀、所存之外候、何も御逗留中期面上候、

今夕は御開敷候はん処、御出別而忝候、此中主計儀ニ付而御懇情共御礼不得申候、尤参候て申承度候つれとも、結句御取込候半と存、非其儀候、周防殿・大膳殿へも可預御心得候、明日ハ可為御滞留之由候間、不計参候て可申承候、委曲此者可申候、恐惶

九月十六日

御自筆

日 豊州様

御宿所

その後、九月二〇日に主計、美作・鶴松、忠治に宛てて三通の書状が出された（表3—144—146）。そこには、今回の跡目相続への祝意が改めて示されている。ただ、忠

治宛の書状には「尚々主計方万端御心添候て御指南頼申候、其段不及申候」と書かれており、忠治による主計の指導が依頼されている。

以上見てきたように、由之の死去に際して、至鎮は池田忠雄と協力しながら度々老中への働きかけを行い、最終的な局面では父蓬庵の力も借りながら、由之の跡目を主計に継がせた。義兄の死に接した至鎮が、他家の重臣の相続に大きな役割を果たしていた。池田家重臣からも頼りにされ、至鎮の存在は池田家にとって無くてはならない存在だった。

まとめにかえて

以上、蜂須賀至鎮書状から見た池田家の実態について考察を行ってきた。

第一章で明らかにしたように、池田家は利隆・忠継・忠雄の三人の「当主」と、それぞれの「家臣」に分かれて至鎮からも把握されていた。また、輝政・利隆の重臣であった池田由之は、主君利隆を介することなく、至鎮と直接個人的な関係を築いていた。

さらに、第二章においては、至鎮が池田忠雄や光政重

臣の日置忠治らと連携して老中に働きかけ、由之跡目が池田主計へと相続されたことも明らかにした。

これらの実態から、慶長―元和期の池田家においては、將軍への目見えを許された重臣らが、当主たちを支えていたことが見えてきた。また、慶長一八年の輝政の死亡以後、若くして当主が変わっていく中で、親戚である大名が補佐することで、池田家の維持を図っていた一端も見えてきた。そこには、光政の治世期とは異なり、当主の専制的な姿は見いだせない。池田家の運営が、当主のもとで実施されるようになるのは、寛永期以降の池田光政の治世以降であったと言えるだろう。

本稿で用いた史料は、純然たる一次史料ではないため、書状の成立や保管状況やその書札礼等を十分に筆者が分析することができていない。蜂須賀家からのみの分析であったことも含めて、今後の課題としたい。

註

(1) 岡山藩に関する研究としては、岡山藩や池田光政を対象とした谷口澄夫の一連の成果『池田光政』（吉川弘文館、一九六二）、『岡山藩』（吉川弘文館、一九六四）、『岡山藩政史

の研究」(塙書房、一九六四)や、光政「名君論」に関して考察を加えた深谷克己「明君創造と藩屏国家」(一)三、早稲田大学大学院『文学研究科紀要』四〇(一九九四)九六)等、多数の研究成果が出されている。また、二〇〇〇年以降には岡山藩研究会から、岡山藩権力と藩領域に住む様々な人々の活動に関する研究成果として『藩世界の意識と関係』(岩田書院、二〇〇〇)、『藩世界と近世社会』(岩田書院、二〇一〇)が出た。さらに、二〇一二年には、倉地克直「池田光政」(ミネルヴァ書房)、上原兼善「名君」の支配論と藩社会」(清文堂)が刊行された。

(2) 内池英樹「慶長く寛永期における大名権力による地方支配について」(『岡山地方史研究』一二五、二〇一一)。鳥取県立博物館所蔵鳥取藩政資料の家臣由緒書である『家譜』を分析し、次の三点を明らかにした。

① 元和元年(一六一五)に誕生した忠雄家臣団は、備前衆(元忠継家臣団)と淡路衆(元忠雄家臣団)の二グループから構成された。

② 備前衆・淡路衆が相給になることはなかった。また、慶長一八年以来、備前衆の知行地入れ替えはほぼ行われなかった。

③ 淡路衆は、備前国への移動の際に、一律二割の加増を受けていた。

(3) 福田千鶴『御家騒動』(中央公論新社、二〇〇五)。

(4) 柴田一『岡山藩郡代 津田永忠』(山陽新聞社、一九九〇)第一章第二節「池田家臣団の構造」(三〇～七三頁)。

(5) 国文学研究資料館ホームページの説明によれば、宝暦五年(一七五五)及び天保八年(一八三七)頃に大規模な謄写と整理が行われ、近世初期の物の多くは、その時点で写されたことと

れている。

本稿作成にあたっては、西田猛氏が翻刻・刊行した『至鎮様御代草案慶長一四(一八)』(二〇〇七、以下『草案・慶長』)、『至鎮様御代旧記帳 元和二』(二〇〇八)、『至鎮様御代草案元和四上・下巻』(二〇〇九、以下『草案・元和』)を用いた。いずれも、上半分に書状の図版、下半分に翻刻を掲載しており、適宜上半分の図版を見ながら修正を行っている。

なお、岡山藩研究会が二〇〇六年以降同書を翻刻していたようであるが、その成果物については、筆者は見えていないので、同研究会による成果については未見の状態では本稿を書いていることを御了知いただきたい。

(6) 根津寿夫氏によれば、武将としての功績が目される至鎮だが、和歌や茶・花等の諸芸に通じる一方で、家臣たちとの関係も気さくで飾らず、合理的な思考を持つ人物だったとされる『蜂須賀三代 正勝・家政・至鎮』(徳島城博物館、二〇一〇)。

(7) 慶長く元和期の池田家重臣だった池田出羽守由之は、池田恒興長男之助の長男として、天正五年(一五七七)に生まれた。小牧長久手の戦いで父の戦死後は、叔父池田輝政の元で重臣となり、利隆、光政と三代にわたって仕え、天城池田家の祖となった。

(8) 根津寿夫「阿波蜂須賀家の交際」(『香川史学』第三七号、二〇一〇)。

(9) 桑田忠親氏は、豊臣秀吉の自筆書状を丹念に読み取ることで、秀吉や周囲の人々の心性を鮮やかに描いた。本稿の作成にあたって、桑田氏の『太閤の手紙』(文藝春秋新社、一九五九)等の成果に学んだ。

(10) 『当代記』『駿府記』については、『当代記 駿府記』(続群書

類従完成会、二〇〇六）を使用した。

- (11) 『駿府記』によれば、一月二十九日に使者が到着して、一月二四日に危篤、翌二五日に死亡したことを家康に伝えたことがわかる。

- (12) 次田元文「池田利隆の家臣団編成について」（『岡山地方史研究』一〇五、二〇〇五）。

- (13) 岡山県立図書館所蔵『播州侍帳』（KW81.16）を参照。

- (14) 池田由之弟。一時期秀吉の家臣となっており、後に岡山藩番頭になる。元信が秀吉馬廻であり、至鎮自身も秀吉家臣であったことから、以前より二人の関わりがあったこともありうる。

- (15) 尚々先日は貴殿御馳走共不得申候、御息新介殿へも此由申度候、以上

態以使者申上候、先日は為御見舞遂祇候候処、誠御馳走共不得申候、殊御道具拝受申候、重畳忝存候、万端可然様ニ御取成頼申候、就中召連候若輩之者御座敷へ被召出、剩御脇指拝領仕段冥加恐敷忝存候、是又御礼被仰上可給候、権右殿・四郎右殿以書状申候へとも、猶々可預御心得候、其外いつれへも未申通候条無其儀候、一々御言伝頼入候、委曲此者申含候、恐々

十月八日

同人

乾（平右衛門）
平右さま

まいる

『草案・慶長』二〇七頁。

態令申候、仍先度は参上候処、色々御馳走共過分至極存候、大御酒被下酔候故、罷帰節は然々御礼をさへ不申候つる哉、非本意存候、雖無差儀候為御礼申上候、委曲平右衛

門殿へ申入候へとも、猶以可預御取成候、其元御隣所ニ罷在候条、此辺御用之義も候ハ、無御隔心可蒙仰候、返々先日はいづれも様ニ御馳走過分存候、具段口上ニ申含候、恐々

十月八日

天野四郎右衛門殿 別紙同人

土肥権右衛門殿 御子息へ御心得頼申候

『草案・慶長』二〇八頁。

- (16) 池田輝政出頭人の一人である中村主殿助正勝の息子。『略記』によれば、大坂の陣の最中に一度池田家から退去し、榊原家に仕官したが、酒井雅楽頭の取り次ぎで、元和二年に池田家に復帰した。なお、父中村主殿助は、慶長一八年三月二四日に姫路で死去していた（享年四九歳）。

- (17) 前掲註（4）柴田一『岡山藩郡代 津田永忠』。

- (18) 『当代記 駿府記』二四二頁。

- (19) 慶長一四年一〇月一三日付けの蜂須賀家所有の安宅船を岩屋城へ回航することや（五九頁）、慶長一五年一〇月一七日付けの駿府の火事に関すること（一〇八頁）等、数通の書状が『草案・慶長』に掲載されている。

- (20) 坪宗兵宛至鎮書状『草案・慶長』二二六頁。

- (21) 『草案・慶長』二二七頁。

- (22) 『至鎮様御代旧記帳 元和二』一九三頁。

- (23) 『藤戸町誌』（藤戸町史蹟保存会、一九七八）五八頁。

- (24) 本文中では鶴松として登場した由之次男は、元和五年（一六一九）に元服して池田由英と名乗り、寛永三年に米子から岡山の池田忠雄に呼び出され、母の出身である蜂須賀家に趣いた。

近世後期の弘化四年（一八四七）に、中山義純によって書かれた『阿淡藩翰譜』には、その時のことについて、次のように書かれている（牛田義文訳注『阿淡藩翰譜（二）』二〇〇一）。

寛永三年、舞子米子より備前岡山へ召され、松平宮内少輔忠雄殿、御前にて、「蓬庵公より將軍家の上聞に達し、阿州へ招かせ給ふ由、申し越され候間、早々、阿州へ参り候よふ」仰せ聞かせられ、迎へとして、高木善次郎、くだされ、阿波国へ到着す。

『阿淡藩翰譜』一五八頁。

蜂須賀家においても、由之死去の際に活躍した至鎮が元和六年に三五歳で死去し、忠英が若くして藩主となった。阿波に移動した由英は、二年後に五〇〇石を拝領し重臣・蜂須賀山城守玄寅となり、忠英が四二歳で死去した後も、蜂須賀光隆を支えた。

本稿とは直接関係ないが、蜂須賀玄寅について、『池田光政日記』の明暦二年九月二日条と明暦二年一月一日に次のような動向が記されていた。

〔明暦二年九月二日〕

一出羽書付、先日岡老中ヲ以申候、返事仕遣候事、

一せかれ五郎兵へ、（池田右衛門）かもん殿へ頼、阿州へ出シ申度

候、若不成候ハ、（若野待左衛門）かもん殿ニ被召置被下候様ニと、
將監殿・をりへ殿・半三郎殿ヲ以申度候由、

右尤ニ候、さいかく可仕由申事、

〔明暦二年一月一日〕

一出羽子五郎兵へ、阿波殿へ出度由申候へ共、山城暇之

義申出候故不相成由、出羽申候

蜂須賀家重臣になった玄寅は、自身の跡を、兄池田由成の子どもに継がせようとしており、そのことについては、蜂須賀家姻戚の井伊直孝が取り次ぎ、光政も認めていた。

〔25〕（前略）

一石之帳目録持参候使ニ、池主計殿之義被仰、大炊殿・対馬殿・上野殿・雅楽殿へ御状被遣候、即相届申候、大炊殿御返事給候条只今進候、相残分未給候条、跡より取候て可進候
（後略）

〔26〕『草案・元和』下巻二六七、二六八頁。
『草案・元和』下巻二四九～二五一頁。

〔付記〕 本稿は、平成二四年四月の岡山地方史研究会例会での報告内容を元に、執筆した。参加された方から貴重なご意見をいただいたことを、記して謝したい。

（うちいけ ひでき）

玉島石工 安田屋新蔵とその狛犬

藤原好二

一 はじめに

安田屋新蔵は江戸後期に、現在の岡山県倉敷市玉島を中心活動した石工である。倉敷市教育委員会が平成一四年度に実施した石造物調査によつて、その存在が知られるようになった。⁽¹⁾その後、備中狛犬探検隊が「謎の石工」として取り上げて、地元で話題となつたりもしている。実際、石造物に刻まれた銘と若干の史料の他には、安田屋新蔵についてわかつていることはほとんどないのが現状である。以前、尾道石工の備中南部への影響を検討した際に、⁽³⁾安田屋新蔵についても言及したが、それ以後に岡山県全域および広島県の備後地域の狛犬を調査した結果、資料が若干増えることとなつた。今回は安田屋新蔵とその狛犬について少ない資料からわかることにつ

いて考えてみたい。

二 狛犬

安田屋新蔵銘の石造物は、文政三年（一八二〇）から嘉永元年（一八四八）の二八年間に手水石一件と狛犬六対の計七件が確認されている（表1）。また、文献資料においても玉島の戸島神社で神輿蔵の建設に係わつてることがわかる。⁽⁴⁾このほかに広島県福山市神辺町の中条八幡神社に奉納された狛犬も、安田屋新蔵に極めて近い石工が制作したものと推定されるので、ここでの検討対象に含める。⁽⁵⁾

では、狛犬についてみてみよう。狛犬の材質は全て砂岩製である。おそらく和泉砂岩であろう。これに対して台座は地元で多く産出する花崗岩を用いている。形式と

表 1 「安田屋新蔵」銘の石造物

番号	石造物種別	所 在 地	制作年代	材 質		石 工 銘
				本体	台座	
1	手水石	倉敷市玉島柏島	文政 3 年	花崗岩		石工 安田屋新蔵
		観音堂	1820			
2	狛犬	福山市神辺町中条	天保 6 年	砂岩	花崗岩	細工人 備中玉島 [] 町 [] 屋 [] 郎
		八幡神社	1835			
3	狛犬	倉敷市玉島八島	天保 9 年	砂岩	花崗岩	細工人 仲買町 安田屋 新蔵
		最上稲荷神社	1838			
4	狛犬	倉敷市連島町西之浦	天保 11 年	砂岩	花崗岩	細工人 玉島 仲買町 安田屋 新蔵
		巖島神社	1840			
5	狛犬	倉敷市連島町連島	天保 12 年	砂岩	花崗岩	細工人 玉嶋 中買町 安田屋 新蔵
		天津神社	1841			
6	狛犬	浅口市鴨方町本庄	弘化 2 年	砂岩	花崗岩	細工人 玉島湊 中買町 安田屋 新蔵
		大歳天神社	1845			
7	狛犬	高梁市備中町布瀬	弘化 4 年	砂岩	花崗岩	石工 備中玉嶋 中買町 安田屋 新蔵
		八幡神社	1847			
8	狛犬	倉敷市玉島柏島	嘉永元年	砂岩	花崗岩	細工人 仲買町 安田屋 新蔵
		柏島神社	1848			

写真 1
倉敷市玉島柏島
観音堂



写真 2
福山市神辺町中条
八幡神社

写真3
倉敷市玉島八島
最上稲荷神社



写真4
倉敷市連島町西之浦
厳島神社

写真5
倉敷市連島町連島
天津神社





写真6
浅口市鴨方町本庄
大歳天神社

写真7
高梁市備中町布瀬
八幡神社

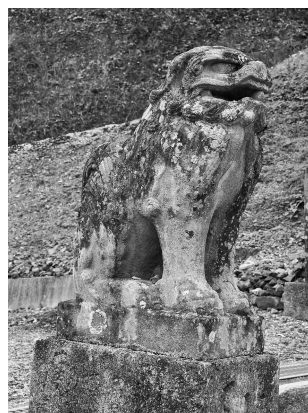


写真8
倉敷市玉島柏島
柏島神社

表2 安田屋新蔵銘狛犬の細部

番号	所在地	制作年代	形式	角		耳	性別		牡丹装飾	銘位置	時期
				阿	吽		阿	吽			
2	中条八幡神社	天保6年	玉	不明	—	不明	雄	—	○	箱座	I-1
3	最上稲荷神社	天保9年	玉	—	—	垂	雄	—	○	台座	
4	厳島神社	天保11年	玉	—	—	流	—	—	○	台座	
5	天津神社	天保12年	子	○	—	立	—	—	—	箱座	I-2
6	大歳天神社	弘化2年	子	○	—	流	—	—	—	箱座	
7	布瀬八幡神社	弘化4年	座	—	—	垂	雄	—	—	台座	II
8	柏島神社	嘉永元年	玉	—	—	垂	雄	—	—	台座	

しては玉乗形・座形と子獅子をつれたものがあるが、細部を観察すると天保六年から弘化二年までの五対と弘化四年・嘉永元年の二対とでは明らかに作風が異なっているのがわかる。前者をⅠ期、後者をⅡ期として詳述する。

Ⅰ期の狛犬(写真2・6)の共通項としては、頭部、とくにその顔形^{かわかたち}があげられる。比較的大きな頭部に、大きな球状の眼とその間に山字形の団子鼻が配される。口は大きく横方向に拡がっている。また、尾の形状も天津神社の狛犬を例外とすると共通している。すなわち、尾を後方から見ると巻毛を配した基部があり、そこから上に立ち上がる部分(立上部)は六房に分かれ、中央の大きめの一房(主房)を中心に後方に一房、左右に各二房が囲む構成となっている⁽⁶⁾。天津神社を除けば、その他のⅠ期の

各狛犬の尾の相違は、基部が簡略化されたり、基部の巻毛と前垂房の構成が変化するというバリエーションの範囲内であり、立上部の構成は共通している。

また、Ⅰ期はさらに細分が可能である(表2)。中条八幡神社・最上稲荷神社・厳島神社の狛犬は、玉乗形で、箱座⁽⁷⁾に牡丹装飾がある

こと、阿吽ともに角が無いなどの共通点がある。続く天津神社・大歳天神社の狛犬には、子獅子を連れ、箱座の牡丹装飾が消滅し、阿形に角があるといった共通点がある。前三者をⅠ期、後二者をⅠ・2期とする。Ⅰ・1期の狛犬は形態的には同時期の尾道型狛犬に類似していると言える。あるいは天保四年(一八三三)に連島町の矢



写真9 尾の形状比較
大歳天神社阿形(左)と連島町矢柄 八幡神社(右)

柄八幡神社に奉納された「尾道住 川喜友八道直作」銘の狛犬が手本となった可能性がある。特に尾の形状はほぼ同じ構成である（写真9）。

I・2期の狛犬二対は、顔形以外の共通項が少ない。天津神社の狛犬は耳が立ち上がり、座形を基本として子獅子を連れている。尾の形状は全く異なり、左右に分かれる巻毛を基部として、直毛・巻毛・直毛の順に広がることなく上に立ち上がっている。大歳天神社の狛犬は、尾がI・1期と同形にもどる。玉乗形を基本形とし、最上稲荷神社や厳島神社の狛犬の玉を子獅子・牡丹に取り替えたような形状である。両者共に阿形に角があり、箱座の牡丹装飾が無くなっているのもI・1期との相違点である。



写真 10
笠岡市白石島
四社神社

II期の狛犬は、耳が大きく後方に垂れ、眼は扁平なアーモンド形、鼻面が前につき出し、口が後方に向かって大きくさけるような顔形である。阿吽ともに角は無い。

また、箱座に牡丹装飾も施されない。高梁市備中町布瀬の八幡神社に奉納された狛犬（写真7）は座形で、尾は臀部から上に向かって立ち上がり、背部に被さるようにして体の左右に垂れかかる。地元の柏島神社に嘉永元年（二八四八）に奉納された狛犬（写真8）は玉乗形で、尾は大きな塊状にまとまって臀部に載っており、I期の玉乗形の尾のようなシャープさは見られず、後面下半部に小振りな巻毛が多数彫り出されている。両者は形式・尾の形状などに違いはあるが、顔形はよく似ている。この顔形はまた、香川県の西部に多く分布する狛犬とそっくりである。写真10は笠岡市白石島の四社神社に元治元年（二八六四）に奉納された「タドツ 石工 和泉屋 常吉」銘の狛犬である。顔形が布瀬八幡神社および柏島神社のものと類似しているのがわかる。とくに布瀬八幡神社の狛犬は尾の形状までそっくりで、石工銘の存在と柏島神社の狛犬が無ければ、讃岐からの搬入品と考えてしまいそうである。

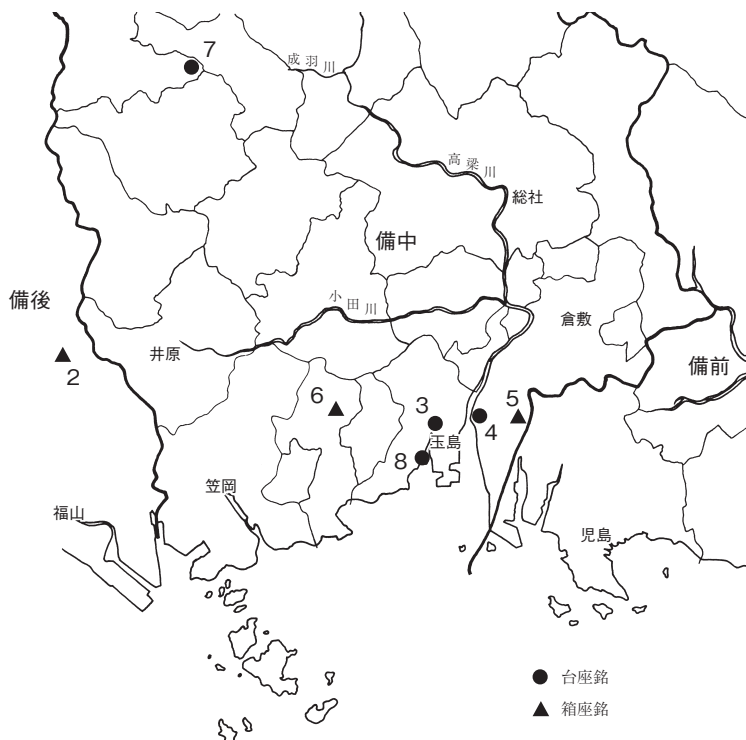


図1 安田屋新蔵銘の狛犬分布
(番号は表1に対応)

以上のように、安田屋新蔵銘の石造物を見てきたが、手水石・神輿蔵はともかく、七対の狛犬は時期をおって形態が変化していることがわかる。⁽⁸⁾ あえて言うなら、初期の玉乗形狛犬の時期（Ⅰ・Ⅰ期）、そして中期の子持狛犬の時期（Ⅰ・Ⅱ期）、さらに後期の西讃型狛犬⁽⁹⁾の影響を受けた時期（Ⅱ期）であろうか。安田屋新蔵にとっては、初期は尾道石工の影響を受けて玉乗りのモチーフを導入しながらも、顔形は独自色を出して狛犬を制作した時期、中期は玉乗形からの脱却をはかった試行錯誤の時期、後期は讃岐の影響を受け、新たな作風で狛犬を制作した時期と言えるかもしれない。

ただ、やはり大きな画期は西讃型狛犬の影響を受けた後期であろう。備中の狛犬が尾道石工の影響を大きく受けていることは既に述べた。⁽³⁾ 今回は新たに讃岐の影響を受けた事例が確認できたことになる。玉島港と対岸の讃岐多度津とは明治期まで連絡船で盛んに往

来していたというつながりがある。⁽¹⁰⁾ そうした結びつきの中で、安田屋新蔵の狛犬は西讃型狛犬の影響を受けたものであろう。備中南部の石造物を検討する際、尾道からの影響ばかりでなく、讃岐地域との関係も検討していく必要があることを認識させる事例である。

三 石工銘

次に石工銘について検討してみたい。

まず肩書を「石工」とするものと「細工人」とするものがある。「石工」とするものは観音堂の手水石と備中町布瀬の八幡神社の狛犬の二例だけである。使い分けの理由はよくわからない。しかし、近世後期における「石工」は「石切」「石積」「細工人」の総称である。⁽¹¹⁾ 安田屋新蔵はあえて「細工人」を多用することで、狛犬などの彫刻作品を主に制作したことへの矜持を示したものかもしれない。

銘でもう一つ注意したいのは、居住地の表現である。

図1は安田屋新蔵銘の狛犬の分布を示したものである。表1とあわせて見るとよくわかる。安田屋新蔵の居住地である玉島仲買町（現在の玉島阿賀崎）から、三〇〇m程

南に離れた観音堂（玉島柏島）に奉納された手水石には、「安田屋新蔵」のように屋号と名前しか刻まれていない。少し距離が離れた柏島神社（玉島柏島）と最上稲荷神社（玉島八島）の狛犬では、屋号の前に「仲買町」が加わる。さらに玉島から離れた倉敷市連島町の厳島神社と天津神社、そして浅口市鴨方町の大歳天神社では、「仲買町」の前に「玉島」が加わる。最後に玉島から最も離れた高梁市備中町布瀬の八幡神社と広島県福山市神辺町中条の八幡神社では、「備中」の文字が加えられる。⁽¹²⁾ 当たり前のことだが、居住地から遠くなるほど、記載される内容が増えていく。これは尾道石工銘の狛犬と比較した際、興味深い傾向である。これまでに調査した尾道石工銘の狛犬は三〇〇対以上に及ぶが、居住地である「尾道」に「備後」が冠されるもの、あるいは「尾道」の後に町名が刻まれるものはごく少数である。⁽¹³⁾ 瀬戸内の商業都市として玉島以上に発展していた尾道の知名度、そして石造物生産地としてのブランドを確立していた尾道石工の石造物生産量は圧倒的で、その広がりも尾道を中心に東は備中、西は周防にまで及ぶ。「尾道」とのみ刻めば全国に通用した尾道石工に対し、知名度に劣る地方都市の在地石工

が遠隔地にいくほど自らの出自を詳しく示して存在をアピールしなければならぬのは必然である。

最後に狛犬の石工銘の刻まれた位置について検討してみたい。台座に刻まれたものが四例、箱座に刻まれたものが三例である(表2)。以前、倉敷石工太吉の狛犬を検討した際に、石工銘の位置について検討し、太吉に限って言えば台座銘の場合は本体を別の石工が作成した可能性があることを指摘した⁽¹⁴⁾。では安田屋新蔵の場合はどうであろうか。

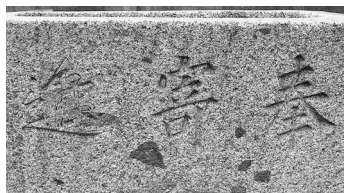
再度、図1の分布を見てみよう。最も遠隔地にある備中町布瀬八幡神社を例外とすれば、台座に石工銘が刻まれた狛犬が玉島近辺に集中しているのがわかる。やや話は飛躍するが、このことは、台座に石工銘のある狛犬は安田屋新蔵自身が狛犬本体の制作だけでなく、台座も制作し設置まで行ったことを示し、本体の箱座に銘の刻まれた狛犬は本体のみ安田屋新蔵の制作で、台座は神社の所在する地元の石工が制作したことを示しているのではないだろうか。

そこで、台座に相違点はないのかみてみよう。まず、台座に石工銘を刻まれた狛犬の主台座は、すべて長方体⁽¹⁵⁾

に加工された台座を用いている。段構成は布瀬八幡神社のものがやはり例外的に主台座のみの一段である以外は、すべて三段構成である。主文には「奉献」「奉上」の二通りがある(図2)。このなかで最上稲荷神社のものと柏島神社のものは明らかに同一の筆跡であることがわかる⁽¹⁶⁾。「奉」の起筆の形状・横画二本目までと三本目の比率、右はらいの収筆、右はらいと左はらいの接点、「献」のそりの形状、「犬」のプロポーシオンなど、ほぼ同じである。観音堂と厳島神社についても「奉」についてみると、起筆の形状・横画二本目までと三本目の比率、右はらいの収筆、右はらいと左はらいの接点などに共通点が認められる。布瀬八幡神社については書体が異なっているので比較できないのが残念である。

一方、本体の箱座に石工銘を刻んだ中条八幡神社と天津神社では、やはり長方体に加工された台座で、段構成は三段ではあるが、主台座の角に沿って筋彫が行われているという特徴がある。また、大歳天神社の台座は、自然石の一部を枠取りし、銘を刻んで台座としている。このような台座は、現在の浅口市域によくみられる形式である。また、狛犬本体との間に受台や盤を挿入する点も

台座銘他



観音堂 (1820)



最上稲荷神社 (1838)



厳島神社 (1840)



布瀬八幡神社 (1847)



柏島神社 (1848)

箱座銘



中条八幡神社 (1835)



天津神社 (1841)



大歳天神社 (1845)

図2 主文の字形

異なっている。

箱座に銘の刻まれた狛犬の台座の主文の字形はどうであらうか。中条八幡神社の狛犬は安田屋新蔵銘ではないので直接比較できないが、参考までに詳述する。まず「奉」の字体が他と異なり、横画二本目が横画三本目に交差する縦画二本で表現されている。右はらいと左はらいの接点も横画三本目に重なっている。「献」についても、そりが下に長くおりてその収筆は上に跳ね上がり気味である点や、「犬」のプロポーシオン、「」の位置などに相違点が認められる。天津神社では、起筆が丸っぽく、「奉」のはらいの収筆がわずかに上に上がる点、右はらいと左はらいの接点は横画三本目に重なる点など、台座銘の狛犬台座の字形と異なる部分が多い。大歳天神社は小さく刻まれた文字なので、ややわかりにくい。「奉」の右はらいと左はらいの接点が横画二本目であることは台座銘の狛犬の「奉」と共通しているが、起筆が鋭いなどの相違点も認められる。

以上のように、台座銘の狛犬については主台座が筋彫のない長方体であり、主文の字形に共通点が認められる。一方、箱座銘の狛犬については主文の字形に共通点が無

く、主台座に筋彫があったり、地域的な特徴を持つものであったりと台座銘の狛犬の台座とは明らかに異なっている。奉納された神社と新蔵の居住地との遠近を重ねて考えると、そこにはおぼろげながらではあるが相関関係があるように見える。もちろん、布瀬八幡神社のような例外もあるのだが、批判をおそれず言えば、次のように考えられないだろうか。居住地を中心に、銘を台座に刻んだ狛犬が分布する範囲は、安田屋新蔵自身の商圏、つまり「なわばり」である。ここでは狛犬本体及び台座一式を安田屋新蔵が制作して、銘は台座に刻む。一方、銘を箱座に刻むのは、別の石工の「なわばり」の神社に安田屋新蔵作の狛犬が奉納される場合である。狛犬本体は安田屋新蔵が制作して、銘は箱座に刻む。その土地の石工は台座制作などに関与して利益の分配に預かったり、面子を保ったりする、といった具合ではないだろうか。現段階ではまだまだ可能性の提示にとどまるが、近世後期における石工同士の関係を考える上で、重要な事例となるものであろう。

四 おわりに

安田屋新蔵の生涯については、今後新たな資料が発見されることを期待するしかないが、その石造物からは当時の石工について知る幾ばくかの手がかりが得られた。

まず、安田屋新蔵銘狛犬の形態の変遷から、備中南部の石工は尾道の石工・石造物の影響を受けたばかりではなく、讃岐の石工・石造物からの影響も受けていたことも考慮すべき点であることがわかった。次に台座銘と箱座銘の相違からは、石造物の販売形態・石工同士の関係に迫れる可能性が提示できた。居住地に近い自らの商圏では狛犬の台座に銘を刻み、そこから離れた他の石工の商圏に狛犬を販売する場合は箱座に銘を刻み、台座は奉納地の石工が制作するという形である。この相違は尾道石工銘の狛犬にも存在する。やはり、尾道からやや離れた地に箱座銘が多いようであり、現在検討中である。

註

(1) 福本明「第4章第2節 石工銘のある石造物について」『倉敷市文化財総合調査報告 第3集―連島地区及び玉島港周辺の石

造物―』倉敷市教育委員会二〇〇五。

(2) 備中地域を中心に狛犬を研究している民間のグループである。

(3) 藤原好二「備中南部における石製宮獅子―尾道石工の影響を中心に―」『倉敷の歴史』第一七号二〇〇七。

(4) 倉敷市史研究会『新修倉敷市史 第十巻 史料 近世(下)』倉敷市 一九九七。

浅口郡乙島村の庄屋を務めた守屋家に伝わった文書のなかに『乙島村養父母宮神興諸入用帳』がある。弘化三年(一八四六)に戸島神社の氏子が神興を調達した際の入用帳であるが、ここに「石工 新蔵」の名が認められる。戸島神社では神興の調達に合わせて神興蔵を建築しており、その普請に「新蔵」が係わっているのである。「是者、蔵戸前掛石代并手間賃とも」として九六匁が「石工 新蔵」に支払われたことが記載されている。この「石工 新蔵」は年代的にみても、安田屋新蔵と考えて間違いないであろう。

(5) この狛犬には「細工人 備中玉島」「町」「屋」「郎」と銘が刻まれている。形態的にも安田屋新蔵銘狛犬との類似性が認められ、同じ備中玉島に居住する安田屋新蔵と極めて近い石工の制作であると考えられる。同時期に活動した玉島中買町の石工としては白神亀三郎がいるが、屋号などは不明である。また、施主は「森多仲」とあり、これは文政三年(一八二〇)に玉島の観音堂に寄進された安田屋新蔵銘の手水石の施主と同じである。備中国外にはるばる運ばれた理由は施主の関係からであろう。

(6) 尾の細部名称については、文末の模式図参照のこと。

(7) 本稿では、狛犬の脚あるいは臀部直下に一体で彫り出される直方体の部分について「箱座」の用語を用いる。

(8) 註(3) 文献を執筆した段階では、時期をおつての形態変化までは認識できていなかった。

(9) 藤原好二「彦崎石工 山本兼松とその狛犬」『岡山市埋蔵文化財センター紀要』第4号 二〇二一。

(10) 森脇正之『玉島風土記』岡山文庫一六九 日本文教出版株式会社 一九九四。

(11) 「石切」は主に採石、「石積」は石垣構築、「細工人」は鳥居や灯籠・狛犬などの彫刻に従事していたものである。

(12) 高梁市備中町布瀬の八幡神社は備中国内であるにもかかわらず、「備中」の記載があり、興味深い。

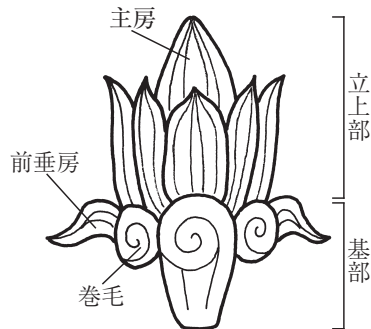
(13) 石工銘に「備後尾道」と刻まれた狛犬は、これまでに調査した尾道石工銘狛犬三二〇対のうち四対のみである。新潟県一例、岡山県三例である。

(14) 藤原好二「狛犬石工銘に関する考察」『倉敷の歴史』第一八号 二〇〇八。

(15) 本稿では「台座」のうち、「奉献」「奉寄進」などの主文が刻まれたものを「主台座」と呼ぶことにする。

(16) 石造物に刻まれた文字については、石工の親方の下に文字彫専門の職人がいたり、地方の名士や能書家が揮毫した場合もあるため、必ずしも銘の石工の筆跡とは限らない。

(ふじわら こうじ 倉敷埋蔵文化財センター主任)



尾の模式図

倉敷市域における武術流派竹内流の系譜

足立賢 二一

一 はじめに

本稿の目的は、倉敷市域に伝承した竹内流武術の実態を体系的に整理・検討することにある。具体的には、市町村史・奉納額・墓碑銘等の資料を検討して、市域の竹内流の伝承系統とその時間的・空間的分布を明確化し、併せて竹内流家元の門人帳（以下家元門人帳）の分析を実施して市域の竹内流と竹内流家元との関係を考察する。

竹内流は日本柔術の源流とされ、近世・現代にかけて多数の分流・支流が存在し、市域でも多くの修行者が活動した記録があるが、その具体的な実践の状況は整理・検討されてこなかった。市域の竹内流には、現在イギリス・アメリカ・カナダ等に支部を有する系統があり、文化・観光資源の一つとして今後活用できる余地もあると

考える。そしてその効果的な活用には通時的実態の検討は不可欠だろう。本稿は以上の問題意識から出発した。

ところで、竹内流が属する「古武道」は、「サムライの武術」であるとの認識が現在の修行者間で支配的である。「古武道」のルーツは幕藩制下の武術流派に遡るが、先学の優れた研究は、幕藩制下において、民衆を担い手とする武術流派が多数存在したことを明確化してきて^①。また、例えば社会主義運動の先駆者である片山潜（一八五九～一九三三・現久米南町出身）が、その自伝で彼の曾祖父や彼自身が学んだ一佐流柔術に触れて百姓における柔術の必要性を力説したように^②、明治以降にあつても武術流派は民衆にとって身近な存在であり続けた模様である。下級武士において武術流派と身分制度との間に密接な関係が存在したことを考慮すると、民衆の武芸とし

て著名な竹内流の検討は、「古武道」Ⅱ「サムライの武術」という短絡的な現在の支配的概念を再検討し、併せて民衆における武術流派と身分制度を研究する上でも重要な資料になりうると考える。

なお、平成二五年（二〇一三）は「美作国建国一三〇〇年」に当たるとされる。竹内流は美作を代表する武術流派であり、本稿の検討は、美作と倉敷の民衆レベルにおける交流の基礎資料をも提供する可能性があるう。

二 文献上の倉敷地域の竹内流

倉敷地域及びその周辺の竹内流に関して、最初にまとまった記述をなしたのは、金光弥一兵衛である。⁽⁴⁾ 金光の記載からは、倉敷市周辺では昭和三三年（一九五八）当時生坂・連島・児島赤崎、また早島町に竹内流の指導者・継承者が健在であったことを知ることができ、またその系譜的関係を把握できる。以降、金光の記述を踏まえた言及が繰り返される中で、竹内流宗家・相伝家を中心とする「竹内流編纂委員会」により竹内流が包括的に記述され、金光の記述を補足・修正した。⁽⁵⁾ 一方、地域の市町村誌・郷土史家の論考において、前記二書を補う記載も

多いが、それらはいまだ整理されていない。実態の明確化にはこれらの体系的な把握が必要と考える。

本稿では平成二三年（二〇一一）を現在とし、竹内流創設以降現在に至るまでの地域の状況を検討する。なお、本稿で用いる「指導者」とは、門人取立てをなす継承者を意味する。また、「竹内流家元」とは竹内流一門のうち現岡山市北区建部町角石谷に本拠を構える宗家（藤一郎家）・相伝家（藤十郎家）両者を指す。⁽⁷⁾ 本稿では「民衆」という語を用いるが、漠然と「（非武士（非士族）の）一般の人々」を想定して使用している。後日再考したい。

三 地域で実践された竹内流の伝承系統

一 竹内流各系統の時間的・空間的分布状況

諸資料を参考に、地域の竹内流指導者の系譜を整理し、推定される相伝関係を明確化すると、地域の竹内流は、
A…竹内清太夫と関係する系統

B…江戸で活動した指導者を系譜にもつ系統

C…備前岡山の指導者を経て流入した可能性がある系統

D…地域に伝承した可能性があるが詳細不明な系統

の四つに区分できる。以下、これらを整理して記述する。

現在復興の途に上つてゐる。

初代：竹内中務大輔久盛
二代：竹内常陸介久勝
三代：竹内加賀介久吉
四代：竹内清太夫正次
五代：山本數右衛門久儀
六代：清水吉右衛門清信
七代：吉田茂一清房
八代：石河宗介仲直
九代：三宅清七郎常明

[illegible]

④連島西部（腕地区）の指導者から旧高須賀村の指導者を経て、帯高・早島町周辺で実践され、現在は海外にも進出している系統（A—4系統）

（二）A—1系統（船穂↗西阿知↗連島東部（茂浦地区）周辺）の系統

この系統は、森谷善介（詳細不明）を十代とする。旧船穂村の小野善作（詳細不明）、旧西阿知村の阿部文兵衛（二七七—一八四二）^⑨が継承したのち、難波伊右衛門信久（一七九〇—一八四三）の代から連島東部（茂浦地区）に進出したらしい。彼の門人取り立て開始は、文政一三年（一八三〇）とされ、この後三名の指導者（難波市左衛門忍術（？）一八七九・難波伊右衛門信義（一八二八—一八九五）・和田霜太郎（一八六三—一九四〇））を茂浦地区で確認できる。その後活動の中心は連島西之浦地区に移り、三名の指導者（三宅松吉（一八六八—一九五二）・船浅次郎（一九〇二—一九七三）・渡辺修策（？—二〇〇四））の実践がなされた後、現在は連島鶴ノ浦の指導者に伝承されている。従って、この系統は約一八〇年に渡り連島の地で伝承されていることがわかる。

ところで、難波伊右衛門信義を指導者とする系統は、これまで備中竹内流とは無関係なものとして、宗家十代藤一朗久雄（一八二—一八七六）から分岐した「備中連島竹内流」の名称で紹介されてきた。^⑪昭和の指導者である船浅次郎が記した相伝系図にも竹内清太夫・難波市左衛門に至る備中竹内流の指導者名は排除されている。^⑫

一方、伊右衛門信義の墓碑銘には、備中竹内流の系譜に繋がることと、作州で竹内流直系第十一代杉山逸八郎源為延^⑬から学んだことが明記されており、連島鑑取神社にある明治一七年（一八八四）と昭和二七年（一九五二）の同系統の奉納額においても備中竹内流三宅清太夫の名が見られることから、この系統が備中竹内流の系譜に繋がることは確実である。よって、本稿では一連の系譜とした。家元門人帳でこの系統の関係者名多数を確認できることから、家元との密接な関係が、結果として宗家直流への吸収を導いた可能性を本稿では指摘しておく。

（二）A—2系統（船穂↗生坂）の系統

この系統は、十一代をA—1系統と同じ旧船穂村の小野善作とする。小野梅次郎（詳細不明）、旧船穂村又串の

白神治郎兵衛の順に継承がなされており、この系統は船穂地域で代を重ねた可能性が高い。⁽¹⁵⁾

生坂地区への進出が確実なのは林与五郎（十五代）からである。林の系統に連なる黒瀬角太郎の履歴書⁽¹⁶⁾によれば、黒瀬は明治一六年（一八八三）生坂の竹内流に入門したらしい。この系統は生坂・浅原地区に多くの継承者を生みながら最終的に山川康一（二九一―一九九二）が継承指導した⁽¹⁷⁾。山川は戦後講道館柔道六段として専ら柔道を指導しており、この系統は山川の逝去をもって失伝した模様である。以上からは、一八八〇年代―一九九〇年代までの約一〇〇年間、生坂周辺でこの系統が伝承されたことを想定できる。

なお、山川の師である目黒郷志は十一代宗家門人といえるが、家元門人帳にこの系統の指導者名はない。

（三）A―3系統（連島西部―中洲―児島郡西部（塩生・赤崎）の系統）

この系統は、森源介（詳細不明）を十代とする。十一代高島仁太夫の詳しい資料はないが、A―4系統の指導者高木仁太夫と同一人物の可能性が高い。その後渡辺利忠

治・梶田富吉の順に継承された。両者は共に旧連島村腕地区の人で、嘉永二年（一八四九）家元門人帳に記名しているから、少なくとも一八四〇年代後半には連島西部にこの系統が存在していた可能性を推測できる。

次代の板谷光蔵（一八二―一九〇二）は旧中洲村中島の人で、竹内流のほか真影流を学び、のち両派を合して新流を創立、後年は真貫流の名で児島郡を中心に門弟を育成した⁽²⁰⁾。板谷がいつ頃まで竹内流を名乗ったかは不明だが、板谷が明治二年（一八六九）に発行した伝書には既に真貫流の名称が記載されており、真貫流の創立は一八六〇年代後半及びそれ以前と考えることができそうである。筆者が調査した各師範家の伝書資料によれば、板谷の門人らは「竹内流腰廻並真影流（連島・児島赤崎）」「新影流（連島）」「真貫流（灘崎町）」「新貫流（児島琴浦）」と称しており、ここでは「竹内流腰廻並真影流（略称竹内真影流）」を検討する⁽²¹⁾。

竹内流腰廻並真影流を称したと確認できるのは、板谷の門人の柚木亀三郎（詳細不明）を指導者とする系統と、旧本荘村の原岩太（詳細不明）を指導者とする系統とがある。柚木の系統は、明治末年頃連島村の三宅伍三郎に引

き継がれたが、その後の伝承は確認できず、昭和初頭までに失伝した模様である。原の系統は、児島赤崎の洲脇源吉に引き継がれ、同赤崎の山本忠義がこれを継承し、現在筆者が復興を図っている。以上からは、この系統は一八四〇年代後半に連島西部を出発し旧児島郡を西回りで南下したことを把握でき、現在に至る約一七〇年間市域で伝承されていることを理解できよう。なお、家元門人帳では、この系統の指導者四名を確認できる。

(四) A―4系統(連島西部→高須賀→帯高・都窪郡早島町の系統)

この系統は、A―3系統と同じく森源介(詳細不明)を十代とする。高木利忠治(十二代)については、「養子に行き渡辺から高木となった」との伝承があり、十二代まではA―3系統と系譜上同一のものと考えられる。

この系統が連島を出たのは、山崎久治(一八四〇―一九一九)からである。山崎は旧豊洲村高須賀の人で、幕末から明治期にかけて多くの門人を育てた。⁽²⁴⁾山崎の門人で指導者として把握できるのは、井谷岩三(一八六四―?)を十四代とする早島町の系統と、竹内綱一(一八八〇

―一九六二)を十四代とする倉敷市帯高の系統である。

井谷は早島町金田の人で、明治二六年(一八九三)頃から早島町を中心に門人を育てた。⁽²⁵⁾この系統は、早島町の原因二(一九〇四―?)・光畑二二(一九〇一―?)・栗坂恕平(一九〇七―?)に引き継がれたが、彼らは講道館柔道を指導し、竹内流の後継者はいない模様である。

竹内綱一(十四代)は帯高の人で、戦後岡山大学古武道部師範として中山和夫(十五代)ら多くの後進を育てた。中山は岡山大学古武道部で指導すると共に、帯高に日新館道場を構え、竹内流宗家・相伝家、また連島の船浅次郎と交誼を結びつつ、流儀の継承と指導に尽力した。⁽²⁶⁾この系統からは多くの指導者が誕生し、現在倉敷・岡山のほか、京都・東京・兵庫・愛媛・イギリス・アメリカ・カナダなどでも指導がなされている。⁽²⁷⁾以上からは、この系統は一八四〇年代後半に連島西部を出発し、活動地域を東へ移しながら、現在に至る約一七〇年間市域で伝承されていることを理解できる。なお、家元門人帳に見えるこの系統の指導者は、高木(渡辺)一名である。

B…江戸で活動した指導者を系譜にもつ系統

連島・西之浦籠取神社に、竹内流の奉納額が存在する

表3 B系統系譜

五代：竹内藤一郎久政
六代：竹内藤九郎久藏
七代：竹内藤癸斎久陳
八代：竹内藤八郎久直
九代：吉里吞敵斎信武
十代：増田忠次
十一代：赤木六太夫永定
十二代：白神伊輔正則

との金光の記載⁽²⁸⁾があり、市域で実践された可能性を有する系統である。系譜(表3)を検討すれば、五・九代

は江戸で活躍した指導者と考えられ、長く江戸で実践された系統であることを推測できる。九代の吉里吞敵斎⁽³⁰⁾を発行人とする増田間助宛ての文政五年(一八二二)発給の「印可状」・「竹内流小太刀入身勝負大意」が高梁市に存在しており、増田忠次と増田間助の間に何らかの関係があったと仮定すると、文政年間(一八二〇年代)以降にこの系統が江戸から現在の高梁市域へ伝わった可能性があらう。次代の赤木六太夫は詳細不明であり、この系統の倉敷市域への進出は白神伊輔(一八三一―一九一三)を嚆矢とする模様である。白神は旧中洲村中島の人で、八流(起倒流・不遷流・直心影流・竹内流・神道無念流・清心流・平心流・関口流)の免許を得て、中島に練武館道場を開き、兼

学流と称して千六百余人に及ぶ門人を指導し、後年大本武徳会教師としても活躍した⁽³²⁾。白神に関する右記以上の情報はないが、門下で竹内流を継承した事例は今までのところ確認できず、この系統の市域での実践は、限定的だったと史料する。

C…備前岡山の指導者を経て流入した可能性がある系統 (二) C-1系統 (天城の竹内流)

備前岡山藩池田家分家天城屋敷の指南役として、片岡藤二が記載されており、天城地域で実践された可能性がある系統である。片岡藤二は天保十一年(一八四〇)の生まれで、岡山藩士の安田千之助に竹内流を学んだ。片岡の道場は現在の岡山市上石井にあったとされており、片岡父子の墓碑は現在の岡山市北区三門の妙林寺に存在するらしい⁽³⁶⁾。片岡の門人は県南部に広範に分布した可能性⁽³⁷⁾があるが、倉敷市域の門人は現在まで確認できず、天城屋敷での竹内流に関する資料も管見の限り存在しないから、倉敷市域での実態は不明で、実践がなされたとしても極めて限定的だった可能性が高いと考える。

(二) C—2系統（武内重吉の「竹内起倒流」）

『武芸流派大事典』に、武内重吉（一八四八—一八九七）を祖とする「竹内起倒流」が記載されている。⁽³⁸⁾ 武内重吉は旧葦高村の人、旧笹沖村の起倒流高尾右平治（一八三三—一九一六）の門下として著名で、倉敷市域に多数の門人を有しており、⁽³⁹⁾ この系統の竹内流も市域で実践された可能性があるのでここで検討する。

武内の竹内流の師は片岡祐之介とされ、片岡は備前池田藩が西中山下に建てた藩學（旧岡山藩學）内に建てた道場武揚館の副督事だったらしいが、⁽⁴⁰⁾ どの系統の竹内流に属したかを明らかにする資料はない。金光は、備前岡山藩に係した竹内流を習得したものと推測している。⁽⁴¹⁾ この推測が正しければ、先述したC—1系統の竹内流の可能性が高い。しかし、武内が学んだ竹内流の系統を継承した門人は、現在までのところ確認できておらず、例えば武内の門人でもある黒瀬角太郎が習得した竹内流も備中竹内流（A—2系統）だから、⁽⁴²⁾ この系統は武内一代限りのものである可能性が高い。従って、倉敷市域での実践は極めて限定的だったと考える。

D…詳細不明な系統（小野田坂太郎の「竹内起倒流」）

ところで、前項と同じ「竹内起倒流」という名称の流派が紹介されている例がある。⁽⁴³⁾ これは、武内の起倒流の兄弟弟子である小野田坂太郎（詳細不明）を開祖とする流派である。小野田は高尾右平治に起倒流を六年間学び、竹内流、また浪人より真妙流を学んだ。明治三〇年（一八九七）に岡山市岡町の枝川沿いに明武館を設立、岡山県・香川県・兵庫県など合計二四カ所に支部道場を設け、明治期を中心として約七〇〇〇人の門人を抱えたとされるが、⁽⁴⁴⁾ 現在の倉敷市域に支部道場が存在したとの資料はない。小野田の竹内流の師は宗家十一代藤一郎久則とされ、⁽⁴⁵⁾ 家元門人帳には明治二八年（一八九五）に「備前国御野郡兼田村 小野田坂太郎」との記載があるが、⁽⁴⁶⁾ 竹内惟和の名が記された免許を得たとの記述も存在する。⁽⁴⁷⁾ 現在までのところ市域の門人も確認できないので、市域で実践された可能性は極めて低いと思料する。

以上A—Dの分析結果を踏まえると、倉敷市域で確実に実践されたのは、A系統すなわち備中竹内流と把握することができよう。

二、家元門人帳における市域出身者の分布状況

目録以上の門人名が記載された文化年間（八一〇年頃）以降昭和五三年（一九七八）に至る家元門人帳⁽⁴⁸⁾には、倉敷市域の門人名が多く記載されている。以下では、この門人帳を用いて市域に比定できる門人の時間的・空間的分布を概観・検討する。⁽⁴⁹⁾

（一）時間的分布状況

門人帳に記された二八九一人分のうち、倉敷市域出身

表4 市域出身門人数

年	（西暦）	人数
文政 8年	（1825）	1
天保13年	（1842）	2
天保14年	（1843）	1
嘉永 2年	（1849）	6
安政 7年	（1860）	1
明治21年	（1888）	21
明治26年	（1893）	1
明治28年	（1895）	1
明治29年	（1896）	14
明治30年	（1897）	17
明治31年	（1898）	1
明治33年	（1900）	2
明治37年	（1904）	4
明治38年	（1905）	1
明治39年	（1906）	1
昭和50年	（1975）	1
合計		75

者に比定できる門人名を抽出すると、初出を文政八年（二八二五）とし、昭和五〇年（一九七五）までの一五〇年間に、合計七五人を抽出できる（表4）。

時間的には、約一〇～一五十年程度の間隔をあけて門人

表5 市域出身門人の分布状況（連島より北を河内とした）

年	地域	東西高梁川の間		東高梁川以東			西高梁川以西	
		河内	連島	窪屋郡	都宇郡	児島郡	浅口郡	吉備郡
江戸後期		1	7	3				
明治21年	（1888）		21					
明治26年	（1893）		1					
明治28年	（1895）			1				
明治29年	（1896）	2	1			11		
明治30年	（1897）		15	1		1		
明治31年	（1898）						1	
明治33年	（1900）							2
明治37年	（1904）			1	3			
明治38年	（1905）			1				
明治39年	（1906）					1		

状況を示したのが表5である。

江戸後期では、東西高梁川に囲まれた地域の門人が大多数を占め、中でも連島に集中する。東高梁川以東は少ない。一方、明治中期は様相が複雑である。明治二一年

が見られる江戸後期と、連続して門人が見られる明治中期に区分できる。大正・昭和期はほとんど記載がない。ここからは、江戸後期・明治期における継続的な交流の存在と、大正・昭和期における低調な交流とを伺うことができる。

（二）空間的分布状況

門人の空間的分布

(二八八八)では、連島に多くの門人が存在するが、明治二九年(一八九六)では、大多数が児島郡に集中する。翌明治三〇年(一八九七)再び連島地域に門人が集中したのち、西高梁川以西の玉島・真備方面、東高梁川以東の万寿、中庄へと拡大している。ここからは、東西高梁川に囲まれた地域から、市域の竹内流勢力が徐々に拡大していく状況を想定できる。

(三) 門人の詳細

門人帳に記名された市域出身者七五人のうち、その詳細がわかる例は少ない。しかし、

①江戸後期の一人のうち、五人が備中竹内流指導者として比定できること

②明治二二年(一八八八)の二一人は、A—1系統門人として比定できる可能性が極めて高いこと⁽⁵⁰⁾

③明治二九年(一八九六)の一四人のうち、一三人はA—3系統関係者として比定できる可能性が高いこと⁽⁵¹⁾

④明治三〇年(一八九七)の一七人のうち、一人はA—1系統門人として比定できる可能性が高いこと

の四点を考慮すると、七五人中少なくとも五〇人を備中

竹内流関係者と想定できるから、竹内流家元と備中竹内流関係者との密接な交流を指摘できよう。

四 考察

第二章と第三章の分析結果から、A系統即ち備中竹内流が活動地域を転々としつつも一貫して盛んに実践され、竹内流家元と交流をなしてきたことが分かった。以下では備中竹内流を軸として、市域への竹内流進出の時期と市域で実践された竹内流の特徴とを検討し、併せて市域の竹内流指導者と竹内流家元との関係を考える。

一、倉敷市域への竹内流進出の時期

竹内加賀之介(三代)⁽⁵²⁾が寛文一一年(一六七二)に六九歳で没したとされており、その門人とされる竹内清太夫を備中生坂藩指南役とする記述を踏まえれば、市域への進出を一六〇〇年代後半と比定できそうである。しかし、この記述が依拠したと推測される金光の記述において生坂藩指南役として記載されるのは幕末、明治期に活躍した林与五郎(A—2系統)⁽⁵⁴⁾のみであることを考慮すると、この時期設定には不明な部分が多い。生坂藩に関する先

学の論考⁽⁵⁵⁾を考慮しつつ、今後の課題としたい。

市域での活動時期を把握できる指導者は、A—1系統の阿部文兵衛（一七七二—一八四二）である。阿部の修行時期を二〇歳代—三〇歳代の頃と仮定すれば、寛政年間（二七九〇年代）には市域（船穂地域）にこの伝承が存在したことを推測できる。従って、竹内流は一七九〇年代頃までには市域へ進出し、以後少なくとも二〇〇年以上に渡り市域で実践されていることを確認できよう。

二、市域で実践される竹内流の特徴

活動の担い手である市域の竹内流指導者を検討すると、指導者の近親者が継続して（世襲して）指導者になることはごく稀であった。世代を経るごとに系統が様々に分岐していることから、指導者からその後継者へ相伝の全権利（最終相伝権）が付与されるという完全相伝形式⁽⁵⁶⁾が採用されている点を理解でき、市域の竹内流では家元を頂点とした中間教授層が組織される家元制度を現在に至るまで構築していないことを明確化できる。また、同じ地区での同一系統の実践は長くても三代で終わっており、代を重ねる毎に活動地域が移動したことを把握でき

る。従って、市域の竹内流は「家」に付いてついでいるのではなく、「人」に付いて移動していることがわかる。この「人」即ち、市域の竹内流関係者の生業・身分については現在も調査中だが、士分または士族を称したと確認できる事例は今のところ存在しないから、指導者・門人の大多数は民衆であつた可能性が高い。

市域民衆の武術修練の実態を把握できる資料は少ないが、居住する村・地区を越えて修行に励む事例は、流派を問わず一般的だったらしい。例えば、江戸後期以降市域で流行した起倒流においても、京都から旧西之浦村へ移住した日出谷源吉⁽⁵⁷⁾（？—一八四二）の次代が旧中洲村の原龍溪⁽⁵⁸⁾（一八〇〇—一八六二）であり、その次代が旧笹沖村の高尾右平治⁽⁵⁹⁾（一八三二—一九一六）だったように、居住する村・地区を越えた実践・伝承が江戸期以降一貫してなされていた。このことから、流派を問わず武術人口が流動していることを理解できる。

なお、江戸後期—昭和初期の指導者・門人として判明するのは男性名のみで、この期間中女性が存在しなかった模様である。しかし、高度成長期以後徐々に女性入門者が増え、女性が大多数を占める道場や女性師範が誕生

するなど、近年は女性の実践者が増加傾向にある。「古武道」における女性修行者の増加傾向は、古武道現象の近代性⁽⁶⁴⁾考察上魅力的なテーマであり、別稿を準備したい。

三、倉敷地域の竹内流指導者と竹内流家元との関係

(一) 地域の竹内流指導者にとつての竹内流家元

美作血税一揆に関する先学の論考⁽⁶¹⁾を踏まえれば、竹内流家元及びその関係者は、周辺民衆が頼ることのできる身近な「権威」として機能したことを推測できる。従つて、家元門人として認証を受けることが、民衆の中の権威と竹内流関係者の中での権威とを高める方向に作用したことは十分ありそうである。例えば、安政七年（一八六〇）に三四歳で門人帳に記名したA—1系統の難波伊右衛門信義⁽⁶²⁾の墓碑銘には「強訴之罪追放仍大奮激赴作州」とあり、自らの権威を再構築する目的で家元の下へ赴いたことを推測できる。また、師が没する前後で門人帳に記名したA—1系統の三つの事例も、指導者としての自らの権威向上を意図したものと把握できよう。

いずれにせよ、竹内流家元は、天保一五年（一八四四）に堂上公卿である京都竹内家と一族として交誼を結んで

おり⁽⁶⁴⁾、このことが以降の家元の権威を更に高めた可能性がある。明治二五年（一八九二）には、京都竹内家の竹内惟忠子爵（一八五八—一九〇七）に久邇宮家第五王女絢子女王（一八七二—一九四六）が降嫁しており、これを岡山⁽⁶⁵⁾の竹内一門も「榮譽」として盛んに宣伝していたから、家元と交流を持つことが江戸後期以降にあつては「朝廷との結びつき」を、明治中期以降にあつては「皇室との縁続き」を意識させた可能性は高いだろう。

ところで、竹内流家元の技法伝承は、備中竹内流関係者にとつてどのように把握されていたのだろうか。嘉永五年（一八五二）に奉納された連島の天満宮神社（別名渡り唐天神）の燈籠には、「竹之内古流 難波道場門人中」との記載がある。当時の周辺の指導者は家元で認証を受けた難波市左衛門だったと推測されるから、家元の技法伝承は「新しいもの」として当時の関係者に把握されたと考えてよいだろう。ここからは、江戸後期から既に家元の伝承と備中竹内流の伝承とが異なる部分があるとの明確な認識があつたことを伺うことができる。

この異なる部分との接触は、各系統に様々な影響を及ぼしたことを確認できる。A—1系統は、三代以上に渡

る家元との濃厚な接触の結果、現在に至るまでの間に家元の系譜へと移行した。A―3系統では、三代に渡る接触の中で、技法伝承の一部に家元伝を反映し、その部分については家元の系譜に繋がる伝授巻を作製して後代に授与している。⁽⁶⁷⁾二代の間を隔てて家元と接触したA―4系統では、技法群の一部に家元伝が反映され、その部分については「美作伝」として伝承されている。以上を踏まえると、家元との接触の濃淡によって、家元系譜への「同化」から技法伝承の「部分的導入」に至るまでの変容が起こったことを把握できる。

(二) 竹内流家元にとっての市域の竹内流指導者

竹内流家元は、自らの勢力拡大のために、各地の竹内流指導者を積極的に認証した模様である。

例えば、A―2系統の目黒郷志の例では、「作州竹内の元にゆき形を打ったところ、当流の形に相違なしとして免許状を授与された」との記載があり、ごく短期間で認証がなされたことを想定できる。また、既に別派を立てていたA―3系統の板谷光蔵の例では、明治二九年（二八九六）七六歳で門人の原岩太・前田亀三郎と共に家

元門人帳へ記名しており、年齢から考えてごく短期間で認証がなされたものと推測できるから、家元側の勢力拡大を意図した認証活動があったことを想定できる。

いずれにせよ、戦後もA―4系統の竹内綱一・中山和夫が藤一郎久教（宗家十三代）に学生への指導を要請するなど、⁽⁶⁹⁾市域の指導者と家元との交流は続いており、定期的にまた系統毎に濃淡があるにせよ巨視的に見れば両者は相即不離な関係にあることを理解できよう。

五 結論

以上から、市域の竹内流は少なくとも寛政年間（二七九〇年代）以降存続しており、特に備中竹内流が完全相伝形式のもと、竹内流家元と相即不離な関係を保ちつつ市域の多くの地点で実践されてきたことを把握できた。

本稿の弱点は、竹内流実践の社会的・文化的背景、実践の内容や他流との関係性などを検討できていない点にある。現代の実態との比較を含め、今後の課題としたい。

注

(1) 例えば倉地克直「幕末の民衆と武芸―力信流と壱佐流を中心

- に」(『岡山地方史研究』五六号、一九八八年)、一〇八頁など。
- (2) 片山潜「わが回想 上」(徳間書店、一九六七年)、五一〜五四頁、一〇八〜一〇九頁。
- (3) 布施賢治『下級武士と幕末明治・川越・前橋藩の武術流派と士族授産』(岩田書店、二〇〇六年)。
- (4) 金光弥一兵衛『岡山縣柔道史』(同人、一九五八年)。
- (5) 竹内流編纂委員会編『日本柔術の源流 竹内流』(日貿出版社、一九七九年)。
- (6) 例えば、安原秀魁『連島のはなし その二』(倉敷市連島公民館、一九七七年)。
- (7) 竹内流一門には、他にも布原竹内家、境竹内家などがある。
- (8) 例えば、竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二五六頁。
- (9) 西阿知町史編纂委員会編『西阿知町史』(西阿知町、一九五九年)、三三三頁。
- (10) 安原前掲注(6)書、四七頁。
- (11) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二六二頁、二八六〜二八七頁。
- (12) 例えば、全日本武道連盟名古屋事務局『名古屋城開府三百六十周年記念 全日本古武道大会』(同人、一九六九年)、二二頁。
- (13) 十一代宗家後見役。岡山藩農兵隊(耕戦隊)の栖原彦右衛門の師でもある(則武忠直編『斗有の竹内流柔術』(斗有明治百年記念会、一九六八年))。
- (14) 難波市左衛門、同伊右衛門、水粉、和田など。
- (15) 金光前掲注(4)書、五六頁。
- (16) 「明治拾六年拾月に竹内流の師林與五郎黒瀬藩太郎両先生の門人尔稽古学び」とある。年代不詳、山本浩之氏提供。黒瀬は

のち起倒流を学び、生坂に研武館道場を設けた(金光前掲注(4)書、五五頁)。

- (17) 金光前掲注(4)書、五六頁。
- (18) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二八二頁。
- (19) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二九〇頁。
- (20) 金光前掲注(4)書、一一〇頁。
- (21) 塩田槐男家文書「真貫流免状(一巻・塩田嘉十郎宛)」。
- (22) 「真貫流(新貫流)」については別稿を準備中である。
- (23) 渡邊・梶田・板谷・原。
- (24) 福山恒治他『改訂 茶屋町史』(改訂版茶屋町史刊行委員会、一九八九年、四二二頁)。
- (25) 金光前掲注(4)書、七七頁、早島町編『早島町史』(早島町、一九五五年、三九八頁)。
- (26) 河野真通「追悼 中山取真先生」(『武芸民俗学』一号、二〇〇六年、五一〜六〇頁)。
- (27) 例えば、以下の紹介記事がある。「実践的な古武道にはいつも新たな発見―アンナ・シーボン「竹内流備中伝古武道」取立師範」(『ニューズウィーク』二三(三九)二〇〇八年)、四四〜四六頁。
- (28) 金光前掲注(4)書、六七〜六八頁。現在風化により識別できない。
- (29) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二五五頁。
- (30) 四谷大番町に住んだ幕士とされる(綿谷雪・山田忠史編『増補改訂 武芸流派大事典』(東京コピー出版部、一九七八年)、六四六頁)。
- (31) 守田正明『岡山県古武道史(巻)』(文武館、一九九九年)七二〜七三頁。

- (32) 中洲町誌編纂委員会編『中洲町誌』(中洲町誌編纂委員会、一九五五年)、一四三頁、金光前掲注(4)書、六七～六八頁。
- (33) 白神は文久二年(一八六二)に起倒流免状を弟弟子である高尾へ発行している(高尾石平治『履歷書』(一九一七年)。山本浩之氏提供)。
- (34) 金光前掲注(4)書、一六頁。
- (35) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二六〇・二七六頁。
- (36) 岡山市史編纂委員会編『岡山市史 学術体育編』(岡山市、一九六四年、一八五頁)。
- (37) 例えば、旧口林村(現里庄町)の大内雪柳軒(一八四八～一九一三)がいる(花田一重編『里庄町誌』(里庄町役場、一九五一年)、四七四頁)。
- (38) 綿谷・山田編前掲注(30)書、五三六頁。
- (39) 藤原文治郎・平松全次郎などが著名である(金光前掲注(4)書、五三頁、内田順平編『新田の郷土史』(新田親和会、一九九二年)、九七頁)。
- (40) 金光前掲注(4)書、三～四頁。
- (41) 金光前掲注(4)書、一四～一五頁。
- (42) 前掲注(16)参照。
- (43) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二五六頁。
- (44) 金光前掲注(4)書、一三頁。
- (45) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、七九～八〇・二六一・二八六頁。
- (46) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、三〇一頁。
- (47) 金光前掲注(4)書、一三頁。竹内惟和(一八三二～一八五七)は京都竹内家の当主だから、事実とすれば、京都竹内家の「代理」として竹内流家元が免状を発行した可能性があり、非常に

興味深い。

- (48) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二八九～三一六頁。
- (49) 家元で学んだとの伝承を持つ門人帳に記載のない市域の住民の例も存在するが(旧沖村の三島岡太郎(？～一九〇五)など「三宅宣士『貞誠』(同人、二〇〇四年)、六三～六四頁、実数は多くないものと考え)。
- (50) 二人中少なくとも六人が明治一七年(一八八四)の寛取神社奉納額に記されたA-1系統の門人名と一致する。
- (51) 三人はA-3系統の指導者であり、残る児島郡下の一人も同系統の門人の可能性が高い。
- (52) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、六三頁。
- (53) 竹内流編纂委員会編前掲注(5)書、二八一頁。
- (54) 金光前掲注(4)書、五六頁。
- (55) 別府信吾「いわゆる生坂藩領の変遷について」(『倉敷の歴史』六号、一九九六年)、九～三三頁など。
- (56) 西山松之助『家元の研究』(吉川弘文館、一九八二年、二一頁)。
- (57) 藤波静次『連島の歴史』(未公刊、一九五〇年)、第五三項。
- (58) 中洲町誌編纂委員会編前掲注(32)書、一四二頁。
- (59) 高尾前掲注(33)書、三頁。
- (60) 中嶋哲也「対抗文化としての古武道」(『スポーツ人類学研究』二二号、二〇一〇年、五一～七三頁)。
- (61) ひろたまさき「美作血税」一揆に関する若干の問題」落合延孝編『維新変革と民衆』(吉川弘文館、二〇〇〇年、一二二頁、上杉聰「部落を襲った一揆」(解放出版社、二〇一一年)四六・九七～九八頁)。
- (62) 入門時、既に門人を有していたらしい。安原前掲注(6)書、五二頁。

(63) 阿部文兵衛が没した天保一三年（一八四二）に門人の三宅新蔵が、翌年に難波市左衛門が記名をなした例、また三宅松吉が没した昭和二七年（一九五二）に、門人の船浅次郎が相伝家に入門した例（全日本武道連盟名古屋事務局前掲注（12）書、二一～二二頁）がこれに該当する。

(64) 結果として弘化三年（一八四六）郷士に取り立てられた。竹内流編纂委員会編前掲注（5）書、七六～七七頁。

(65) 例えば、一門の歯科医が記した論評がある。忠重生「齒界春秋 竹内流柔術」（『日本歯科評論』二〇号、一九四二年）、八七～九二頁。

(66) 同時代の武術家が家元の技法伝承を「新しいもの」と表現した例として、天保一二年（一八四一）に家元を訪ねた矢野彦左衛門広英（肥後熊本藩。竹内三統流開祖としても著名）の同年の著作「小具足腰廻辨書」がある。矢野は、当時の家元の伝承を自らが既に習得していた肥後の竹内流と区別し「新伝」と表現している（矢野彦左衛門「小具足腰廻辨書」（島田秀誓『肥後伝来の武術 竹内三統流』一九七一年）、一二三頁）。

(67) 系譜上十二代宗家に連なる「奥斉手」一巻が作製されている。筆者蔵。

(68) 金光前掲注（4）書、五六頁。

(69) 河野前掲注（26）論文、五三頁。

〔付記〕 成稿に当たり、ご協力頂いた各氏に感謝します。河野敏博氏、塩田隼男氏、中山拓也氏、中山武氏、山本博通氏、山本浩之氏、故渡辺修策氏、渡辺直樹氏。

（あたり） けんじ 宝塚医療大学保健医療学部助教）

林源十郎商店記念室づくりにたずさわって

土岐隆信

平成二十四年三月二十日、倉敷市阿知二丁目、倉敷美観地区の一角に、「倉敷生活デザインマーケット」として、改装成った林源十郎商店がオープンした。生活雑貨店・飲食店・衣料品店などのテナントが雑居する三階建ての



写真1 新装成った林源十郎商店

二階部分に、林源十郎商店の歴史と、林家の歴代当主のなかで特筆すべき二人の人物の足跡を紹介した記念室が併設され、話題を呼んでいる。そこで、倉敷市総務課歴史資料整備室では、同年九月十四日の午後、林源十郎商店記念室づくりを担当された土岐隆信氏を倉敷市鶴形一丁目の株式会社エバルス倉敷支店に訪ね、一時間余りに渡ってお話を伺った。

——まず、林源十郎商店記念室をつくるようになった経緯を教えてください

土岐 倉敷の美観地区に会社の土地が四〇〇坪近くありますが、その建物（昭和九年築）が老朽化して維持管理が難しくなりました。会社としては、火事の心配もあるし、裏のほうの蔵も壊れかけていて修理代もかかること

から、潰してしまつて芝生地にもし、記念碑でも建ててしまおうという考えも出ていました。そこで、町内会や市役所へ相談に赴いたのですが、ぜひ残しておいて欲しいと要望されました。

弊社の最高顧問の斎藤（隆氏）と倉敷商工会議所会頭の岡莊一郎さんが会つたとき、倉敷市が中心市街地活性化事業を行っているという話が出て、土地建物を活かそうということになりました。林薬局の土地建物があるこ

林源十郎商店（現、株式会社エバルス）略史

明暦 三年（一六五七）

林半右衛門由義が倉敷に薬種を商う紀伊国屋を創業。のち、屋号を大坂屋に改める。

大正 十四年（一九二五）

十一代林源十郎が、自身の名に因み社名を林源十郎商店とする。

昭和 十八年（一九四三）

林製薬株式会社に社名を改める。製薬業から撤退し、株式会社林源

昭和二十五年（一九五〇）

十郎商店を設立。

昭和三十九年（一九六四）

林薬品株式会社に社名を変更。合併により現社名となり、本社を

平成 九年（一九九七）

広島に置く。

※出典 「林源十郎商店記念室設立プロジェクト 林源十郎商店

記念室について」レジュメ（土岐隆信氏提供）



写真2 明治40年代の林源十郎商店外観

とは皆知っていたのですが、誰が所有しているのかも分からず、それまで声がかかって来なかったそうです。

エバルスは、前身の林薬品、林源十郎商店、大坂屋と、倉敷の町でお世話になって大きくなりましたので、この土地建物をお金儲けではなく、何か地元の役に立てたいという思いがありました。

その後、倉敷まちづくり株式会社（市・商工会議所等が出資）とエバルスとの間で話がつき、まちづくり会社に土地建物を全面的にお貸しして、古いものを残しながら運営することになりました。エバルスは、三百六十五年の歴史があります。これまでも、建物を片付けていると沢山の物が出てきましたので、これをどうにかしな

ければならないと考えました。そこで、林源十郎商店のなかに記念室を設けることになったのです。

——土岐様が記念室づくりにたずさわったきっかけについて教えてください

エバルスは医薬品販売の会社ですので、歴史を専門にしている者はいません。私は薬剤師ですが、薬用植物の関係から薬史学についても研究して来ました。そういう経緯から、私が携わることになったのです。

——株式会社エバルスでは現在薬をつくっておられるのですか？

現在はつくっておりません。林製薬株式会社と申しておりました時期にはつくっておりまして、戦争末期から終戦直後にかけては軍隊にも薬を納め、自社で新薬を開発していました。製薬事業を続けていましたら、日本のトップクラスの会社になっていたかもしれません。現在は、病院・診療所・薬局向けの薬ばかりを販売しています。

——資料選定やキャプション作成など、記念室の展示はどなたがつくられたのですか？

社内のプロジェクトチームが、蔵の中に残っていたものや、京都在住の子孫の方から提供していただいた資料

のなかから、こういったものを展示したいということで選びました。子孫の方からは、掛軸・印鑑・暖簾などを寄贈していただきました。

また、あるところから緒方洪庵の手紙が手に入りましたので、レプリカを展示することになりました。洪庵が、お母さんの米寿のお祝いで足守に帰って来まして、倉敷の浅田屋という旅館で孚一と会食しています。それで、次の朝に孚一のお店（大坂屋）を訪ねて来ました。それだけ親しい間柄だったのです。それから洪庵は、玉島から広島、

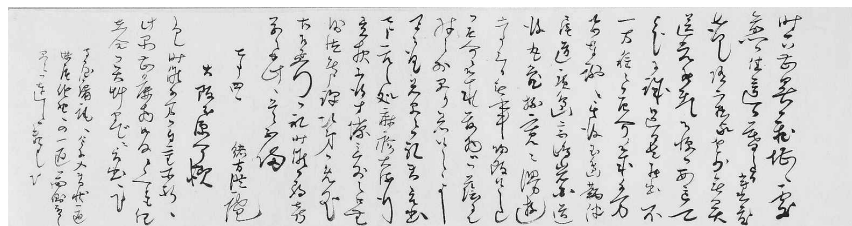


写真3 大阪屋源介（林孚一）宛緒方洪庵書状

岩国を通り四国を廻って、下津井から上がり、一ヶ月ほどの旅行から帰って来ます。その後、「大坂で麻疹が流行ったので遅くなりました」と言って送ってきたのがその手紙です。

展示目的としては、当然会社の歴史の紹介が必要です。

しかし、それだけでは一般のお客様から興味を持っていただくのが難しい。そこで、林家歴代当主のうち、倉敷



写真4 林源十郎商店記念室の内部

の町に大きな足跡を残した八代林孚一と十一代林源十郎のコーナーをそれぞれ設け、三本立ての展示にすることになりました。

記念室づくりについては、中身はこちらで考えましたが、デザインやアイデアは乃村

工藝社にお願いしました。ですから、小さいながらも垢抜けた展示になっていると思います。

説明文や年表は私がつくりましたが、一年以上にわたり、最低月一回は乃村工藝社との間で校正などのやりりを行いました。

——記念室づくりを担当して苦労したことは何ですか？

素人ですから、全てが苦労でした。まず、古文書が読めないということがあります。それから、資料が少なかった。林家は立派なお家ですが、家系が枝分かれしてきているものですから、本家に資料が集中して残っているという訳ではなく、散逸してしまっています。限られた資料のなかから、一般のお客様が見て興味のある資料を何とか展示したい。美観地区のなかにあることから、県外の方が見ても分かる展示にしたい。林源十郎と大原孫三郎や石井十次との関係も分かって欲しいということで苦労しました。

当然会社の歴史を十分にやりたい。しかし、会社の歴史ばかりでは、一般の方から興味を持ってもらえません。そのあたりの兼ね合いがありました。

林家の家としての歴史とエバルスへと連なる企業とし

ての薬部門の歴史という両面があるのですが、昔は個人商店的なものですから、両者を分けた展示となると、どうしてもズレが生じてしまいます。

また、林孚一は——勤皇の志士、緒方洪庵・山田方谷・野崎武左衛門との交友、続義倉の開設など——多彩な人物ですからどういった面に焦点を当てると孚一が浮かび上がってくるかということに留意しました。

林源十郎については、大原孫三郎の偉大さの陰に隠れ、実際には源十郎が裏で孫三郎の面倒を見た——石井十次への紹介、日曜講演会の開催、キリスト教会など——と言う事が倉敷の方にも余り知られていません。日曜講演会の際にも、講師の選定や世話、お礼状から郵便切手のことまで帳面を付けて行っています。大隈重信、新渡戸稲造、徳富蘇峰：いくらかお金を出したからと言って、当時の政財界のトップを呼んで来れるものではありません。そこに、源十郎の力や交友関係があったからこそ、一流の人々を招くことができたという気がします。倉敷中央病院も、孫三郎がお金を出してつくったのですが、初代の事務長は、高戸猷はかるという林源十郎商店の番頭さんで、病院をつくったあと林へ戻っています。そういうと

ころ（孫三郎を陰で支えた源十郎の姿）を市民の皆さんに少しでも分かっていただけたらと思います。

——記念室づくりの参考にした施設はありますか？

特にこれだという施設はありませんが、私も見て歩くのが好きなものですから、色々な博物館や美術館を見させていただいています。それから、施工業者さんから参考資料をいただいています。

——記念室づくりでこだわったところを教えてください

メインに何を持ってきたら見て面白いかを考えたとき、大きなもので目を引きましますし、生薬の種類も沢山あるということで、蔵の中に眠っていた薬箆筒を活用することになりました。乃村工藝社さんのお世話で、京都で修理して展示しています。林製薬については、蔵の中を片付けていたら、当時作っていた品物が出てきたので、それらを並べることができたらうと。

変わったものでは、昭和二十五年の木箱に入った注射薬がそのままケース出てきました。終戦直後の、まだ段ボールなどの物資の無い時代に、最先端の薬が粗末な木箱で運ばれていたという歴史の一面を見ていただきたいと思っています。

また、ペリーが浦賀にやって来たときの古文書と、ペリーの参謀アダムスと思われる人物の似顔絵が出て来ました。情報が、当時のお金持ちや有力者のもとに、早い段階で来ていたという証拠だと思います。

それから、瓢箪を展示していますが、頼山陽が来て、お酒を飲んで掛け軸を書いたときに欲しがったものだと言われています。

もうひとつ、全く異質なものですが、広島隕石というのがあります。エバルスには、広島に流通センターがありますが、月曜日の朝に出社すると、商品通路に石ころが落ちていた。上を見ると、天井に穴が開いていました。東京の国立科学博物館で調べると、非常に古い隕石だと。広島県で隕石は度々落ちていますが、現物が見つかったのははじめてだそうです。本物は、広島市こども文化科学館にありまして、記念室で展示しているのはレプリカです。趣旨は違っているのですが、記念室に連れられてきた歴史に関心のない子供さんたちも、隕石ならば興味を持つのではないかと思い、アクセントの意味で展示しております。

——林孚一や源十郎について知った時期やきっかけについて教

えてください

林家については、岡山県に勤め、葉関係の仕事をしていたため、林葉品として知っていました。林家は十一代と十二代の源十郎や、十二代の弟の林平三郎が岡山県葉



写真5 林孚一肖像

林孚一（一八一・一八九二）

児島郡木目村に石井伝蔵の第三子として生まれる。林源介永寧の養子となり、家業の葉種屋を継ぐ。森田節斎や鈴木重風の影響を受け、勤皇の志士たちと交わる。志士たちの援助・救護をすることが度々あった。明治二年、統義倉の開設を發議する。同十一年、窪屋郡長に進み、十六年まで勤める。翌年、功により宮内省から金百円を下賜された。

※出典 上田昌三郎編『備中倉敷林家 孚一と源十郎の面影』

上・下巻（私家版、二〇〇五）



写真6 十一代林源十郎夫妻肖像

林源十郎（一八六五・一九三五）

窪屋郡倉敷村に林甫蔵の長男として生まれる。生後間もなく父を失ったため祖父孚一の薫陶を受け、同志社及び岡山薬学校で学ぶ。明治二十五年家業を継ぎ、大正十四年には自らの名に因み店名を林源十郎商店と改めた。キリスト教に帰依し、石井十次の岡山孤児院を支援した。大原孫三郎は、源十郎を「祈りの人」（『追憶の言葉』）と評している。

※出典 上田昌三郎編『備中倉敷林家 孚一と源十郎の面影』

上・下巻（私家版、二〇〇五）

薬剤会長を務めたのをはじめとして、岡山県の薬業界や薬学関係で重要な位置を占める人物を輩出しています。

十一代の源十郎が、わが国の薬剤師の免許証番号十三

番を持っていたように記憶しています。医薬分業の推進のため国会に陳情に行くなど、薬業界の発展のために尽力しています。

十二代源十郎は、私が研究しています備中売薬に関し、て申しますと、戦争中に企業統合で岡山県製薬株式会社というのが出来た際に社長を務めています。

このような経緯から、林家は以前から知っておりまして、薬業界の名門ということも知っておりました。そういう点では、抵抗無しに林家というものには入って行けました。

ただ、林孚一となりますと、私には縁が無かったものですから、今回記念室づくりを担当することになり改めて勉強し直しました。続義倉、勤皇の志士たちとの交わり、手紙が出てきて錚々たる人物たちと関わっていたことなどを知り、改めて孚一の偉大さを見ました。

——林家の人物について感じることをお聞かせください

林孚一について申しますと——鈴木重胤や森田節斎の影響もあったと思いますが——倉敷の小さな薬屋が、幅広い交友関係を築き、広い日本を見たというところに魅力を感じます。書籍の出版も行い、最後は窪屋郡の郡長

も務めました。明治になって、政府への財政の説明に山田方谷が行くか、孚一が行くかというほど岡山県からも信頼されていました。明治の頃、和書が売れなくなり、あるいは番頭さんが良くなかったりして経営が苦しくなりましたが、そういった中から経営を持ち直していった質実ぶりが素晴らしいと思います。

十一代の源十郎はキリスト教に傾倒し、お金ができた世の中の人に黙って寄附をし、石井十次を応援するなど、自分自身は非常に質素な生活をしたキリスト教精神が凄いいと思います。今回、源十郎商店を改築してみましたが、裏に本宅や離れがあるといっても、そんなに豪華なものではありません。地位やお金ができたであろう人ですが、非常に質素な生活をしていた感じを受けました。

——記念室づくりに携わられて一番うれしかったことは何ですか？

一薬剤師で未経験の者が、これだけの企画をさせていただき、小さいながらもまとまった記念室が出来たということ、それから林源十郎商店へ非常に大勢のお客様に入っていただいていることです。源十郎商店そのものが新しい観光地になり、街づくりにお役にたったのではないかと。

いかと。そこで、ついでに記念室を見て、孚一や源十郎の立派な人柄を分かっていたいただき嬉しく思っています。

——記念室がオープンしてからどんな反響がありましたか

記念室にアンケート用紙が置いてあるのですが、皆さんとても好意的に書いていただいています。県内外を問わず、孚一や源十郎をはじめ知ったとか、源十郎と石井十次の関係が分かったということで喜んでいただいております、反響はあったと思っています。アンケートは、二



写真7 林源十郎商店記念碑

日に一回は持ち帰り、記録をつけています。先ほどお話ししました薬筆筒に驚かれている方が多いようです。

——現在思うことを教えてください

これから長い間どのように維持して行くか、将来どういうふうに改装するかということを考えてい

ます。私もいつまでも携わる訳ではありませんので、会社なりがいかに源十郎商店を維持して行くかということが課題です。

——林家の人々の顕彰について予定されている事業はありますか？

今のところございません。記念室をつくったときに「林源十郎商店発祥之地」という石碑を建てて永久保存的なことはしたのですが…。林家の歴史には立派な方が大勢いらっしやいますけど、どう取り上げるかがなかなか難しいと思います。一般市民の方にどこまで関係があるかという話になりますし…。大原係三郎や石井十次などとの関係で新しいものが出てきて、源十郎の見直しが進めば面白いものができるかもしれませんね。現在展示していない資料も機会があれば出したいと思います。

また、林家とは直接関係は無いのですが、錦絵が残されていますから、こういったものも出して行きたい。ただ、林家は質素な生活をされていますから、美術品や骨董品の類は余り多くは残っていません。

——土岐様が薬学に志すようになった経緯についてお話をください

人間にとって薬は重要なものですので薬について知りたいと思ったこと、それから、私は子供の頃から植物が好きなもので、薬草にも興味がありました。薬学は、合成、有機化学、無機化学、薬理学、生理学、生化学、植物学…と、非常に幅広い学問であるということにも惹かれました。

薬草と申しますと、林源十郎商店の記念碑のまわりに薬草花壇を設けています。最高顧問の斎藤が発案者で、

土岐隆信氏（薬剤師、株式会社エハルス顧問）



写真8 土岐隆信氏近影

昭和十八年、岡山県生まれ。京都薬科大学を卒業後、岡山県職員となり、長年薬務行政に携わる。県立岡山病院薬剤科長を最後に退職し、現職。著書に『岡山の薬草』（山陽新聞社、一九八二、共著）、『続岡山の薬草』（山陽新聞社、一九八四、共著）、『備中薬—岡山の置き薬—』（日

本文教出版、二〇一一、共著）がある。

源十郎商店はもとと薬関係のお店でもありますし、同じ植えるのなら薬草や薬木を植えて行きたいということになりました。花壇や庭には、ボタン・シヤクヤク・ミシマサイコ・ナツメ・サンシユ・ダイダイなど漢方薬の原料となる薬草・薬木を植えています。

——ありがとうございます

※ 林源十郎商店記念室は、定休日が毎週月曜日と年末年始。午前十時から午後五時まで開館。入場料は無料。

（聞き手は山本太郎・立石智章、文責は立石智章）

倉敷代官支配の小豆島における 不動尊紛失をめぐる訴訟史料

山 本 太 郎

はじめに

本稿で紹介するのは、倉敷市所蔵小野家文書（小野一臣氏寄贈）の「訴状写^①」と、「小豆島大部村之内 小部村 岩屋流不動尊紛失一件^②」である。本史料は、倉敷代官支配の讃岐国小豆島における岩屋不動尊をめぐる寺院と村人の実態を知りうるものとして極めて興味深く、倉敷代官役所や倉敷村庄屋との関係も含み、多面的な利用が可能であると思われるため、ここに翻刻して紹介する。

一 倉敷代官の小豆島支配

小豆島が豊臣家の直轄から徳川幕府の直轄になったのは、元和元年（一六一五）六月であった。このときの石

高は三〇三六石九斗八升で、人口一万八七九六人であった。^③ 支配は、伏見奉行、その後、慶安元年（一六四八）から大坂船奉行・大坂町奉行となり、天和三年（一六八三）大坂代官に移った。そして、大坂代官であった千種清右衛門が、寛保三年（一七四三）に倉敷代官に転任したことにより、小豆島は倉敷代官の支配になった。以降高松藩・伊予松山藩預かりの時期を除いてほぼ倉敷代官支配が続いたが、天保九年（一八三八）に津山藩が西部六カ村（池田・土庄・湖崎・小海・上庄・肥土山）、五八九一石余を領有した。^⑤ 草加部・大部・福田の三カ村は倉敷代官支配が幕末まで続いた。

寛政十年（一七九八）二月に倉敷代官野口辰之助が後任の代官栢植又左衛門に申し送った引継申送書の写には、

小豆島に関するかなりの箇条が見られる。小豆島は海上遠隔地であり、年貢塩を一部大坂城内味噌御用塩に納めたり、俵物の煎海鼠を稼いだりするなど産物に特徴があり、また草加部村に転び切支丹^{きりしたん}類族⁽⁶⁾がある。こうした特殊な実情がある地域であるため、代官は特に注意して引き継いだのであろう。⁽⁷⁾

二 内容と若干の論点

以下、史料の内容を紹介して行きたい。

「訴状写」は、讃州小豆島大部村観音寺の良賢が、小部村浄宗寺・浄宗寺隠居了恵、小部村年寄代長左衛門・小部村百姓一〇人を相手取って、大草太郎右馬倉敷代官役所へ、文政五年（一八二二）閏正月に横領を訴えた訴状の写しである。したがって、あくまでも良賢の立場で書かれたものである。

良賢によると、小豆島大部村の内小部村⁽⁸⁾の恵門瀧岩屋不動尊は、両手のない片手不動と、先年浜へ流れ着いた流不動の不動尊二体を納め、観音寺が昔から別当を勤めてきた。しかし文政二年正月に扉を開いたところ、不動本尊が紛失していた。同年三月には紛失していた不動尊

が、新たに両手を付けられベンガラで彩色されて戻っていたが、まだ流不動が紛失していたので、手掛りを探していた。文政四年六月十三日に小部村の百姓が岩屋へ籠り雨乞いしたいといってきたので召使に鍵を持たせたところ、小部村の者が大勢岩屋へ来て無遠慮に扉を開け、本尊に災いがあり、流不動紛失のこと確かに見届けたと申し立てた。六月十七日に大部村庄屋が小部村年寄代・百姓を連れて観音寺へ来て、不動尊に災いがあり、流不動が紛失したのなら早々に役所へ届け出るはずのところ、村役人へも知らせなかったことは等閑^{なぞり}な致し方なので、観音寺へ別当を任せがたく、小部村に預かりたいといったので、これらの者たちの企みと気付いた。

本尊を観音寺へ迎え取りたいことを手紙で年寄長左衛門へ掛け合った上、五人の者へ頼み看坊^{かんぼう}一人を添え、岩屋から本尊を取り出し小部村浜まで持ち越そうとしたところ、小部村の者が大勢で差し押さえ、盗賊を差し捕えたようにいっていることを知らせてくれた者がおり、早速良賢が行って交渉し、小部村から番人を付ける約束で取り出した本尊を岩屋へ戻した。訴えようと考えていたが、小部村百姓から様々にこしらえた書付で願ひ出たた

め、良賢と五人の者が呼び出され、五人の者は罰を受け良賢一同宿預けを命令されて吟味中、小豆島上庄村庄屋与一左衛門が扱いに立ち入った。村役人へも届けず不動尊を迎え取りに遣わしたのは良賢の心得違いであり、観音寺が別当を続けられるようにするから、何分取扱人に任せて内済するよう説得するので、厳しい罰を蒙った五人のことを考えて吟味下げを願ひ出、一同帰村した。

その後岩屋は小部村の者が管理し別当の良賢が立ち入ることもできなくなり、去る六月以来の散物さんぶつは小部村の者が奪い取ったに相違ない。正月中の参詣人が多いときも小部村の甚兵衛が岩屋を差配しており、取扱人与一左衛門が良賢へ言ったことは違い、小部村の百姓に差配させるつもりに見え、やむなく訴訟申し上げる。

昔から観音寺が別当を勤め諸事を差配してきたことは、明和年中の出入済口証文にあり、不動尊寄附山の山林と散物等を小部村の百姓が自由にし、浄宗寺へ納めるようしたいと望んでいることは先年からのことである。本尊へ災いをし、流不動を隠して観音寺の落度にし、別当を引き離す企みであり、浄宗寺を始め相手名前の百姓共が馴れ合いのうえしたことに相違ない。紛失の不動は

浄宗寺隠居了恵宅の押入の内に隠し、密かに供物を供えている風聞があるので、相手の者共一同を召し出し、悪事吟味の上隠している不動尊を差し出し、観音寺が別当を無難に勤まるよう命じてください。

以上が訴状の要約である。もう一点の「小豆島大部村之内 小部村岩屋流不動尊紛失一件」は、岩屋流不動尊紛失一件について、代官役所から内済を命じられた倉敷村庄屋の七太夫らが、内済後に浄宗寺と同寺隠居に渡した一札、扱人がかかった費用を訴訟方と相手方に請求した覚、訴訟方・相手方・与一左衛門代惣右衛門・庄屋龍太代喜内による一件内済為取替証文などの受取書、七太夫が観音寺檀家衆中に宛てた書状などの写しである。

これらの史料から、小豆島での寺院・村人を巻き込んだ不動尊をめぐる争いの調停を、倉敷村庄屋が代官役所から命じられて行ったことが分かる。このことは、倉敷代官支配における陣屋元村庄屋の位置づけを考えるための一事例になると思われる。¹⁰⁾

注

(1) 倉敷市所蔵小野家文書一一三―一五。

(2) 倉敷市所蔵小野家文書一一三―一四。

(3) 『王庄町誌』(香川県小豆郡土庄町、一九七一年) 一六六頁。

(4) 同右二三四―二四一頁。

(5) 『津山藩と小豆島』(津山郷土博物館、一九九八年) 四九頁。

(6) 小豆島は、慶長十七年(一六一二)の徳川家康の禁令まではキリスト教信仰が広まった地であった(『香川県の地名』平凡社、一九八九年)。

(7) 山本太郎『近世幕府領支配と地域社会構造―備中国倉敷代官役所管下幕府領の研究―』(清文堂、二〇一〇年) 五二―七〇頁。

(8) 小部村は大部村の枝村で、親村大部村とは住民の出自を異にし、播州赤穂からの移住者が草分けになった村と考えられる(『香川県の地名』平凡社、一九八九年)。

(9) ここでは賽銭のことであろう。

(10) 陣屋元村庄屋の、他の庄屋とは別格の位置づけについては、山本注7前掲書三六四頁で触れた。

(やまもと たろう 倉敷市総務局総務部総務課課長主幹)

史料

(表紙) (一七・〇×二四・八cm)

訴状写

乍恐以書附御訴訟奉申上候

讃州小豆島

大部村

訴訟人 觀音寺良賢

同郡大部村之内

小部村

相手 淨宗寺

右淨宗寺隱居

同 了恵

同郡大部村之内

小部村年寄代

同 長左衛門

同百姓

同 平九郎

同 忠兵衛

同 長五郎

同 長五郎

同 長五郎

同	伊十郎	同	又四郎	同	忠左衛門	同	庄左衛門	同	吉次郎	同	助五郎	同	甚兵衛	同
---	-----	---	-----	---	------	---	------	---	-----	---	-----	---	-----	---

右訴訟人観音寺奉申上候、讃州小豆島大部村之内
 小部村恵門瀧岩屋不動尊之義者、片手不動与唱へ両
 手無之、別ニ一体流不動与唱先年同村浜江流寄候を
 右岩屋江一緒ニ納、不動尊ニ体ニ而御座候、右者從
 往古拙寺別当相勤諸事差配仕来候得共、拙寺ハ
 一里余り相隔り十八町者甚嶮岨成山道ヲ登り候義ニ

付、日勤も不仕、月々祭日ニ者罷越相勤罷在候、然
 ル所去ル卯年正月中祈念之義有之罷越開罪いたし候
 処、不動本尊之分致紛失候ニ付、差驚得与見およひ
 候所錠前損し無之、合鍵ヲ以取出シ候様相見江盜取
 候ものとハ不相見、意恨有之者、拙寺越度ニ可致巧
 ニ而押隠候哉ニ心附、手掛リ為相探拙寺弟子之外ハ
 寺内之もの江茂不申、専密々心掛罷在、同年三月中
 旬之頃罷越見およひ候処、右紛失之不動尊新ニ両手
 ヲ拵江かすがひニ而打附、紅からニ而致彩色、右岩
 屋江差戻し有之、猶又流不動与申分紛失いたし候ニ
 付、右岩屋堂之義先年ハさるこうし一重而已ニ有之
 候ヲ、先観音寺中江仕切ヲ入二重ニいたし有之、猶
 又此節厨子ヲ拵都合三重ニ錠前ヲおろし、嚴重ニ締
 リを付置、密ニ手掛リ相探居候処、去ル巳年六月
 十三日小部村百姓共右岩屋江籠リ雨乞致置候様申来
 り候ニ付、拙寺召仕之ものニ鍵ヲ為持差遣候処、同
 村之者とも大勢岩屋へ罷越不遠慮ニ扉ヲ開、本尊ニ
 致災有之義、流不動紛失之儀風聞ニ承候通り無相
 違、慥ニ見届候様申立、其夜相手同村年寄代長左衛
 門外兩人拙寺へ罷越相尋候ニ付、余人江不相知内分

ニ致置候始末委細申聞候処、同月十七日右相手年寄
代長左衛門ヲ始小部村百姓相手平九郎・忠兵衛・長
五郎・伊十郎・又四郎・忠左衛門・庄左衛門・吉次
郎・助五郎、右名前之者共を召連、大部村庄屋龍太
拙寺江罷越、不動尊ニ致災有之儀、流不動致紛失候
ハ、早々御役所江可届出筈之処、村役人江茂不相知
段等閑之致方ニ候間、當時別当相任かたぐ、小部村
江預り度段申聞候ニ付、右名前之者共之巧候儀与心
付、始而得手掛ヲ最早御役所江御届可申上候間、当
時從小部村庄屋江番人ヲ付呉候様相頼候得共聞入候
もの忝人茂無之、一同引取候ニ付、万一此上本尊被
押隠候而者不念之申訳難立と存、當時本尊拙寺江迎
取度段以手紙年寄長左衛門江及掛合候上、源藏・忠
左衛門・文藏・丹藏・太四郎、五人之者相頼、看坊
忝人差添岩屋江差遣シ、本尊ヲ取出シ小部村浜迄持
越候処、同村之者共大勢ニ而差押江、盜賊差捕へ候
様申居候由相知せ候者有之、早速拙僧罷越再応押合
候所、小部村の番人ヲ付候筈ニ而取出候本尊右岩屋
へ戻納置、此段御訴可申上与奉存候処、本寺宝性院
の用向申来り出訴延引仕居候内、却而小部村百姓共

の様々取捨候書付を以奉願上候ニ付、拙僧始拙僧よ
り相頼本尊迎取ニ遣シ候忠右衛門外四人之者一同被
為 御召出忠右衛門外四人之者ハ御過意之上拙僧一
同宿預ケ被 仰付御吟味中同島上庄村庄屋与一左衛
門取暖ニ立入、拙僧江申聞候者、村役人江茂不相届
不動尊迎取ニ遣シ候ハ、拙僧心得違ニ候間、此段小
部村百姓共江相詫候趣之及挨拶ニ、御役所江差出シ
候書附ニも右様相認候得者、小部村ニ而者同村ニ構ひ
来り候岩屋堂之鍵与申立候古鍵帰村次第取暖人江請
取相渡シ可申、勿論以来拙寺別当差紛不申様急度取
計可申間、何分取扱人ニ相任内済可致様精々利解被
申聞候ニ付、相詫候心底ハ無之候得共、拙僧の相頼
本尊迎取ニ遣シ候忠右衛門外四人之者共嚴敷御過意
を蒙り数日相苦ミ候有様、拙僧御過意ヲ請候のも苦
敷存、取扱人と一左衛門任申旨御吟味下奉願上、一
同致帰村候処、右岩屋者小部村之者共より付別当
之拙僧立入候義も不相叶、約速之古鍵茂相渡不申候
ニ付、再三掛合ニおよひ候得共日延之挨拶而已申聞、
去ル極月ニ至不動尊ハ小部村百姓自由ニ可致旨申立
候趣与一左衛門の拙僧江申聞、且拙僧參詣致度罷越

候節ハ、相手小部村百姓甚兵衛附添居、去ル六月以來之散物之儀相尋候得共同人者存不申旨相答江、何ニ茂不申聞候得共、小部村之者奪取候ニ相違無之、正月中參詣人多有之節者右甚兵衛罷越差配仕、取扱人と一左衛門拙僧江申聞候与者甚相違成義ニ而、以來小部村之百姓共ヘ差配仕候積りに相見ヘ、不得止事御訴訟奉申上、尤去ル六月中小部村百姓共拙僧江相掛り候願書面之内、先年ハ相手浄宗寺鍵預居候様申立候儀、其後村方年寄方ニ預り居候様申立候儀、其外品々申立候ヶ条者全偽ニ而、取捨候儀ニ相違無之、往古^も拙寺別当相勤諸事差配仕来り候儀ハ、明和年中出入濟口証文ニ慥ニ有之、右不動尊寄附山之山林并散物等小部村百姓共自由ニ仕浄宗寺江相納候様致度望有之儀ハ、先年^も之義ニ而、是又右濟口証文書面之内ニ相顯レ有之候処、別而近年発向仕候ニ付、弥望相懸り本尊江致災、流不動を押隠候て拙寺越度ニいたし別当引離候巧ニ而、浄宗寺ヲ始相手名前之百姓共馴合之上仕成候儀相違無之儀者書面奉申上候通、不動尊致紛失候節拙僧弟子之外余人江申聞候儀者決而無之候処、小部村之百姓共能存罷在候儀、

且去ル巳年六月中様々取捨ヘ候偽書ヲ以申立候書面之手続慥成証拠ニ奉存、猶又其節右紛失之流不動ハ浄宗寺隱居相手了恵宅之押入之内ニ隱シ有之、密ニ供物ヲ備ヘ居候風聞有之候間、相手之者共一同被為御召出右惡事御吟味之上押隠候不動尊ヲ指出シ、以來拙寺別当無難ニ相勤り候様被 仰付被為下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

右訴訟人

觀音寺

良賢

午閏正月

大草太郎右馬様

御役所

前書之通奉願上候ニ付、奥印仕奉差上候、以上

右村庄屋

龍太

(表紙) (二七・〇×二四・八cm)

小豆島大部村之内

小部村岩屋流不動尊紛失一件

相渡置一札之事

小豆島大部村觀音寺の御役所江被申立候岩屋不動尊紛失一件取噺一同納得之上、今般及内済、貴寺江抱候ケ条左之通

一流不動尊紛失いたし淨宗寺隱居江押隱居候趣并淨宗寺百姓馴合別当引離候巧之由、觀音寺申立候得共、取噺人得与取調候処、全推量疑而已ニ相決候上ハ、申争之儀者噺人囃請、且紛失之流不動尊像觀音寺者勿論村中之もの心附相尋、見当次第如以前片手不動尊前立ニ納置可申事

右之通済口証文ニ書載候者、於貴寺聊不正之儀無之

疑相晴、万一此後如何様之儀申候者有之候ハ、拙者共罷出急度申訳可致候、勿論於觀音寺も以來疑敷義無之候間、為後年一札相渡申候処、如件

小豆島大部村

庄屋

文政五年二月

龍太

備中倉敷

庄屋

七太夫

淨宗寺

同寺隱居

了惠御房

右一札被成御渡請取候、已上

午二月十七日

淨宗寺印

覚

一銀貳拾五匁

是者書類認候紙代筆工料共

一同六拾七匁

是者与一左衛門外飯代渡海入用共

銀九拾貳匁

此二ツ割

壹ツ分

銀四拾六匁

右之通取暖中入用相掛候間、御渡可被成候、已上

午二月十七日

暖人

訴訟方

相手方

右銀子請取即刻夫々江相渡濟

一件内濟証文壹通

一明和年中内濟証文写壹通

右御役所江差上御聞濟被仰渡候事

一件内濟為取替証文壹通

一去巳年願下為取替書付壹通

一明和元申年内濟証文写壹通

右槌受取候、已上

訴訟方

觀音寺

良

賢印

一件内濟為取替証文壹通

一岩屋堂古鍵并散物觀音寺受取書写壹通

一取暖人江淨宗寺江之一札壹通

但シ別ニ請取書有之

右槌受取候、已上

相手方 淨宗寺

正道印

年寄代 長左衛門印

百姓 庄左衛門印

同 忠兵衛印

一件内濟為取替証文壹通

一明和元申年内濟証文写壹通

一古鍵散物受取書写壹通

右槌受取候、已上

与一左衛門代

惣右衛門印

一件内濟為取替証文壹通

右槌受取候、已上

庄屋 龍太代

喜

内印

一一件内済為取替証文壹通
一明和元年内済証文壹通

但今般訴訟方相手方連印有之

一岩屋堂古鍵并散物觀音寺受取書本紙壹通
右七太夫願有之

右者、内済証文差上候処御聞済被仰渡一同帰村被仰
渡候事

文政五年二月十七日 永井孝之進殿

掛り

未得御意候得共、以切紙得御意候、各方弥御安意珍
重御事ニ御座候、然者觀音寺良賢御房ハ小部村淨宗
寺正道御房外拾二人江相掛り岩屋流不動尊紛失一件
被願立候処御吟味中拙者取嚙為致内済候様從 御役
所御慈悲之御沙汰有之、拙者𪛗人種々取嚙候処、良
賢御房被申聞候者、拙者申談候趣ニ而ハ同寺檀家之
衆如何之存（虫損）□難計、何分ニモ難済旨被申聞候得共、
押而理解申談各方江者拙者ハ以書中申論候間是非
〳御済被成候様相進メ申候、尤同寺不為之儀を申
勧之儀ニハ決而無之、已後之取締宜勿論是迄之通別

（虫損）
当□相勤其外仕来之儀聊も動不申事ニ付、強而承（抹消）
申内済ニ相成候間良賢御房不束之御法ハ無之候間、
各方ニモ御得心御座候様致度候、委細者内済為取替
証文面ニ而御承知可被成候、猶近日渡海之節御咄可
（虫損）□□候、右得御意度如此御座候、已上

倉敷庄屋

二月十七日

七太夫

書判

小豆島大部村

觀音寺

檀家御衆中

「安原太郎日記」について

前田 昌義

はじめに

犬養毅は、大正十四年（一九二五）に自ら率いる革新倶楽部を立憲政友会に合併させ、議員辞職して政界を引退しようとする。しかし、当時は立候補届出制ではなく、選挙区の人々は、犬養毅の議員辞職に伴う補欠選挙において、犬養毅を当選させてしまう。このエピソードは、犬養毅と選挙区の人々との結びつきを物語るものとして、鷺尾義直の『犬養木堂伝』中巻⁽¹⁾で紹介されている。鷺尾義直は、「選挙区民の熱誠に余儀なくされて、一旦辞した衆議院の議席に復した木堂は、遂に終生辞任を許されなかつた。」⁽²⁾として、このエピソードは他の犬養毅研究⁽³⁾でも触れられている。

このエピソードについて紹介する鷺尾義直の『犬養木

堂伝』中巻では、六九八〜七〇〇頁で「木堂の選挙区有志の一人なる安原太郎（都窪郡中庄村）の日記中から、木堂再選に到る迄の経緯を、左記に抄録する。」として、犬養毅再選運動の経緯を紹介している。これが、この犬養毅再選運動の基本史料となっている。

しかし、犬養毅再選運動に関する安原太郎日記には、この『犬養木堂伝』中巻所収のもの、『木堂雑誌』第十四卷新年号⁽⁴⁾の安原太郎「犬養先生再選事情——大正十四年の日記中より——」に所収のもの、それから安原太郎日記原本である『村長手記 自大正十三年十二月』⁽⁵⁾と三種類が存在する。本稿では、これら三種類を比較し、元の日記からどのようにして『犬養木堂伝』中巻所収のものへとなっていくかの過程を考えたい。そして、そのことによって、犬養毅再選運動の基本史料である安原太郎日

記の史料の性格を明らかにしたいと考える。

一 『犬養木堂伝』中巻所収部分と『木堂雑誌』 所収部分の比較

三種類の安原太郎日記の犬養毅再選運動に関する部分を比較する。まずは、『犬養木堂伝』中巻所収のものと『木堂雑誌』所収のものとを比較するが、紙幅の関係から細かな字句の違いは置いておき、『木堂雑誌』所収のものを以下に掲げ、『犬養木堂伝』中巻所収のものと大きく違うところを注記した。すなわち、◇は前田による注記であり、これで指摘した犬養毅再選運動の前後の記述と傍線部は、『犬養木堂伝』中巻所収のものにはない。

なお、『木堂雑誌』所収のものを紹介するにあたり、日記からの抜き書きの前後の文章も紹介した。

〈前略〉

此際此時、前後四十余年終始先生を支持し、政治上の感激に浸つた郷間の一人として、先生再選の年の日記の中から当時の記録を拾い出で、思ひ出を新にするのも強ち徒爾ではなからう。なぜなら、現実

あるから。

（大正十四年は、筆者が郷村中庄村長（岡山県都窪郡）に就任して四年目、三十九歳の年であつた。）

三月十三日。中庄信号所を改駅陳情のため、隣村庄村長内田弥太郎、菅生村長黒瀬楨次郎両氏と上京の為め出発。途中、兵庫駅下車、神戸鉄道局長に陳情す。

三月十四日。午前九時東京着。本郷蓬萊町九第一初音館に投宿。

衆議院傍聴。尾崎氏の弾劾的質問あり。

三月廿一日。両村長と共に、市ヶ谷見付通信大臣官邸に犬養先生を訪問陳情す。同夕刻五時半の列車にて帰途に就けり。

三人共、先生のやうな偉いお方に、一信号所の改駅問題を陳情することを恐縮に思つたが、地方民の要望はどうしても先生に陳情してくれと云ふことであつたので、此挙に出でたのであつた。先生は苦い顔もなさらず「仙石に話して置かう」と仰しやつた。御病後で大変お顔の色

が悪く、お邸を辞して帰る途すがら、内田老とひそかに先生の御健康を氣遣つた程であつた。三月十五日から同二十日まで、先生の御都合を伺つて陳情に上らうと滞京してゐたので、大部分を東京見物に過したのである。

六月七日。星島代議士より電報着、午後三時の列車にて出岡。錦園に到れば、補選に付木堂先生重選決行につきての意見を徴さる。木堂先生議員辞任挨拶の爲め、第四区（吉備都窪両郡）各町村巡廻に付、不日当村にも来村せらるゝに付、内田庄村長と打合の爲め其私宅を訪問せしも未だ吉備郡の挨拶行より帰宅して居られず。

（以上は『犬養木堂伝』中巻所収のものには記載がない。）

六月十一日。犬養先生退任御挨拶の爲め、当村性徳院に来らる。（午後二時）午前中倉敷に赴き、御迎への打合せをなす。会衆農繁期ながら、客殿に溢るゝばかりなり。

先生は、老齡で老い先が短くなつた、これから働けるのは五年位かと思ふ。此五年を最も有効に働くのには、青年の水先案内にでもなつ

て、邦家の爲めに盡したいと仰しやつた。此日の先生は三月に東京でお目にかゝつた時とは違つて、大變御血色も好く、例の錆びた口調が耳に快かつた。例の通りの調子でもつとつと話さるゝと思ふ中に、おやめになつた。一語の加ふべきなく、一語の減すべきなし、御挨拶が済んで会衆はほうつとなつてゐた。

六月廿二日。岡山西中山下旧革新倶楽部支部樓上に於て、補欠選挙に付協議会。集る者西村代議士、内田、戸川両県議員、大森茂登治、平松長之助、長尾俊憲、安原太郎。

七月十一日。午後一時より岡山市西中山下旧革新倶楽部樓上に於て第四区（吉備都窪）町村長其他有志補選に付協議会、吉備都窪両郡とも来る十六日各郡役所に協議会を開くこととす。

七月十四日。午後八時より村小学校に於て村内の対補選協議会開催。

七月十六日。倉敷なる郡衙にて郡村長会、会後四区補欠選挙協議会。木堂先生重選に決す。

七月十九日。（日曜）。長男を伴れて里の小川に魚釣

りに出掛けて帰れば、倉敷町長関藤碩衛氏より来信あり、木堂先生代理として岡田（忠彦）代議士来倉につき、東雲楼に午後五時までに集合せよ、とのことなり。

都窪郡は、撫川、山手を除く各町村長来会、吉備郡は二三町村の来会せるのみ。

暑い夏の夕暮であつた。

岡田氏は、此度の再選は、先生の困惑甚だしきものである旨あるを述べ、岡山に下つて選挙区の諸氏に先生の真意を伝ふる為め来倉したものであると云はれた。岡田氏はその懇請にも拘らず、飽迄再選決行を強調する選挙区民に対し、時には情激して声色を励まされた。

其理由として述べられた中には、特に憲政会側片岡政務次官等の冷笑的態度、旧政友会策士の中、^(政)改革合同当時先生の政界隠退を極力引留めたる連中が、再選に決せば再び来りて先生を苦しむること。先生と同時に政界隠退を決行した古島代議士を再選せんとて、神田松本楼女将等は真黒になりて奔走し、いかにかけて再選してもよしとの先生

のお声ばかりを哀訴すれども、先生は肯んぜずに居らせらるること等、かなり内情に立入りて先生の苦衷を披瀝せられたり、之に対し、主として内田弥太郎、大森茂登治両氏と自分等は、極力反対し、国家の為め先生再選の外なしと主張し、結局意志疎通せず物別れとなれり。自分は岡田氏の慰留に抗して云へり「先生が東京に於て岡山に於て更に選挙区各町村に於て辞任の理由を述べられたるも、何としても選挙区民として先生の議席が帝國議會になくなると云ふことは、堪へ得ざる処である会期中只一日出席せられても選挙区民は満足するのである。先生を重ねて選挙することが、国家の為め最善の方法であると信ずる。」と。

七月二十二日。第四区衆議院議員補欠選挙。藺草刈最中の選挙民は泥足のまゝ、投票に來た人も多い。選挙終り、夕刻小池龜三次氏（村議）と共に、投票函を吉備郡役所（総社）に護送す。

七月二十三日。庄村長、犬養先生に当選承諾を願ふ為上京することに付、打合せに当村役場に来訪。七月廿六日。犬養先生当選承諾懇請の為め、岡山発。

午前十時五十分の列車にて出発。同行は西村代議士、内田弥太郎、大森茂登治、薬師寺清三郎、平松長之助諸氏なり。^(脱)

七月廿七日。午前七時半過ぎ着京早々四谷南町なる先生の御宅を訪れ、一同を代表して内田弥太郎氏吃々として受諾を懇請す。先生は苦り切りて語なし。一同片唾を呑む暫くありて漸く、いつまでもは困るから一年間したら辞するの意味(他へは公表せず)にて受諾せらる。三十六年何時の選挙にもこちらから頼んだのだから、今回は選挙区民諸氏の依頼に敬意を表して、困るけれども一応受諾せんとのことに、一同雀躍して欣ぶ。大森茂登治氏の發起にて、明治神宮へお礼詣りに詣うで、先生御宅に立寄り、昼餐の御馳走になり、記念の御写真と唐詩選の句を書かれた扇面とを賜り、一同欣々然として御屋敷を辞し、内山下町なる政友会本部を訪れ、秋田清氏の紹介にて、前田幹事長、望月総務に委曲を語り、更に新聞記者室にて記者団に面接、受諾の経緯を委曲報告す。

〔以下は『犬養木堂伝』中巻所収のものには記載がない。〕

平松、薬師寺両君は午後五時三十分の列車にて大森氏は午後七時の列車にて帰国に付東京駅に見送り、西村代^(議)士の本郷追分町の寓居に宿泊。

七月二十九日。氣遣つてゐた犬養先生は当選を受諾して下さるし、思ひは晴れて心に懸る浮雲もなし。内田氏と二人星島代議士に勧誘せられて、好い氣持になつて富士五湖の遊びに出かけた。大月駅にて下車、旅亭にて昼餐の後、星島氏義弟山邑兄弟を別^(從)へ、自動車二台にて吉田に到り、荷物を預け精進湖さして驀進す。川口湖の眺め、紅葉台の雄大なる展望、千古斧鉞を加へざる青木ヶ原自然林の疾駆、夕方精進湖畔精進ホテル着一泊。海拔三千尺夜は風寒くして浮沈の湖景久しく見るに堪へず(下略)

以上は十二年前の筆者の村長手記の書き抜きである。烏兔勿々十余年の歳月を閲したが、当時の印象は今猶ほ昨の如く歷々たり。

若干の字句の違いはあるが、このように『犬養木堂伝』中巻所収のものは、『木堂雜誌』所収のものから、犬養毅再選運動の経緯の部分のみを抜き出したものである。

そして、六月十一日の記事の傍線を引いた部分は、犬養毅再選運動と関係ない部分ゆえに、『犬養木堂伝』中巻所収のものでは「中略」とされたと考えられる。

二 『村長手記 自大正十三年十二月』より

以下は『村長手記 自大正十三年十二月』より、『木堂雜誌』所収のものに対応する記事を抜粋したものである。紙幅の関係から、対応しない日付の記事、対応した日付の記事でも犬養毅再選運動に関係ない部分は省略した。ただし、上京時の帯江信号所を停車場へ昇格させる運動に関する記事（三月十八日、二十三日、七月二十八日）、犬養毅再選運動に関する記事（七月十三日、十五日、三十日）は拾っている。なお、◇は前田による注記である。

〈欄外〉 停車場問題ニツキ上京顚末

三月十三日 出発、兵庫駅山東神戸鉄道局長ニ陳情ス

十四日 午前九時東京着、蓬萊町六第一初音館
宿泊、衆議院傍聴、尾崎氏ノ彈劾的質問等アリ

〈中略〉

三月十八日 西村代議士ニ案内セラレテ鉄道省ニ運

輸局長ニ面陳、備ニ事情ヲ具陳ス、〈後略〉

〈中略〉

三月二十一日 三氏ト共ニ市ヶ谷見付通信大臣官邸ニ犬養先生ヲ訪問シ陳情ス、同夕刻午後五時半ノ列車ニテ帰途ニツキタリ

〈中略〉

三月二十三日 西村代議士其他へ札状ヲ認め、神戸鉄道局運輸課書記後藤氏ニ調査報告書ニツキ宜シク頼ム意味ノ書状ヲ發送ス

〈中略〉

六月七日 星島代議士ヨリノ電報着、午後二時列車ニテ出岡、錦園ニ到レバ補選ノ人物詮衡難其他ノ為木堂重選決行ノ意見ヲ徴サル、〈中略〉木堂挨拶ノ為来村ニ付内田庄村長ト打合ノ為私宅ヲ訪問セシモ未ダ吉備郡ノ木堂挨拶行ヨリ帰り居ラレズ、

〈後略〉

〈中略〉

六月十一日 犬養木堂先生退任御挨拶ノ為性徳院ニ来ラル（午後二時）、午前中倉敷へ出迎ノ打合せニ行キ準備ヲナス、会衆農繁期ナガラ堂ニ溢ル、

計リナリ、〈後略〉

〈中略〉

六月廿二日 旧革新倶楽部支部楼上ニ於テ西村代議士、戸川県會議員、内田弥、大森茂、平松長、長尾俊諸君ト第四区補欠選挙ニ付打合せ会ヲ催ス。

〈中略〉

七月十一日 午後一時ヨリ旧革新倶楽部楼上ニ於テ第四区町村長其他有志補選ニ付協議会、吉備郡窪両郡共来ル十六日各郡役所ニ協議会ヲ開クコトトス、〈後略〉

〈中略〉

七月十三日 〈中略〉倉敷木山氏ヨリ来宅希望ノ態人アリ、補選出馬ノ相談ナランカ、〈後略〉

七月十四日 〈中略〉夜八時ヨリ小学校ニ於テ対補選協議。集会セルモノ角原辰蔵、林善市、林虎一、小池亀三次、津川逸三郎、小郷勘太郎、別府猪太郎、平岡伝三郎、安原栄三郎ノ諸氏、多少ノ異論ハアリタレトモ世間並ノ選挙ヲナスコトニ申合セテ参会。^(散)

七月十五日 朝遅クヨリ書通為メル処ニ木山氏ヨリ

態人アリ、大森氏へ交渉ノ經過問合セナリ、電話ニテ通話六カシカリケレバ手紙ニテ交渉セル由申送りタリ、〈中略、出岡の〉帰リヲ内田氏宅ニ立寄り木山氏ノ事情並ニ県道陳情ノ經過ヲ内田氏ニ報告シ置キタリ、〈後略〉

七月十六日 郡役所ニ於テ郡町村長会、会后四区補欠選挙協議会、木堂先生再選ニ決ス、新聞紙ニ自分ガ調停ニ立チタル云々掲載セラレタルニ付一言釈明シ置キタリ

〈中略〉

七月十九日 〈中略〉倉敷町長関藤氏ヨリ来信アリ、木堂先生ノ代理トシテ岡田代議士来倉ニツキ東雲楼ニ午後五時マデニ集合セヨトノコトナリ、

都窪ハ撫川、山手ヲ除ク各町村長来会、吉備ハ二・三町村長来会セルノミ、

岡田氏ヨリ此度ノ再選ハ先生ノ困惑甚シキ旨ヲ述ベラレ、特ニ憲政会（片岡政務次官等）ノ冷笑、旧政友会策士ノ合同当時引留メタル連中ノ再選ニ決セバ再び来リテ先生ヲ苦シムルコト、古島代議士ヲ再選セントテ松本楼女将等ハ真黒ニナリテ奔

走シ居リ再選シテモヨシトノ木堂翁ノ声カ、リヲ期待スレトモ先生ハ肯ンゼズニ居ラル、コト等、カナリ内情ニ立入りテ先生ノ苦境ヲ誠意ヲ以テ披露セラレタルモ我四区民トシテハ信念ニ殉ズルモノナルコトヲ以テ終始シ岡田氏ニ賛スル能ハズ、自分ハ云ヘリ「先生ガ東京ニ於テ岡山ニ於テ更ニ四区各所ニ於テ辞任ノ理由ヲ陳ベラレタルモソレハ真相ニ触レテキナイ、其為メニ選挙区民ハ先生ノ心中ノ模様ヲ把握シ得ズ、即再選ハ表面上不合理ト信ゼズ、即チ先生ヲ再選スルコトガ国家ノ為最善ナリト信ジテ何等他ニ求ムル処アラズト」

七月二十二日 第四区補欠選挙、村内有権者二六一名内投票者一〇二名、選挙後総社吉備郡役所ニ投票函ヲ小池亀三次氏ト共ニ護送ス

七月二十三日 庄村長上京打合セノ為来場

〈中略〉

七月二十六日 犬養先生当選受諾懇請ノ為午前十時五十分列車ニテ、内田弥太郎、西村丹次郎、大森茂登治、薬師寺清三郎、平松長之助諸氏ト上京ノ途ニ上ル、炎暑堪工難キ日ナリ

七月廿七日 午前七時半過ぎ着京早々四谷信濃町ナル先生ノ御宅ヲ訪レ御懇請ス、

イツマデモハ困ルカラ一年間シタラ辞スルノ意味(他ハハ公表セズ)ニテ受諾ス。三十六年間コチラカラ頼ニシタノダカラ此度ハ困ルケレトモ敬意ヲ表シテ一応受諾セントノコトニ一同雀躍シテ喜ビ、直ニ明治神宮ニ参拝シ帰リテ先生御宅ニ立寄り心カラナル西洋料理ノ馳走ニナリ記念ノ写真及扇ヲ賜リ欣々然トシテ先生ノ御屋敷ヲ辞シ、有楽町ナル政友会本部ヲ訪レ秋田氏ノ紹介ニテ田中(前田カ)幹事長、望月総務(圭介)ニ委曲ヲ語り更ニ新聞記者室ニ記者一同ニ面接、受諾ノ経緯ヲ委曲報告ス、平松薬師寺両君ハ午後五時三〇分ノ列車ニテ大森氏ハ七時ノ列車ニテ帰国ニ付東京駅ニテ五時頃マデ見送り西村氏邸ニ帰宿ス

七月廿八日 西村内田両氏ト共ニ岡田東京市助役ヲ其私邸(永田町二丁目)ニ訪問シ先頃来ノ御配意ヲ謝シ、帯江信号所ニツキ鉄道省運輸局長種田氏ニ陳情ニ赴クニ岡田氏ノ自動車ニテ宮城前ノ道路ヲ疾馳セシトキハ一生ノ愉快ト覺エタリ、種田氏

ハ岡田氏ノ係リ合ヒ人ト覺エタリ、要件済マセ西
村岡田兩代議士ト別レ（後略）

七月廿九日 星島ノ勸誘辞シ難ク富士五湖廻リノ遊
ノ途ニ上ル、大月駅（東京ヨリ三十五六里）ニ下
車、旅亭ニテ昼餐ノ後小憩ノ処ニ東京ヨリ自動車
ニテ直行ノ星島氏義弟山邑氏兄弟等集リ加ハラ
ル、自動二台ニテ吉田ニ到リコ、ニ荷ヲ預ケ精進
湖サシテ疾馳、川口湖、紅葉台ノ雄大ナル展望、
斧鉞ヲ加ヘザル処女林ノ疾馳、湖ニ近ヅク頃自動
車故障ヲ生ジタルヲ後押シ、テ乗捨テ湖ヲボート
ニテ渡リ精進ホテル着、一浴、洋食甘シ、深沈ノ
湖景久シク見ニ絶エズ

七月三十日 午前三時半跳起、パノラマ台（海拔
四〇〇尺）ニ上ル、霧深クシテ眺望六ケシナリシ
ガ霧散ズレバ本ノ栖ノ色景眼下ニアリ富士ハ薄ツ
スラト散見シタリ隠レタリスル、肌寒キバカリナ
リ、星島君ハベンチノ上ニ横ニナリテ日ナタボツ
コナドヲナス、山邑君記念ノ撮影ヲナス、午前
十一時朝食後辞去、一時間バカリ破レタ自動車ヲ
モサグリシモ修繕シ得ズ、定期自動車ヲ借りテ吉

田ニカヘリ昼飯、ソレヨリ山中湖畔ノ星島君ノ借
家ヲ見テ三人ト別レテ乗合自動車ニテ險難ヲ突破
シテ御殿場駅ニ着、豊橋駅マデ乗り更ニ三十一日
午前一時神戸行ニ乗り換ヘ神戸ヨリ更ニ乗替ヘテ
午後〇時過歸倉、（後略）

このように、『村長手記 自大正十三年十二月』は、
事実關係を簡潔に書いている。そして、犬養毅再選運動
のみならず、紙幅の關係で多くを省略した帯江信号所の
停車場への昇格運動の動き、犬養毅再選運動に関連した
他の立候補希望者の動きなども書かれている。⁽⁶⁾

一方、先の『木堂雜誌』所収の安原太郎日記は、この『村
長手記 自大正十三年十二月』からの抜き書きに多少手
を加え、三月二十一日、六月十一日、七月二十二日、七
月二十九日の記事では回想を加えて書かれている。

おわりに

本稿では、犬養毅再選運動についての基本史料となる
安原太郎日記について、『犬養木堂伝』中巻所収のもの、
『木堂雜誌』所収のもの、これらの原本である安原太郎
の『村長手記 自大正十三年十二月』の三つを比較した。

『犬養木堂伝』中巻所収のものは、若干の字句の違いはあるが、基本的に『木堂雑誌』所収のものから、犬養毅再選運動の経緯のみを抜き出したものであった。

これに対して『木堂雑誌』第十四巻新年号の「犬養先生再選事情―大正十四年の日記より―」の安原太郎日記は、『村長手記 自大正十三年十二月』から犬養毅再選運動関係の部分と、その直前の帯江信号所の停車場への昇格運動に関する部分を抜き出し多少手を加え、若干の回想を加えたものであった。

これは、安原太郎が単に昔の日記から記事を拾い出すだけでなく、犬養毅との思い出を回想して書こうとしたことによる。そのため、犬養毅再選運動のみならず、停車場への昇格運動での犬養毅と安原太郎の関係、犬養毅の再選受諾を受けての喜びなどの部分も加味して引用することになった。また、三月二十一日、六月十一日、七月二十二日、七月二十九日には、『村長手記 自大正十三年十二月』にはない当時の回想も付け加えられている。そういう意味では、犬養毅再選運動についての当事者の一人であった安原太郎と犬養毅の関係性を考える上で、『木堂雑誌』所収のものは重要である。

しかし、『村長手記 自大正十三年十二月』の帯江信号所の停車場への昇格運動の動きが多く、犬養毅再選運動に関連した他の立候補希望者の動きなどに関する記述は、『木堂雑誌』所収のものでは省かれている。

こうした各史料の性格を考えての今後の研究への利用が求められる。

註

- (1) 東洋経済新報社、一九三九、六九八―七〇一頁。
- (2) 前掲鷺尾書七〇一頁。
- (3) 時任英人『犬養毅―リベラリズムとナショナリズムの相剋―』(論創社、一九九二)ほかがある。
- (4) 鷺尾義直編、木堂雑誌発行所刊、一九三七。
- (5) 安原朋雄家文書種村邦子所蔵分。
- (6) 犬養毅再選運動と安原太郎との関わり、帯江信号所の停車場への昇格運動と安原太郎、犬養毅の関わりについては、『倉敷の歴史』第二十二号(倉敷市、二〇一二)所収の拙稿「犬養毅と安原太郎―犬養毅の支持基盤を探る―」を参照。

〔後記〕史料は適宜常用漢字に改め、読点等を付した。史料収集では、種村邦子氏に大変お世話になりました。

(まえだ まさよし 岡山地方史研究会・岡山近代史研究会会員)

倉敷市所蔵岡山藩家老天城池田家家臣平山家文書

畑 和 良

はじめに

かつて児島半島は本土から独立した大型の島で、連島の北側から茶屋町付近の間が児島と本土とを隔てる内海になっていたことがよく知られている。この内海にはいくつかの島嶼が点在していたが、そのうち最も児島本島に接近し児島郡藤戸村と相對峙して狭い海峡を形成する島があった。この島は近世に入っても倉敷川河口の出入に島としての地形を残していたが、この場所に成立したのが備前国児島郡天城村（倉敷市藤戸町天城）である。こゝは古来より軍事上の要地と認識され、有名な源平藤戸合戦はもとより、戦国期の毛利氏をはじめとする時々の権力者に陣地・臨時築城の場として利用されてきた経緯

がある。⁽²⁾寛永十六年（一六三九）、岡山藩家老で池田一族の嫡家に当たる池田出羽守由成が⁽³⁾この地に天城陣屋（お茶屋）を構えて新規の町立てを行い、計画的に町割りされた家中屋敷街・町人地・寺社地を形成した。これを、以前から存在した天城村と区別して「天城町」とか「町分」という風⁽⁴⁾に呼ぶ。由成の家系は、以後この地を代々の本拠としたため「天城池田家」と呼び慣わされている。天城池田家は知行三万二千石（四代保教以降は三万石）の本身で、多数の家臣団を抱えていた。⁽⁵⁾今回紹介する平山家文書は、その天城池田家家中において家老に準じる地位にあった家に伝来した史料群である。

一 平山家文書寄贈の経緯と整理状況

平成十二年（二〇〇〇）五月八日、倉敷市総務局総務部市史編さん室（当時）に来室した大森信市氏から、自身が保管している平山家文書を寄附したいとの申し出があった。大森氏と平山家とは姻戚関係にあり、その縁で信市氏が平山家より古文書を寄贈されたものという。同年五月十一日、倉敷市総務局総務部市史編さん室（当時）の職員が大森氏宅を訪問し、旅行カバンに入った平山家文書を寄附していただいた。

資料整理は倉敷市総務課歴史資料整備室の職員が行った。旅行カバンに収納された資料を上層左側から順番に取り上げ、資料一点ごとに中性紙の付箋を入れ、資料番号を付す作業を行った。同時に一点ごとの資料カードを作成し、このカードを基にした冊子体の検索目録を編集した。以上の作業は、平成二十四年（二〇一二）八月中に完了し、閲覧利用が可能な状態になっている。

資料名は、小稿表題のとおり「倉敷市所蔵岡山藩家老天城池田家臣平山家文書」とした。従来倉敷市では、整理ないしは目録化した資料に対し、資料所蔵者（旧蔵者含む）の居所の旧国名・郡名・村名を冠した資料名を付すことが多かった。だが、平山家は町方・村方に帰属

する立場になく、岡山藩陪臣という立場にあったことから、その立場を明示する資料名を付すこととした。

なお、平山家文書の寄贈を受けた年のうちに『新修倉敷市史』第三巻近世（上）が発刊されたが、同文書中から池田由勝知行宛行状（平山家二）がピックアップされ、巻頭図版として用いられている。

二 平山家について

先述のように、平山家は岡山藩家老天城池田家の家臣であった。⁽⁶⁾その祖平山藤兵衛は、豊臣秀頼の腹心として著名な大野治長（修理大夫）に仕え、元和元年治長が暗殺者に襲撃された際、治長を肩にかけて窮地を脱する手柄を立てたとされる。⁽⁷⁾同年、大坂夏の陣によって豊臣家が滅び主君治長も自決すると、藤兵衛は野に下り長く浪人として過ごしたが、その武功を聞き及んだ池田由成の召しに応じ、慶安四年（一六五二）五月六日天城池田家に出仕したのだという。そのきっかけについては、平山家文書に伝説めいた経緯を記した書付が残っている。史実か否かはとりあえず措き、一つのエピソードとして紹介しておきたい。すなわち、浪人中の藤兵衛は西国の知人を

ここで藤兵衛は村人から神社の鳥居に棲む化物の退治を懇願され、見事この妖怪変化を射殺し、再び西を指して船路につく。ところが、下津井まで来たところで「御当家様御先祖出羽様」＝池田出羽守由成からの使者徳山某がやってきて当地への滞在を懇願するので、足を留めることになった。逗留中藤兵衛は由成から懇志をかけられ、そのまま天城池田家に仕えることになったのだという。ただし、実際に天城池田家の正式な家臣に組み入れ

『御歴代之伝記』抄出（平山家一四四）
（平山）
 郷右衛門ハ物頭筆頭也、大坂籠城之砌、大野修理闇
 討に逢し時、平山といふもの肩ニかけて引取と軍記
 に出たるは郷右衛門か祖父藤兵衛なり、其後当家に
 客分として寄宿せり、其子某三百五十石にて世々物
 主とせんと約諾にて奉仕せし家なりとぞ

この記述によれば、「息子を三五〇石の知行高で召抱
 え歴世物頭として待遇する」という約束で藤兵衛は天城

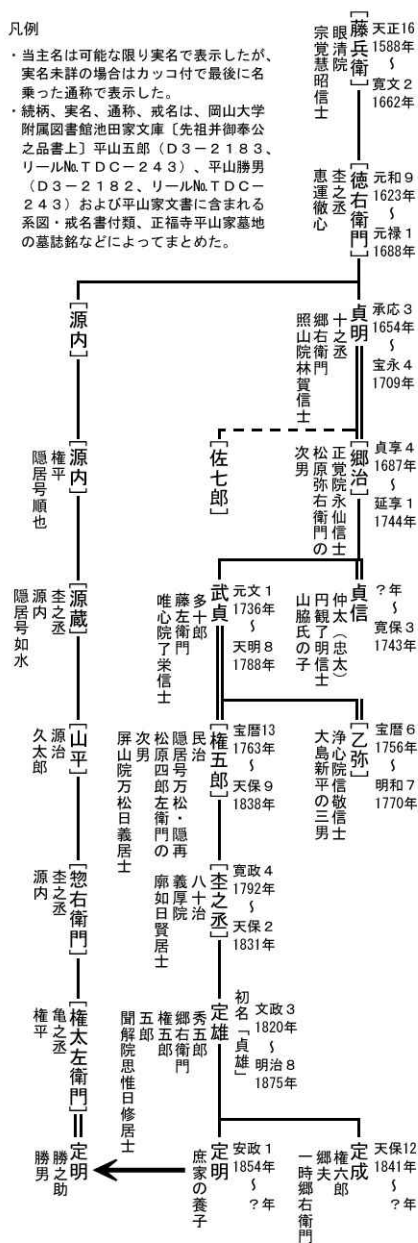


図1 平山家略系図

池田家の召しに応じたものの、藤兵衛自身は「客分」という立場にとどまったように読める。実際、慶安四年の出仕当時の平山親子に対する待遇は、親の藤兵衛が合方米十人扶持、子の李之丞が知行三五〇石・足輕十人預かりで「物頭上」の家格とされ、明確に区別されている。藤兵衛には当座の食い扶持を支給し、その子を高禄で召抱えた、という構図が見てとれる。

その後、李之丞は平山徳右衛門と名を改め、池田由成病没の翌年、その跡を継いで天城池田家二代目当主となった主水成方（後の由孝）より、継目安堵の意味で知行三五〇石の宛行状（二〇一頁に掲載）を与えられた。この徳右衛門は特定の役職には就かず、阿波蜂須賀家・播州赤穂浅野家への使者を勤めるなど、その時々に対外的・儀礼的任務を申し付けられていた模様である。⁽¹⁰⁾

徳右衛門には郷右衛門貞明・源内の二子があった。彼は天和四年（一六八四）隠居にあたって知行の分割相続を主家に願ひ出て許され、長子貞明は二五〇石を引き継ぐこととなった。宝永元年（一七〇四）の天城陣屋町図⁽¹¹⁾には、この兄弟の居所が示されており、家中屋敷一番町の西詰角地（総門をくぐった最初の辻）、現在の倉敷市藤戸町天城

188および189・1・3付近（藤原鍼灸院や天理教桜山分教会がある場所）に貞明の屋敷が設定されていたことが知られる。貞明は十二歳で池田由成に児小姓として出仕し、由成隠退後の「御人分」（家臣の所属を新当主付と隠居付に分けること）の際も変わらず由成に近侍するよう命じられ、種々の品物を与えられ寵愛された。家督相続後は父同様、対外的・儀礼的な面で主家を支えている。宝永元年八月、天城池田家三代目当主由勝が継嗣のないまま早世し、同家の直系が断絶した際、天城家中の混乱を警戒した岡山藩が上使として大目付二人を派遣するといふことがあった。貞明はこのとき、佐藤平右衛門と共に天城側の代表として上使に應對する大役を果たしている。⁽¹²⁾

宝永六年（一七〇九）に貞明が没した後、平山家の家督と知行は「平山佐七郎」という人物（奉公書にみえず詳細不明。後述）を経て郷治に引き継がれた。この郷治は長く男子に恵まれず、山脇家から仲太貞信を養子に迎えていたが、彼は養父に先だって死去した。⁽¹³⁾そのため、郷治が延享元年（一七四四）に亡くなると、その家督は郷治の最晩年に生まれた実子の武貞が継いだ。幼少（当時九歳）

という理由で知行二〇石を削減された。さらに、この武貞も子がないまま三十四歳の若さで隠居しており、明和六年（一七六九）大島家から養子に迎えた乙弥が家督相続する際、天城池田家は知行一三〇石のみの継承を認めている。ところがこの乙弥は、相続からたった一年後に十五歳の若さで亡くなってしまい、無継嗣が問題とされたものか、この時点で平山家が保有していた知行地の全てが召し上げられ、十人扶持の扶持米給与に切り替えられた。平山家はいったん知行取としての家格を喪失し、俸禄も大幅に削減されてしまったのである。

こうした逆境の中、改めて平山家の養子に入り当主となった権五郎が天城池田家中で余人に抜きん出る精勤を遂げたらしい。天城池田家七代目当主池田政孝のもとで天城蔵奉行を皮切りに多くの役をこなして知行の加増を受けた権五郎は、文政二年（一八一九）十月十三日、政孝の継嗣池田出雲守政徳によって「中老」という家老に準じる立場に取り立てられるに至った。⁽¹⁵⁾権五郎は池田政徳から余程の信任を得たとみえ、隠居後も年若い家老と相談して政事向を取り仕切るよう命じられて「再勤」し、天保七年（一八三六）に完全に引退した際も長寿するよう

特別に声をかけられている。その後、李之丞（権五郎在世中に死去）を経て平山家当主となった定雄も中老職に任じられたが、同職就任と同時に彼は先々代と同じ「権五郎」に改名している。平山家において如何に権五郎が重要視されていたのかを想起させるに余りある。

明治維新を迎えた平山家は、明治二年（一八六九）十月の藩制改革によって岡山藩直臣の列に加えられ、その知行も九〇石に改められた。その後も明治政府の政策を受けた藩制改革による家臣知行の再編が続き、明治三年閏十月の改革では食禄一八石にまで縮減されている。この年二月には病気がちの平山定雄が第一線を退き、息子の郷夫定成を「名代」として勤務させることを願い出、許されている。廃藩置県の後、平山郷夫は岡山県に警察官（巡査）として奉職する身の上となったが、⁽¹⁶⁾明治十二年（一八七九）八月には依願退職している。⁽¹⁷⁾さらに同年十二月二十日、郷夫は明治政府から家禄の代償として与えられていた金禄公債証券（四九〇円相当）の買い上げを岡山県に願い出て許された。郷夫は、その金を資本として「田地買求、農業相営申」心算であったという。⁽¹⁸⁾しかし、その後のことはよくわからず、農業への転向が軌道に乗っ

たのか定かでない。平山家文書をみると、郷夫に次いで平山保雄という人の名が出てくるが、郷夫・保雄とも死没年すら未詳で、明治半ば以降の平山家の足跡は史料上途絶えてしまう。

なお、筆者が小稿執筆の予備調査として倉敷市天城地区を探訪した際、正福寺（日蓮宗）北側の墓地に平山家歴代の墓石が残っているのを偶然発見した（写真1）。石

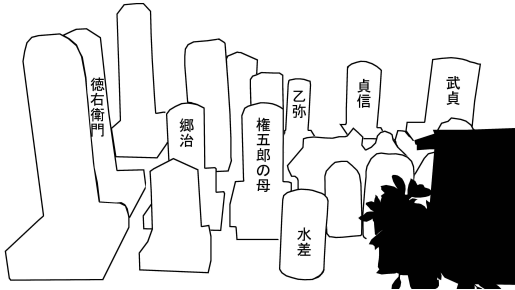


写真1 天城正福寺の平山家墓所

材の風化が進み銘文がほとんど読めないものもあるが、徳右衛門・郷治・貞信・武貞・乙弥・権五郎の母（智淨院妙光信女）の六名分の墓碑が確認できた。文字の読めない墓石の中には、初代藤兵衛のものも含まれている可能性がある。天城に残された平山一族のほとんど唯一の痕跡として、この機会にその存在を記し留めておく。

三 平山家文書の内容

平山家文書は総数一九〇点から成る史料群であるが、実は出所の異なる二つの群が合わさって現在の史料構成が出来上がっている。すなわち、最初から平山家の直系が持ち伝えた史料と、元来は松原家に伝来したものと考えられる史料の二つのまとまりを確認することができ。平山家奉公書および系譜関係史料をみると、三代目当主郷右衛門貞明が、同じ天城池田家中の同輩松原弥右衛門から養子（郷治）を迎えたことがわかる。また、平山家中興の祖権五郎も、松原四郎左衛門の子として生まれ、平山家に入嗣した人物だった。おそらく松原家関連史料は、松原家出身の郷治か権五郎が平山家に養子入りする際、実家の由緒の品として持ち込んだのであろう。

次に、平山家文書の史料群としての特徴や注目される点について述べたい。当文書の特徴としてまず挙げたいのは、天城池田家十代のうち保教を除く歴代当主九人の判物・書状がまとまって残存している点である。署名・花押などが明記され確実に当主発給文書とわかるものが三七通、署名などは入っていないが内容・体裁から当主の書状と判定可能なものも含めると六四通になり、当史料群全体の三分の一を占める。これを宛所別でみると、徳右衛門Ⅱ一通、貞明Ⅱ一通、佐七郎Ⅱ二通、権五郎Ⅱ二三通、李之丞Ⅱ一六通、定雄Ⅱ九通、定成Ⅱ二通、宛所不明Ⅱ三通、松原家宛Ⅱ七通という構成になっている。平山権五郎・李之丞父子宛ての文書が計三九通と圧倒的多数で、史料残存の割合からも平山家における権五郎父子の存在の大きさが知られる。逆に、権五郎以前の平山家当主に宛てたものは全て合算しても四通しかなく、天城池田家中の武士やその他が発給主体になるものも初代藤兵衛宛の三通しかない。この時代の平山家を知る史料は、平山武貞奉公書と藤兵衛仕官の経緯を記した覚書、系図・戒名関係の書付類が残るのみである。その時代の判物・書状類は、むしろ松原家由来の史料が多く残って

おり、池田由成・由孝父子が署名した天城池田家最初期の稀少な文書のほとんどが松原氏宛となっている。

つまり、平山家文書において権五郎以前の歴代に関する史料は由緒の明証となるもののみが残っているのであり、具体的な活動記録としての史料は権五郎以降の歴代に関わるものがほとんどという状況である。要するに、この史料群は「松原家出身の権五郎が再興した平山家の記録」という性格を有している点を指摘しておきたい。

以下に平山家文書のうち、特に注目されるものをいくつか挙げ、今後の利用の参考に供することとしたい。

【池田由成ほか知行宛行状十通】

天城池田家当主が、平山氏および松原氏に対し知行を給付した判物である。由成・由孝（初名「成方」）・由勝・政純（初名「隆右」）・政徳・政和の六人分が残っている。中でも初代当主池田由成の署名・花押が入った原文書は、今のところ県内でも確認例がわずかしかない⁽¹⁹⁾上、知行宛行状の発見は初めてのことであって、大変貴重なものと言える。これらの知行宛行状の内容・様式はいずれも次のようになっている。

池田由成知行宛行状（折紙。天地36・5×横50・6⁽²⁰⁾）

備前国児嶋郡林村之内を以高百五拾石、

右令扶助訖、全可知行者也

出羽

明暦貳年

十月十五日

由成（花押）

松原四郎右衛門とのへ

池田由孝知行宛行状（折紙。天地35・8×横51・9⁽²¹⁾）

（包紙ワ書）

平山徳右衛門とのへ

備前国児嶋郡林村之内を以百五拾石、同赤崎村之内

を以百石、備中国窪屋郡福嶋村之内百石、都合高

三百五拾石令扶助訖、全可知行者也

主水

延宝五年

正月十五日

成方（花押）

平山徳右衛門とのへ

（参考）池田光政知行宛行状（折紙。天地40×横55⁽²²⁾）

備前国邑久郡福山村之内百拾四石三斗六升・赤坂郡

熊崎村之内を以八拾五石六斗四升、都合高貳百石令

扶助訖、全可知行者也

慶安四年

正月十五日 光政（花押）

熊沢権八とのへ

時代によつて料紙の厚みは異なるが、いずれも大型の料紙を折紙として用い、天城池田家当主の署名・花押が捺してある。実はこの形態、参考事例をみれば一目瞭



写真2 平山家18 池田由成知行宛行状

然、岡山藩主池田光政が家臣に与えた知行宛行状より僅かに紙のサイズが小さいものの、紙の使い方・文言まで含め全く同じになっている。また、松原氏は児島郡林村（倉敷市林）、平山氏も同じく林村と同郡赤崎村（同

市児島赤崎)、備中国窪屋郡福島村(同市福島)のうちに給地を与えられているが、これらはいずれも天城池田家が全村知行している領域⁽²⁴⁾だった。

ここから判断できることは、天城池田家が岡山藩領内に設定された自身の知行地において、岡山藩主と同等の文書を発給し独自の主従制によって家中・軍団を形成することを許された存在だった、という点である。管見の範囲では、岡山藩家老のうち周匝池田・伊木・土倉家の当主が、同様の知行宛行状を発給していたことを確認できる⁽²⁵⁾。平山家文書に残る知行宛行状は、天城池田家をはじめとする岡山藩家老の独特の立場、藩の中に形成された小藩的世界を端的に表現したものとして注意される⁽²⁶⁾。

さらに言うと、天城池田家当主は同じ給与の宛行でも知行取りと扶持米取りとは全く異なる様式の文書を与えている。平山家が一時逼塞し、給地を取り上げられていた時期のものを示すと、こうである。

池田政喬扶持米宛行状(天地33・2×横15・7cm⁽²⁷⁾)

「(包紙ウワ書)」

平山民治」

遣扶持米

合 (政喬印)
拾人扶持

平山民治

天明八申年正月 (政喬) 印

料紙の質や厚さは同時期の知行宛行状と変わらない。文量の関係で横寸が短いものの、天地寸法は知行宛行状よりやや小振りな程度である。だが、内容はというと文章が全くない手形のようなもので、被給与者を紙面の最下段に、その上に高々と扶持米の額を掲げて証印を捺し、日下には署名・花押ではなく当主の黒印が入っている。いかにも略儀かつ事務的な形態で、知行宛行状とは大きな較差がある。これをみれば、当主の署判が入った折紙形式の宛行状は、存在そのものが受取人たる平山家の知行取りとしての格式の高さを表すものであったと理解できる。平山家文書に権五郎以前の史料が少ないことを指摘したが、それでも知行宛行状だけは残っているのは、これが平山家の家格の表徴であったからに他なるまい。

【池田由孝書状三通】

由孝は池田由成の三男で、不行跡の末に逐電・変死した長兄由貞⁽²⁸⁾にかわって天城池田家二代目当主となった人物である。由孝は「手跡数寄」と評されるほど書に對する造詣が深く、諸事に自筆を用いたと言われている⁽²⁹⁾。書

状はいずれも病に伏した一門の女性を見舞う内容で、腹痛で食が進まない由孝の生母榮寿院の病状を案じるものが二点含まれる。そのうち一通には注目すべき記事がある。すなわち「尚々、二三日中二自赤穂松寿院殿御越可被成候」とあつて、池田由孝の姉で播州赤穂藩浅野家の家老大石良昭に嫁いだ熊子（松寿院殿³¹）が、二三日中に赤穂から天城へ出向くことが伝えられている。熊子は、忠臣蔵で著名な大石内蔵助良雄の実母で、彼女が実家のある天城に何度か来ていたことを示す一次史料として貴重なものと言えよう。由孝は熊子来訪の一報を受け、去年同人が来た際に使った座敷を用意するよう松原四郎右衛門・布施三益に指示している。なお、布施三益は、天城に唯一現存する武家屋敷の当主の先祖に当たる。

【平山権五郎・李之丞父子宛て池田政徳書状】

先述の通り、平山家文書において一つの核をなす史料的まとまりは平山権五郎父子宛の書状群だが、そのほとんどが天城池田家八代目当主池田出雲守政徳の発給文書と認められるものである。墨線の強弱が効き丸文字傾向の独特の筆跡が特徴である。「出雲政徳」の署名と花押を捺したもの（平山家九）もあるが、多くは端裏に「池出

雲」「雲州」などと記し署判を略す形態をとる。端裏に差出人記載のないものも、個性的な筆跡および内容、宛人の活動年次から、政徳のものとの判定できる。

内容は、簡単な連絡のようなものから、種々の課題に直面した政徳が自身の考えを述べて権五郎父子に意見の開陳を求めるようなものまで多彩である。その中には、権五郎がどのような功によって信任され、家の再興を遂げたのかを窺わせる、次のごとき史料が含まれる。

池田政徳覚書（平山家一七・三）

（包紙ウラ書）

「書附」

覚

平山権五郎

其元儀、当地江呼出作廻方申付候、借財方莫大に相成危難ニも可及候間、一入打はまり相勤可申候

三月二日

平山家奉公書との照合により、この史料は文政六年（一八二三）のものと判明し、当時の天城池田家当主政徳が平山権五郎に与えたものとわかる。文中に「借財方莫大に相成危難ニも可及候」とあるごとく、当時天城池田家は莫大な借銀を抱え危機的な財政状態にあったらし

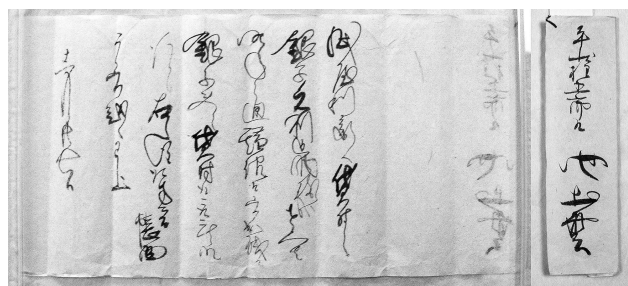


写真3 平山家38 平山権五郎宛池田政徳書状

い。平山権五郎はこうした状態を解決する目的で当地岡山城下に呼び出され、「作廻方」財政全般の運用責任者を申し付けられたのである。翌年正月十一日、政徳は「作廻方」としての権五郎の働きぶりを「甚満足ニ思ひ」、中老職の役知として支給していた七〇石の本知行(32)への加算を認めている。

これによって権五郎は、かつて平山家直系が保有していた二五〇石の知行高を回復した。

この事例は、平山権五郎が中老職に就任して以降のものだが、平山家奉公書を見ると権五郎は若いころから蔵奉行・勘定奉行添役・同本役を歴任して知行一三〇石の身分に復し、その後側用人・仕置用人に取り立てられ中老職に任用されるまで

の間も「作廻方」兼帯を申し付けられているのがわかる。要するに平山権五郎は、財政面で実績を挙げて主家の信任を獲得し、経済的逼迫にあえぐ天城池田家の「作廻」を任されるに至った人物であり、その功によって知行と家格の回復を果たしたのである。

こうした経緯から、権五郎宛の池田政徳書状には銀の運用や儉約について言及したものが含まれており、「紙屋利兵衛へ貸付候銀子元利返納致候哉、さ候へ者昨年之通端銀被差出、残ル銀子夫々貸付被取計候心得候」との記述がみえる書状(33)も残っている（写真3）。ここにみえる紙屋利兵衛は、岡山城下仁王町で紙問屋を経営して財を蓄え、興除新田の開発資金の出銀・調達を引き受けた富商だ(34)。池田政徳・平山権五郎主従が、紙屋のような有力商人に銀子を貸し付け、その金利によって蓄財を増加させる方法を探っていた様子が知られるのである。

また、嫡子峯之丞（後の九代目当主政昭）・次男綱之丞に附属させる家臣の人選に関する相談や、家老垣見丹下に差し遣わす書状の案文を「腹藏無く添削」するよう申し付けた書状は、政徳の平山権五郎に対する信頼の厚さを窺わせる。このほか、天城の町方において旧来の塩物問

屋と冥加銀の上納によって問屋株を取得した新興の塩物問屋との激しい対立が発生した際、政徳が沈静化の案をまとめて権五郎に示した書状⁽³⁷⁾もみられる。天城池田家当主と膝下の町方との関わりを示す一次史料は意外と少なく、当時の天城町が抱える問題やそれへの天城池田家の対応を示す史料として注目される。

【徳山三成書状三通】

徳山三成は通称を左兵衛といい、天城池田家初代当主出羽守由成の家老として活躍した人物である。彼は正保元年（一六四四）、備前国児島郡通生村（倉敷市児島通生）の農民のために灌漑用の大池を作って地域住民から永く尊崇され、明暦二年（一六五六）八月に岡山藩主池田光政が天城を通行した際、特別に声をかけられて知行地領民から慕われる政治を行っていることを称揚された⁽³⁸⁾。一方で、池田光政が設けた諫箱に「給人ノ悪ハ徳山」「出羽知行百性いたミ申ハ、左兵へ殿仕置故ニて候」と名指しの批判文が投函されたこともある⁽³⁹⁾。全く正反対の評価にとまどうが、それだけ天城家中・領内に影響力のあった人物ということであろう。従来この人の基礎情報は明治初年に徳山家が岡山藩に提出した奉公書などしか知る

ことが出来なかったが、平山家文書中に初めて本人が署判した書状を確認することができた。これによって、徳山左兵衛の実名が「三成」であったことも判明した。

書状は平山家の初代当主藤兵衛に宛てたもので、浪人中の藤兵衛の仕官につき、三成が窓口になって種々の便宜を図ったことが読み取れる。当該時期の岡山藩には浪人の仕官および召抱えについて種々の制約が存したが⁽⁴⁰⁾、本書状はこうした状況下での浪人とのやり取りを生き生きと伝えており、今後検討の価値がある。

【大蛇の鱗と由来書】

これは倉敷市総務課歴史資料整備室保管の資料全体の中でも異色中の異色といえる資料である。平山家文書が旅行カバンに収納された状態で寄贈されたと先に記したが、カバンの内ポケットに他の文書とは区別されるかたちで二点の資料が収められていた。一つは「蛇鱗」と記された小さな包紙（平山家一四三）で、中には虹色の光沢をもつ何らかの生命体の鱗にみえる物質が一枚入っている。もう一点はその由来を記した巻物（平山家一四二。文政二年初夏天城佻員潤亭一瓢居士の作）であった。

由来書によれば、中世のころ児島郡日比村（玉野市日比

に加地藤右衛門という射芸に通じる者がいた。彼は、大槌島から渡ってきては村人を悩ませていた大蛇の退治を夢想によつて思い立ち、見事これを射殺した。包紙に入つた大蛇の鱗は、明治十年（一八七七）三月九日、勤務で日比村へ出張中の平山氏（郷夫であろう）が、同所の副戸長与田作太郎から譲り受けたものだといふ。⁽⁴¹⁾

実は、大槌島の大蛇が日比村で退治された、という伝説は古くから児島郡で知られた怪異譚であつたらしく、元禄十七年（一七〇四）成立の『備前記』に類似する説話が採録されている（ただし討手の名は余田何右衛門となつてゐる。鱗を所持していた与田氏と関係するか）。

この大蛇伝説、第二節で紹介した平山藤兵衛の化け物退治の伝承と酷似していることに気付かれるであろう。すなわち、平山家は日比村の大蛇伝説を自らの家祖平山藤兵衛の立身譚として取り込む試みをしたのではないかと思われる。それが鱗の現物を入手する前からのことか、入手後のことなのかは不明だが、平山一族の認識の中で大蛇伝説が家祖立身譚に結びついて以降、鱗は家の由来を物語る宝物として大切に扱われたものと考えられる。この資料のみが別置され半ば隠された状態にあつたこと

自体、そうした資料の性格を示していると言えよう。

おわりに

一般に、岡山藩の家臣に関する研究・叙述は、彼らが藩に提出した奉公書をベースに行われることが多い。しかし、平山家文書の整理を通じて痛感したのは、家臣たちの履歴・経験に、奉公書には表れない事象が数多存在するということであつた。例えば、天城池田家五代目当主政純が「平山佐七郎」という人物に知行二五〇石を給与した知行宛行状が残っている。⁽⁴²⁾平山貞明の給地と知行高をそのまま継承している点からして、彼は明らかに平山家当主だが、この佐七郎は平山家奉公書に一切その名が見えない。事情不明だが、何らかの理由で奉公書への掲載が差し控えられた当主がいたことがわかる。何度か引用した平山武貞奉公書は、藩ではなく天城池田家に提出した奉公書の草案だが、これと比べても平山家奉公書はかなりの情報省略されている。つまり、藩に提出する奉公書は、良くも悪くもその家の履歴を整形したものであり、平山家文書のような家伝史料の存在は、これを実態あるものとして復元する上で極めて重要な役割を果

たしてくれるのである。

岡山藩に関する研究成果の公表や概説書の発行は、今も盛んに行われている。⁽⁴³⁾しかし、家老とその家臣団(陪臣)が構成する世界から岡山藩について検討した成果は、意外に少ないように思われる。独自の家臣団を擁する家老の位置付け、陪臣たちの実像、陣屋が置かれた地域との関わりなど、検討すべき課題は多い。今後、平山家文書が近世家臣団研究や岡山藩研究、天城地域史の解明に活用されることを期待して小稿をしめくりたい。

註

- (1) 慶長年間の様子を描いた「備前国図」(岡山大学附属図書館池田家文庫T1・5)、寛永十五年の成立と推定されている「備前国九郡絵図」(同上T1・14)において、天城は島として描かれている。周辺地域の新田開発が進んだ宝永二年(一七〇五)段階でも、周囲を水路に囲まれた地形が残存していた(倉敷市所蔵小野家文書五四・二都宇郡・窪屋郡十ヶ村大絵図)。
- (2) (天正十年)二月二十四日穂田元清書状写(『萩藩閥閥録』巻八〇・岡宗左衛門／『新修倉敷市史』第九卷)。推定年次は森俊弘「年欠三月四日付け羽柴秀吉書状をめぐって」(『岡山地方史研究』一〇〇号、二〇〇三年)に拠る。
- (3) 宝永四年池田由成墓誌(『倉敷市史』第七冊、名著出版、一九七三年所収)、『備前記』(備前史料研究会、一九九三年)

に拠る。

- (4) 註(3)所引『備前記』、倉敷市所蔵倉敷市立中央図書館移管天城村文書三「天城町屋鋪間数帳」などに拠る。
- (5) 天城池田家の履歴および性格については、註(3)所引『倉敷市史』第七冊、『藤戸町誌』(藤戸町誌編集委員会、一九五五年)、『岡山県史』第六卷(岡山県、一九八四年)、『新修倉敷市史』第三卷(倉敷市、二〇〇〇年)を参照のこと。
- (6) 以下、平山家の履歴については、池田家文庫(先祖并御奉公之品書上)平山五郎(D3・2183、リールNoTDC・243)に基づいて叙述する。本文中で「平山家奉公書」と表記するのは、全て右の史料である。それ以外の史料に基づく部分は、その都度典拠を註に示した。
- (7) 平山家文書一四四『御歴代之伝記』(弘化三年書写)。以下、平山家文書を引用する際は「平山家」と略し史料番号を示した。
- (8) 平山家一二三「覚」。
- (9) 岡山藩には家格序列を示す格制と、これと照応する役職からなる職制が存在する。「物頭」は同藩の場合、具体的役職ではなく家格を示している。註(5)所引『岡山県史』第六卷を参照。
- (10) 平山家一〇五「先祖書上并御奉公書上」(明和四年十月平山武貞呈上の奉公書草案)。以下、「平山武貞奉公書」と略す。
- (11) 池田家文庫所蔵、『新修倉敷市史』第九卷(倉敷市、一九九四年)の付録絵図を参照のこと。
- (12) 貞明の事跡は全て平山武貞奉公書、および註(7)所引『御歴代之伝記』による。実名「貞明」は、平山家八二・一(平山家先祖戒名・墓地書付)によって確認した。
- (13) 平山家八一(平山家系図)、同一二一(平山家先祖戒名等書付一括)、天城正福寺平山家墓地の平山貞信墓碑銘による。

(14) 「明和七年寅年手鑑覚」(『倉敷市史』第七冊所載)に「林村御知行 天城分拾七人」として相給知行者が列挙されている。その中に「百三十拾石 平山乙弥様」がみえるが、「明和八卯三月ヨリ知行上り申候」と傍注されている。

(15) 平山家一七・二「覚」。

(16) 平山家一〇二・一 明治八年一月八日平山郷夫宛岡山県辞令。

(17) 平山家一〇二・二 明治十二年八月四日平山郷夫宛岡山県辞令。

(18) 平山家一〇三 明治十二年十二月二十日金禄公債証券御買上願。

(19) 管見に入った由成署判の原文書としては、このほかに高島勝由編著『旧藩諸士行実真跡』(池田家文庫D3・3362・1)と(31)、リールNoYDC・040)添付の書状などがある。

(20) 平山家一八。

(21) 平山家一二六。

(22) 植田美知子氏所蔵文書(『デジタル岡山大百科』<http://digitalnet.pref.okayama.jp/>で公開中の「熊沢家八代の知行宛行状・扶持書」を参照)。

(23) 料紙の厚さは年代が新しいほど薄手になる傾向がみられる。

(24) 『新修倉敷市史』第三卷一〇〇頁の表二〇による。

(25) 周匝池田家については「吉井町史」第二巻史料編上(吉井町、一九九一年)所載の那須氏知行関係書類を、伊木家については岡山藩家老伊木家家臣近藤家資料(岡山県立記録資料館所蔵)の貞享四年正月十五日伊木忠親知行宛行状を、土倉家については『佐伯町史』(佐伯町、一九七五年)所載の斎藤静男氏所蔵文書天和二年四月十九日土倉一長知行宛行状を参照。

(26) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(塙書房、一九六四年)本論第一篇第三章の表現(小藩的社会)に倣った。

(27) 平山家一二九。

(28) この事件は上原兼善「名君」の支配論理と藩社会(清文堂出版、二〇一二年)に詳しい。

(29) 註(19)所引「旧藩諸士行実真跡」池田由孝の項を参照。

(30) 平山家四四、年月欠十一日松原・布施両名宛池田由孝書状。

(31) 熊子と天城池田家との関係については、註(5)所引「藤戸町誌」を参照のこと。

(32) 平山家一七・一「覚」。

(33) 平山家三八、十二月二十七日平山権五郎宛池田政徳書状。

(34) 『岡山県史』第八卷(一九八七年)に拠る。

(35) 平山家一〇七、九月二十七日平山権五郎宛池田政徳書状。

(36) 平山家四〇、六月十二日平山権五郎宛池田政徳書状。

(37) 平山家六六、九月二十七日平山権五郎宛池田政徳書状。

(38) 池田家文庫(先祖并御奉公之品書上)徳山藩(D3・1726、リールNoTDC・193)、通生大池に残る大池成就碑・増築記念碑銘(井上雄風『拓本集覧 倉敷と周辺の碑』私家版、一九七五年)、『池田光政日記』明暦二年八月二十六日条を参照。

(39) 註(28)上原氏著書所収「御諫箱之書付」承応四年正月条。

(40) 註(26)所引谷口氏著書本編第一篇第三章、内池英樹「諫箱」に見える承応・寛文期の岡山藩(『瀬戸内海地域史研究』第九輯、二〇〇二年)を参照のこと。

(41) 平山家七〇・二(大蛇の鱗についての書付)による。

(42) 平山家六、享保六年一月五日池田隆右知行宛行状、同三、享保十一年一月十一日池田政純知行宛行状による。

(43) 倉地克直『池田光政』(ミネルヴァ書房、二〇一二年)、註(28)所引上原氏著書など。

(はた かずよし 倉敷市総務局総務部総務課)

徳富蘆花夫妻と養父ヶ鼻

大島 崇雄

大正七年（一九一八）七月二十九日に、明治・大正の文豪徳富蘆花夫妻（愛子夫人）が、玉島町乙島（現在の倉敷市玉島乙島）の養父ヶ鼻に一ヶ月近く滞在して、「人の子の貝ほりあらず砂原を平になして海の寄せる」と歌を詠んでいる。

なぜ養父ヶ鼻へ来遊したのか不明であったが、『倉敷雑記4』⁽¹⁾の中で昭和九年（一九三四）発行の歌集に来遊の経緯が記述されていることが紹介されている。⁽²⁾

歌集の中に、川井たかの「徳富蘆花先生歌碑除幕式に於ける私の感想」と題する文書が掲載されている。

川井たかの妹筒井八重が東京女子高等師範学校在学中に、徳富蘆花の作品に感動し、第三学年の時、友達五・六人と一緒に蘆花の閑居を訪ねて行き、その前を行きつ戻りつしていた。俄かに雨が降りだし、門の中で雨宿り

していたところ、偶然蘆花の女中に見つけられ、事情を聞かれて蘆花夫妻に告げられ、「まあ入ってお休みなさい」と中に入る事を許された。蘆花の書齋にて文学論等の話をし、帰る時に蘆花より、「今日の感じをみんなで別々に書いてよこせ」と言われ、それ以来蘆花との文通が始まった。八重よりの手紙に、玉島の港・円通寺・養父ヶ鼻等の事が書かれていたであろう。

蘆花夫妻は、兄徳富蘇峰の娘つる子を養女としていたが、つる子を見返して蘆花夫妻だけの寂しい日々を送っていた。そこへ、八重らが訪れて、夫妻の癒されぬ気持ちを和ませたと考えられる。

蘆花は、相馬御風の『大愚良寛』を読み、若き良寛が修行した円通寺を訪れたいと考えていたのであろう。

蘆花夫妻・女中・八重一行は、養父ヶ鼻の金光教管長別荘を借りて滞在したのである。円通寺には、養父ヶ鼻より船で南町まで行き、裏道を登って訪れ、住職へ良寛について色々と尋ねたが、蘆花にとって満足出来るものではなかったようである。

八重は、蘆花夫妻の養女に望まれていたほどの才媛であったが、大正九年（一九二〇）十一月二十三日に二十四

歳の若さで亡くなった。

昭和八年（一九三三）に、養父ヶ鼻保勝会が、戸島神社近くの岩に、盧花が養父ヶ鼻で詠んだ歌「人の子の貝掘りあらず砂原を平になして海の寄せ来る」を刻んだ磨崖碑を制作した。この年は、盧花夫妻が来遊して十五年目にあたる。盧花歌碑除幕式は、十一月二十三日に挙行されたが、奇しくも八重の命日にあたり何か因縁めいたようである。

盧花に関わる人物が、乙島出身の浅原丈平である。彼は、九女（盧花の姪、盧花の姉湯浅初子の四女）と結婚し、亡くなるまで盧花夫妻と関わりを持ち続けたのである。

丈平の息子、浅原建は、『浅原丈平追憶^③』に収められた「父の著述について」の中で、昭和二十七年（一九五二）一月発行の玉島民報に丈平が以下のような内容の文章を投稿していた事実を紹介している。

丈平は、明神端午拓によって盧花歌碑が忘れ去られている事を非常に残念でならないとし、歌碑を人の目にとまり易いところに建てて欲しいと訴えている。

こうした経緯もあって、昭和二十九年（一九五四）十月、玉島観光協会によって戸島神社の敷地内（現在、戸島公園）

に徳富盧花・愛子夫妻の歌碑が、比翼碑として建立された。

昭和八年、盧花の歌碑建立時に愛子夫人より養父ヶ鼻保勝会へ送られた歌は、左記の通りである。

「おもひ出の波よる磯にこゝろとぶ

うれしいのちのよみがへるけふ」

昭和二十九年の歌碑建立時に、実際に刻まれた歌は次のようなものであった。

「おもひ出の浪よる磯に心飛ぶ

詩碑に命のよみがへる今日」

なぜ、この時歌碑の一部が加筆されたのか不明である。

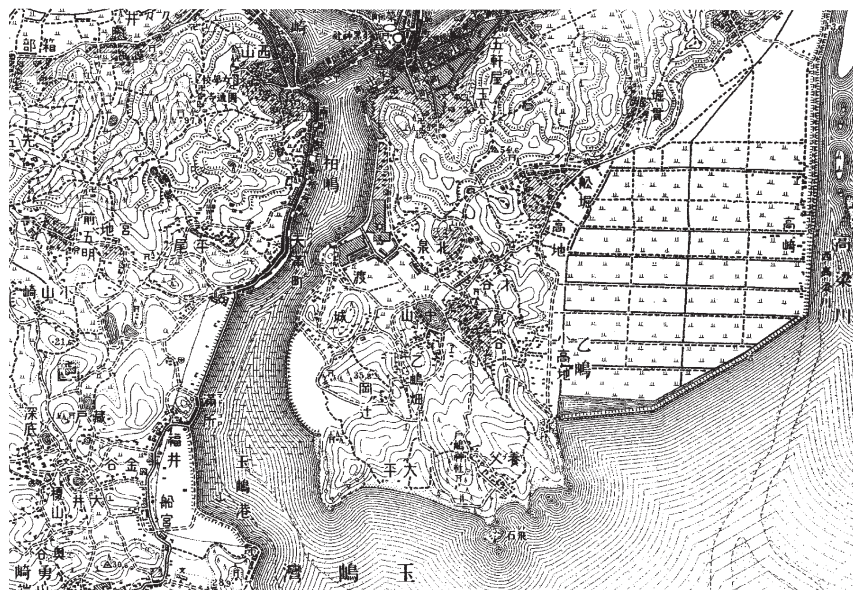
最後に、本稿は『倉敷雑記4』の成果に多く依拠しています。

註

（1）森田平三郎『倉敷雑記4』（平成五年）

（2）養父ヶ鼻保勝会編輯『徳富盧花先生歌碑除幕式記念歌集』（昭和九年）

（3）浅原九女発行『浅原丈平追憶』（昭和四十四年）
（おおしま たかお）



養父ヶ鼻周辺地図

玉島 明治三十年測図明治四十三年第一回修正測図大正五年製版
著作権所有印刷兼発行者 大日本帝国陸地測量部

平成23年度歴史資料講座

歴史資料整備室では平成22年度に引き続き、地域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。前年度の課題と参加者の要望をふまえ、会場を前年度の第5回目で使用した真備保健福祉会館大会議室に固定し、募集人員も50人から100人に増やしています。結果、102人分の応募があり、全員を受け入れられるよう調整の上で全5回の講座を実施しました。毎回、熱心な受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。後日のアンケートでも、今後取り上げて欲しい題材についての要望、配布資料への画像掲載や古文書の原文に沿った講座を求める声など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 真備保健福祉会館大会議室（真備支所北隣）

【資料代】 300円（全5回分）

【募集期間】 平成23年9月1日～9月30日

■第1回目 玉島湊の歴史

開催日時：10月19日（水）

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

参加人数：95人

■第2回目 近世瑜伽門前町の様相について－紀行文・文学資料等から－

開催日時：11月16日（水）

講師：吉原 睦（文化財保護課）

参加人数：81人

■第3回目 「新禄」の訴惣惣人源助と家族・親族

開催日時：12月21日（水）

講師：首藤ゆきえ（井原市教育委員会文化課）

参加人数：82人

■第4回目 「水島」成立以前－東高梁川河口地域の歴史－

開催日時：1月18日（水）

講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）

参加人数：84人

■第5回目 岡田藩における明治維新－藩主伊東氏の場合－

開催日時：2月15日（水）

講師：渡邊隆男（市立中央図書館）

参加人数：77人

新刊紹介

岡山県立美術館学芸課編『塩田王野崎家 ゆかりの人と作品 野崎家塩業歴史館』

(公益財団法人竜王会館 二〇一二年二月)

待望久しかった、野崎家塩業歴史館初の図録である。

「日本の塩田王」と称された名門野崎家に伝来する什物一万数千件より精選された六十点余りの書画・陶磁器・漆器・金工品が紹介されている。書画では、倉敷縁の人物たちの作品とともに、四条派や岸派といった近世後期京都画壇の流れを汲む作家たちの絵画が目を引く。

図版解説は、岡山県立美術館の学芸員諸氏により分担執筆され、概ね五〇〇字以内で纏められている。また、太田健一氏「野崎家の歴史と伝統」などの論説により、野崎家に多くの優品が伝来した背景を理解することができ、本図録所載の諸作品を鑑賞する助けとなろう。

野崎家では、外部の専門家による収蔵品調査を継続中とのこと、新たな成果を収めた統編の刊行が待たれる。

※お問合せは公益財団法人竜王会館 (TEL 086・472

・2001) まで。非売品。

『倉敷市 帯高の歴史 高沼千拓三五〇年の春』

(帯高の歴史を学ぶ会 二〇一二年三月)

身近な歴史が忘れ去られようとしているという危機感のもと、地元有志により発足した「帯高の歴史を学ぶ会」が、成果を世に問うた読本である。本書にもあるように、帯高とは、帯江戸川家・早島戸川家(共に旗本)による干拓の結果成立した江戸時代の高沼村のうち、帯江戸川領を中心とした地域のことを指す。いきおい叙述の中心は、江戸時代中期以降のこととなっている。

本書の山場ともいえる高沼村の検地帳を取り上げた項では、「大きい田んぼベスト4」「長い畑ベスト3」を紹介する遊び心も見られる。帯高に居住する戦争体験者の手記は、本会の趣旨にもそぐう貴重なものである。全体に平易かつ懇切な叙述で、処々に読み手の興味をそせる記事が配されている。巻末には「資料編」が設けられており、史料図版に釈文が付されているのが嬉しい。

帯高の歴史を学ぼうとする人の入門書となるとともに、児童・生徒の地域学習への活用が期待できる一書。

※お問合せは中山道夫氏 (TEL 086・428・3466)

まで。頒価一、〇〇〇円。

岩田牧子『廻船問屋から 六代二〇〇年の物語』

(一向社 二〇一二年十一月)

本書の発行元株式会社一向社は、大阪市に存在する印刷デザイン業の老舗で、今から九十年前に岩田襄^{のほろ}によって創業された。一見、倉敷の歴史とは無縁であるかのように見える一向社と岩田家であるが、その発祥は備中国玉島湊で、新町（倉敷市玉島中央町）に軒を連ねた商家の一つ西喜屋北店を源流とする。本書は、一向社の節目の年を迎えるにあたって、二代目社長^{にしまや}の夫人である著者が、玉島以来の家の歴史を振り返った「家史」である。

残された古文書と現地探訪を手がかりに、初代岩田富三郎が経営した問屋兼造り酒屋の面影を追ひ、鉱山での成功を志した二代富三郎の消息を尋ね、一向社の継続と変革の各階梯を支えた歴代社長の人となり^{のほろ}が回想されている。玉島湊の交易を抛り所に栄えた商家が、新時代の風を受けどのように転身し新たな展開を模索していったのか、その一事例として興味深い。巻末掲載の家伝文書や玉島湊の旧観を伝える絵葉書も見どころとなっている。

※お求めはamazon.co.jpへ、お問合せは一向社（TEL 06・6451・2437）まで。定価一、八〇〇円（税抜）。

兼田麗子『大原孫三郎―善意と戦略の経営者』

(中央公論新社 二〇一二年十二月)

大原孫三郎は倉敷紡績や倉敷絹織などの企業経営、倉紡中央病院・大原美術館や三つの科学研究所（大原奨農会農業研究所・大原社会問題研究所・労働科学研究所）の設立などで有名で、これらは多少形を変えながらほとんどが現存している。

しかし、これらの有形のものだけを孫三郎は遺したわけではなかった。大原奨学会を通じて多くの若者に学資を援助した。人づくりという孫三郎の無形の遺産が、戦後日本の復興期や経済成長期にリーダーシップを発揮し、大きな役割を担ったのである。それは時間を経て大地を潤し、樹木や野菜・穀物を成育させる地下水をつくることに例えられる。孫三郎は人材育成について、短期的視点や自己利益を考えず、「地下水」づくりに徹した。

経済性や合理性を追求した企業経営と、人間愛と使命感に基づいた社会改良との両立に苦しみながら多面的で普遍的な社会貢献を行った孫三郎の生き方を伝える書物。

※お問合せは書店、または中央公論新社（TEL 03・3563・1431）まで。定価八八〇円（税抜）。

■『倉敷の歴史』第二十四号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十四号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
 - ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
 - ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ⑤ アラカルト 二頁程度（上限 三頁）
- いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

平成二十五年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成二十五年十月三十一日です（翌年三月発行）。原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

歴史資料整備室日記（抄）

二〇二二年

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六 校正 初校は、執筆者に校正していただきます。

七 備考

原稿は未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図、表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えをご用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先 〒七一〇——一三九八 倉敷市真備町箭田一

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

◆ 平成23年度

（平成24年）

1・18 第4回歴史資料講座

2・15 第5回歴史資料講座

3・26 第17回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

3・31 『倉敷の歴史』第22号発行

◆ 平成24年度

4・2～4 倉敷市所蔵東大橋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）

6・18 『倉敷の歴史』第23号編集会議

7・6 第18回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

8・29～9・1 倉敷市所蔵東大橋家文書整理（岡山大学文学部日本史研

究室）

10・17 第1回歴史資料講座

10・18 武蔵野市議会文教委員会が行政視察

10・24 大阪大学大学院日本史研究室が見学・資料閲覧

11・8～9 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会出席（広島市）

11・20 倉敷義倉文書が倉敷市指定重要文化財に指定

11・21 第2回歴史資料講座

11・29～30 中国四国地区文書館等職員連絡会議出席（徳島市）

12・14 くらしき市民講座（ライフパーク倉敷）

12・19 第3回歴史資料講座

12・25 『倉敷の歴史』第23号編集会議

『新修倉敷市史』

平成元年度から取り組んでまいりました『新修倉敷市史』は、平成１６年度をもちまして全１３巻を刊行することにより、完了することができました。この『新修倉敷市史』は、倉敷・児島・玉島の旧３市合併による新市発足２０周年を記念し、後世に誇り得る郷土の歩みを集大成し、市民共有の文化的財産としてこれを継承していくために、原始・古代から現在に至る倉敷市域の歴史を、全１３巻にまとめて刊行したものです。

この市史編さん事業にあたりましては、多くの市民の皆様や諸機関から貴重な資料や情報の提供をいただきました。また市史編さん委員・市史研究会員・執筆者の方々には編集・執筆に多大なご協力をいただきました。

●『新修倉敷市史』ご案内

		内 容	定価（税込）
第 １ 巻	考 古	旧石器時代から江戸時代に至るまで、豊富な遺跡の調査資料を基に、市域の歴史の推移をたどる。	６，４２３円
第 ２ 巻	古代・中世	今まで不明な点が多かった古代・中世における倉敷地域の歴史を鮮やかに描き出す。	６，７００円
第 ３ 巻	近世（上）	領主と支配のしくみ、村のなりたち、町場の形成と流通、など詳しい研究成果を意欲的に盛り込む。	６，７５０円
第 ４ 巻	近世（下）	領主支配の動き、教育と文化の広がり、幕末の動乱と倉敷、などを豊富な史料により克明に描く。	６，５００円
第 ５ 巻	近代（上）	明治維新と諸変革、地租改正と殖産勸業、などを豊富な史料に裏打ちされていきいきと描く。	６，５００円
第 ６ 巻	近代（下）	倉敷の地で芸術や学問の顕著な発達が見られ、独自の文化圏を形成していく時代を記述する。	６，５００円
第 ７ 巻	現 代	水島臨海工業地帯が形成され、三市合併により新倉敷市が誕生する昭和戦後・平成期を解説する。	６，９００円
第 ８ 巻	自然・風土・民俗	自然環境、暮らしと生業、民俗に分けて、先人が自然とともに生きてきた知恵をまとめる。	６，５２５円
第 ９ 巻	史料 古代・中世・近世（上）	古代・中世編では倉敷に関する古代・中世の知りうるすべての史料を、近世編では村々の概観、領主と支配のテーマで基本的な史料を収録する。	８，２５７円
第 １０ 巻	史料 近世（下）	倉敷代官所の支配のしくみなど、倉敷市域の近世史を物語る特徴的な史料を翻刻し収録する。	８，５００円
第 １１ 巻	史料 近代（上）	地租改正、自由民権運動など、明治期における各般に亘る貴重な史料を幅広く収める。	８，４００円
第 １２ 巻	史料 近代（下）・現代	大正期から戦後に至る倉敷市域の史実を明らかにする重要な史料を網羅する。	８，６００円
第 １３ 巻	美術・工芸・建築	美術・工芸・建築について豊富な写真・図版で解説し、倉敷市の芸術的な文化遺産をまとめる。	６，１１６円

●『新修倉敷市史』購入申し込み方法

『新修倉敷市史』の販売は、倉敷市との契約により株式会社山陽新聞社が行っています。購入の申し込みは、最寄りの書店、山陽新聞社（ＴＥＬ：０８６－８０３－８１６４）、山陽新聞販売所へどうぞ。

●問い合わせ先

〒７１０－１３９８ 倉敷市真備町箭田１１４１番地１

倉敷市真備支所３階

倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室

ＴＥＬ：０８６－６９８－８１５１

E-mail: hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

研究誌『倉敷の歴史』 1～23号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第11号	2001年 3 月	無償頒布
第12号	2002年 3 月	無償頒布
第14号	2004年 3 月	無償頒布
第15号	2005年 3 月	無償頒布
第16号	2006年 3 月	1 部500円にて販売
第18号	2008年 3 月	1 部700円にて販売
第19号	2009年 3 月	1 部800円にて販売
第20号	2010年 3 月	1 部900円にて販売
第21号	2011年 3 月	1 部900円にて販売
第22号	2012年 3 月	1 部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1438>）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2013年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086 - 698 - 8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第23号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第二十三号をお届けいたします。御執筆いただいた方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可いただいた方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十三号を迎えますが、これも愛読していただいております。

▽本号には、論文四編、聞き書き倉敷の歴史一編、史料紹介二編、史料群紹介一編、アラカルト一編、報告一編を収録しました。それぞれに、倉敷の歴史を新しい視点から明らかにしたものです。ぜひ御一読されることをお勧めいたします。

▽平成二十四年度には、林源十郎商店記念室の開室、総務課歴史資料整備室が所蔵する倉敷義倉文書の市指定重要文化財への指定、第一回大原孫三郎・總一郎研究会の開催、旧野崎家住宅での相次ぐ史料発見など明るい話題が相次ぎました。そのほか、地域での歴史研究会も各地で行われています。総務課歴史資料整備室でも、前年度に引き続いて歴史資料講座を五回開催し、かつてない多数の御応募をいただきました。こうした、市民参加が

できる事業は継続していく予定で、今後は新しい事業にも取り組んでいきます。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽『倉敷の歴史』第二十三号では、今まで執筆されたことがない新しい執筆者がおります。第二十四号でも、新しい応募者をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

▽倉敷市総務課歴史資料整備室のホームページを開設しています。事業概要、刊行物、主な所蔵歴史資料について紹介しています。また、なつかしい風景の写真や所蔵する資料の一部をデジタル画像で閲覧できます。ホームページは徐々に充実させていく予定です。こちらにもぜひ御覧ください。

（山本・畑・立石）

倉敷の歴史

第23号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成25年3月31日

編集 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発行 倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1438>